

# 稼ぐ力のための知的財産

～知的財産を経営戦略に～

- 産業構造審議会 第21回知的財産分科会
- 2026年（令和8年）5月14日

1 稼ぐ力のための知的財産

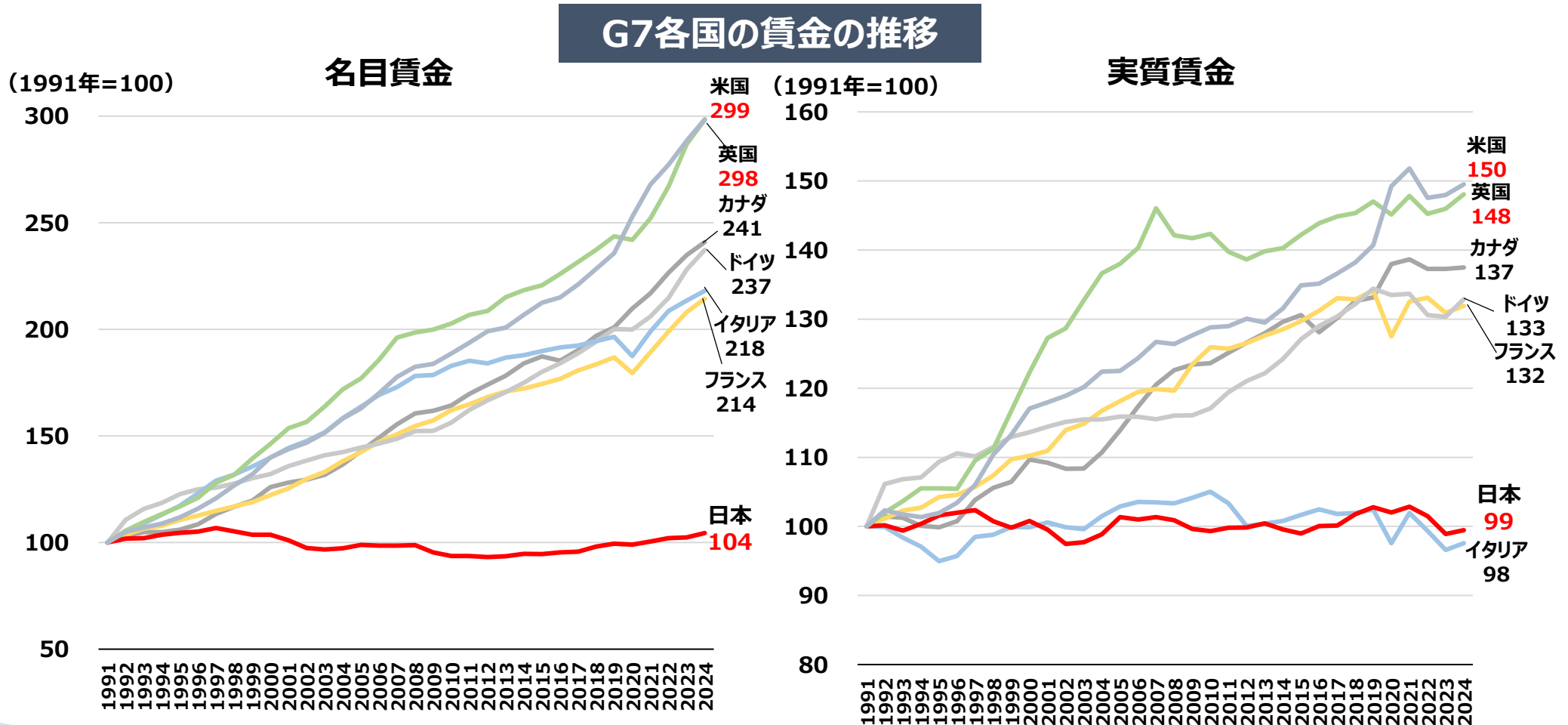
2 「稼ぐ力のための知的財産」の実現に向けた特許庁の取組

3 参考資料（その他の施策等）

# 1. 稼ぐ力のための知的財産

# G7各国の賃金の推移

◆ 名目賃金・実質賃金の推移を見ると、1991年から2024年にかけて、名目賃金については、米国は2.99倍、英国は2.98倍の上昇に対し、日本は1.04倍。実質賃金については、米国は1.50倍、英国は1.48倍の上昇に対し、日本は0.99倍。

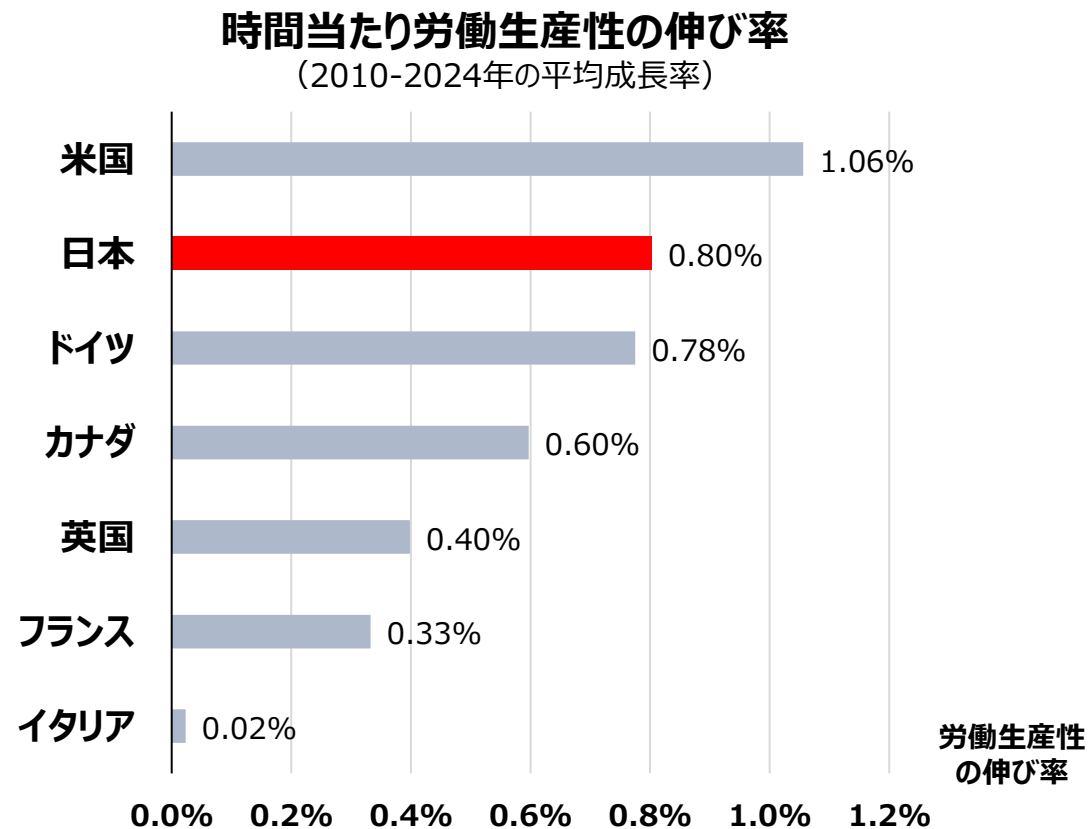
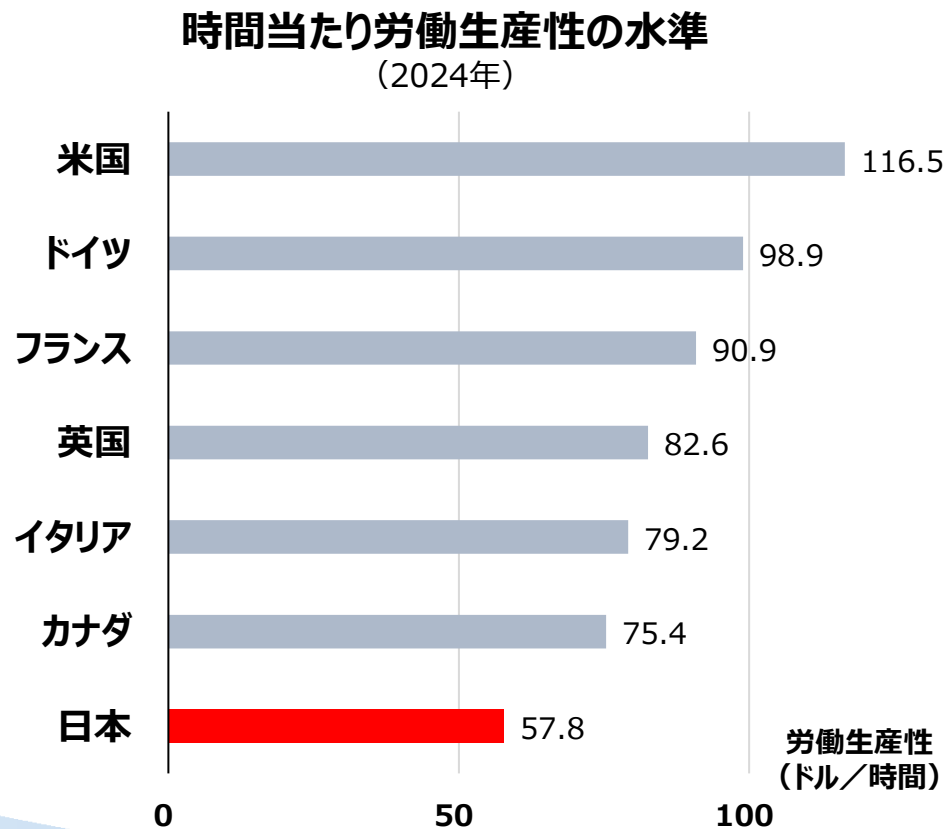


(注) 国民経済計算における「賃金・俸給」を雇用者数で割った上で、雇用者の平均週労働時間に対するフルタイム雇用者の平均週労働時間の割合を乗じて計算された数値。  
 出典：OECD.statをもとに作成。

# 日本は労働生産性の水準は低いが、生産性は上昇している

- ◆ 労働生産性の水準を見ると日本は57.8ドルと、G7諸国の中で最も低い。
- ◆ 一方、2010年以降の時間当たり労働生産性の伸び率を見ると、日本は+0.80%と、G7諸国の中で米国に次いで高い。

## G7各国の時間当たり労働生産性

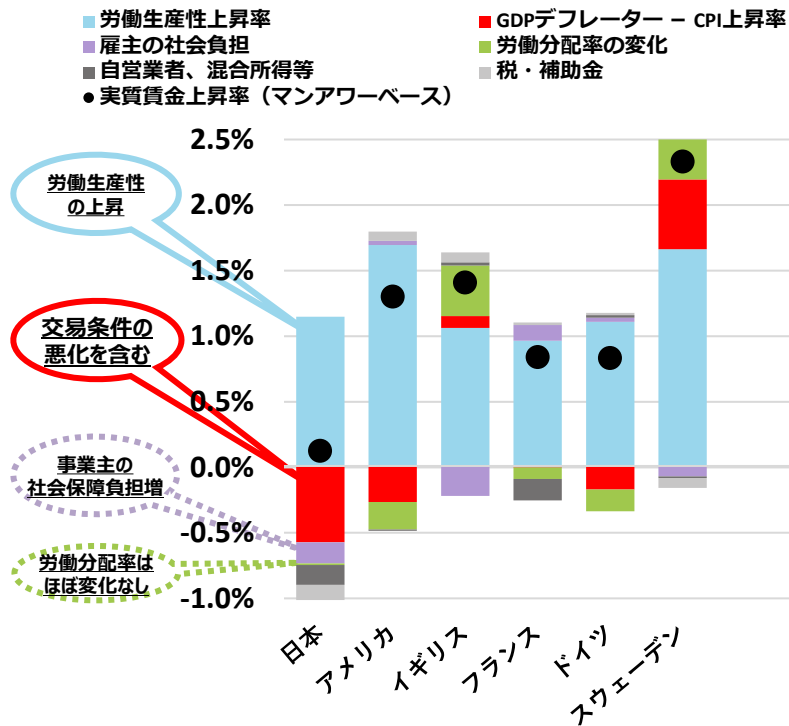


(注) 時間当たり労働生産性は、GDPを総就業時間で割った値。2020年購買力平価 (PPP) 米ドルで換算した値。左図は名目値、右図は実質値。  
(出所) OECD.statを基に作成。

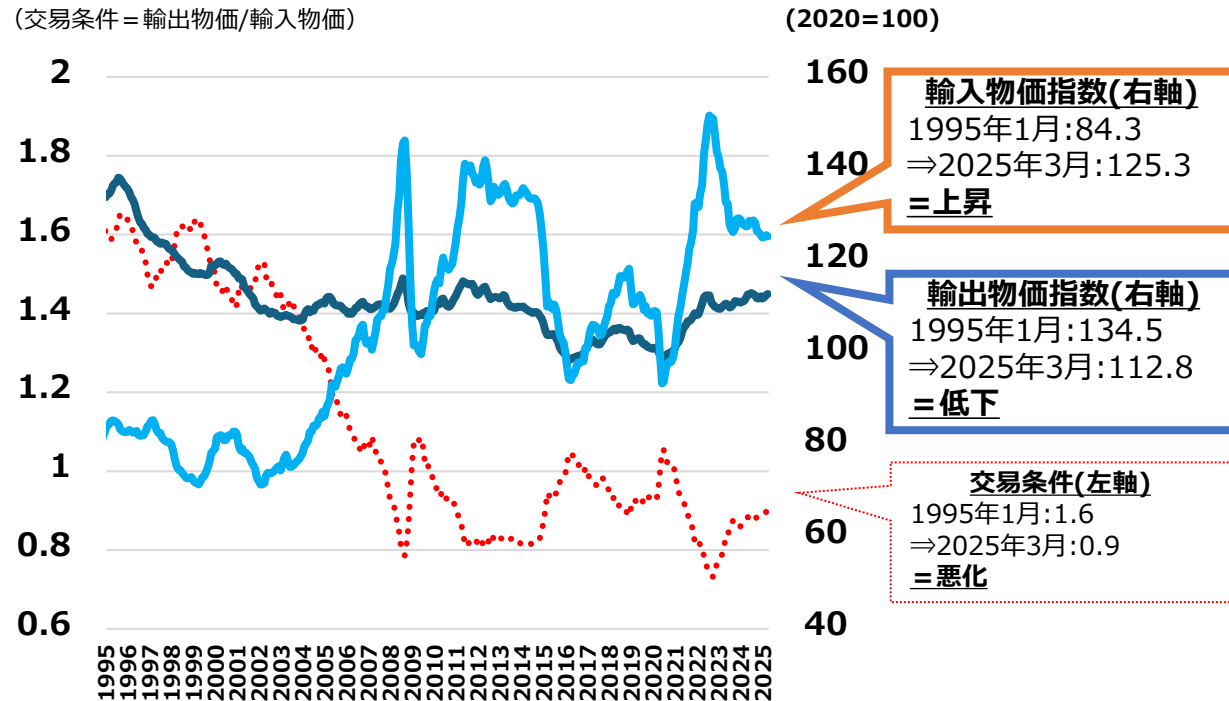
# 高いモノを輸入し、安いモノを輸出してきた

◆ これまで、**労働生産性の上昇は主要先進国並み**だったが、**交易条件の悪化（＝資源等を高く輸入、製品・サービスを安く輸出）**が大きく影響し、**実質賃金は停滞**。交易条件要因は、社会保障負担要因や労働分配率要因よりも大。

実質賃金上昇率の要因分解  
(1995～2021年の26年平均)



交易条件(契約通貨ベース)の推移  
(1995～2025年)



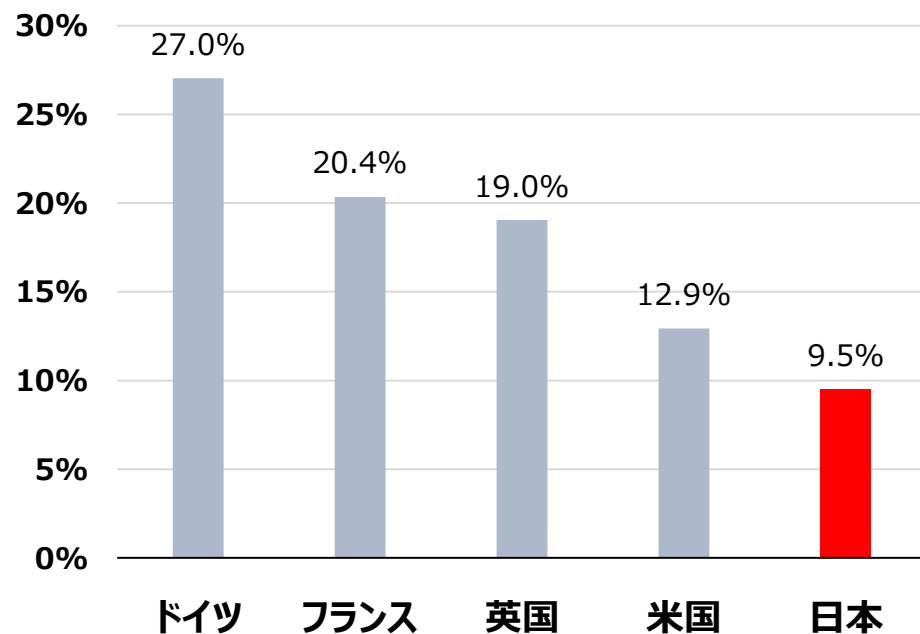
- ・ (注) 左図：GDPデフレーターとCPI上昇率の差は、交易条件以外に、そもそもの指数の作成方法の違い等によっても生じる。税・補助金とは、「生産・輸入品に課される税-補助金」のことである。
- ・ (出所) 左図：厚生労働省「第3回社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提に関する専門委員会（令和5年4月5日）」より、経済産業省が作成。右図：日本銀行「企業物価指数」より、経済産業省が作成。「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 第4次中間整理」より。

# 日本企業は、新製品・サービスを生み出せていない

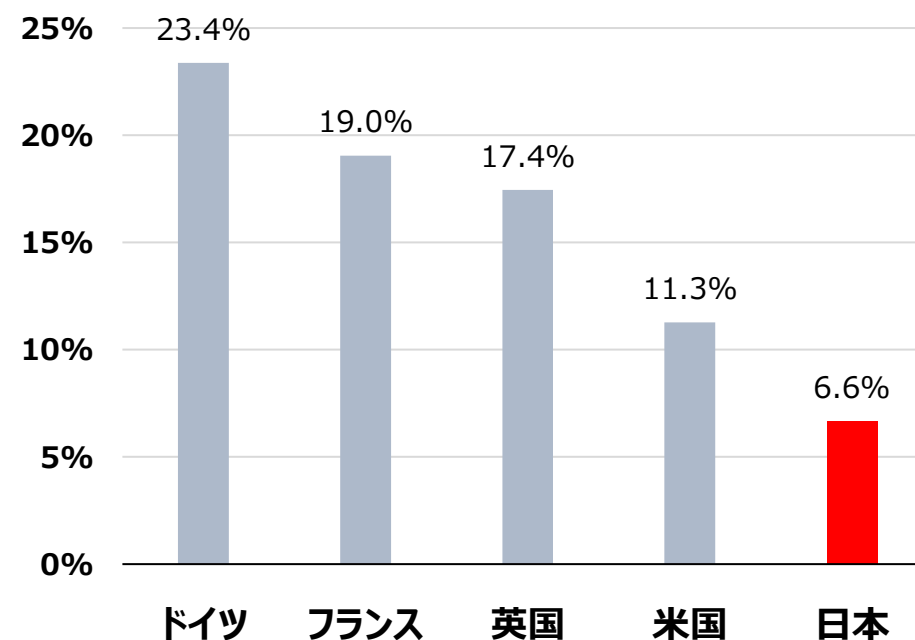
◆ OECDによると、新製品や新サービスを投入した企業の割合は、主要先進国で日本が最も低い。

## 新製品・サービスを投入した企業の割合

### 新製品を投入した企業の割合



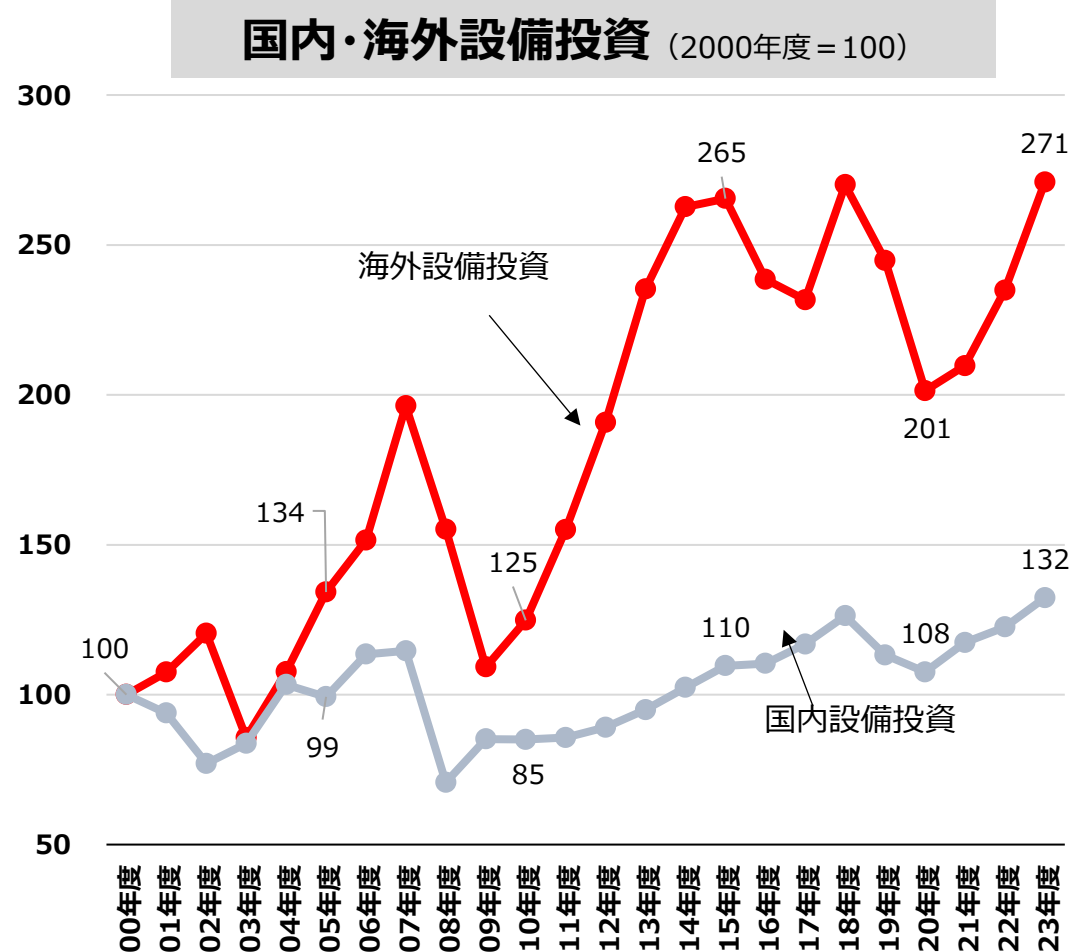
### 新サービスを投入した企業の割合



(注) プロダクト・イノベーションとして、新しい商品・サービス（新機能の追加や用途の大幅な改善を含む。）を投入した企業の割合。日本は2019-21年、英国、フランス、ドイツは2018-20年、米国は2017-19年のデータ。出典：OECD（2023）「OECD Business Innovation Indicators 2023 edition」をもとに作成。

# 設備投資は過去最高も実質はコロナ前水準未達、海外との差が拡大

- ◆ 民間企業設備投資額は、過去最高を更新した。一方で、実質では、コロナ禍前の水準に達していない。
- ◆ 海外設備投資の伸びと比較すると、国内の設備投資の伸びは、依然として限定的。



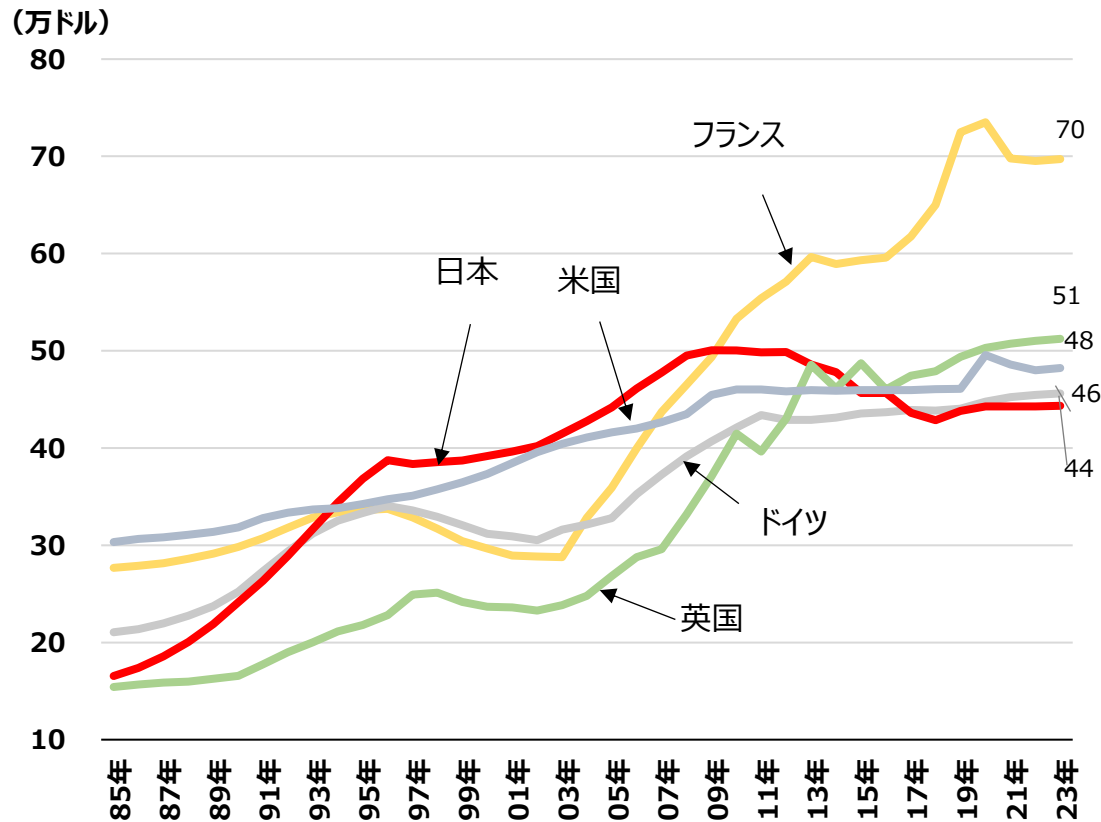
(注) 「海外設備投資」は、海外現地法人の設備投資額。「国内設備投資」は、財務省「法人企業統計年報」(国内法人が対象)における設備投資額。国際比較の「資本装備率」は、資本ストックを就業者数で割った値であり、2021年米国PPPドルで実質化した値。

(出所) 内閣府「国民経済計算(2025年4-6月期2次速報)」、経済産業省「海外事業活動基本調査」、財務省「法人企業統計年報」、University of Groningen "Penn World Table version 11.0"を基に、内閣官房日本成長戦略本部にて作成。日本成長戦略会議(第1回)基礎資料より。

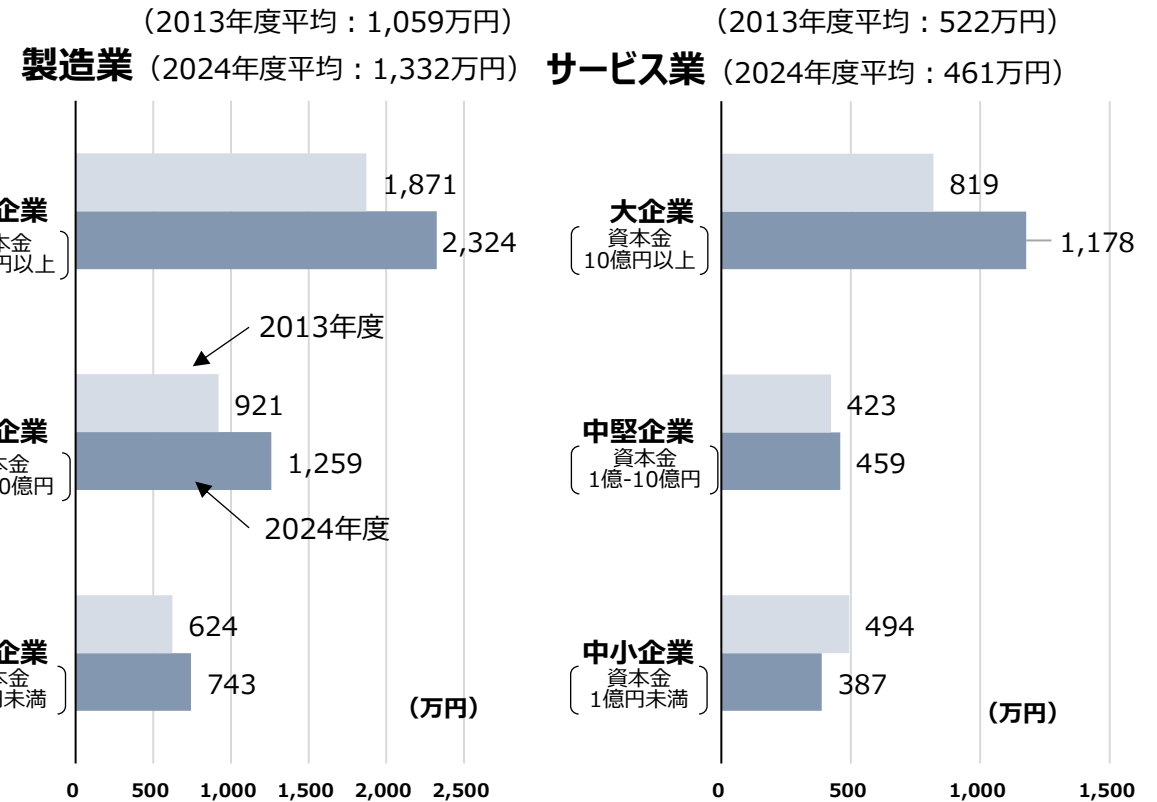
# 資本装備率も欧米に遅れ

◆ 我が国の資本装備率（従業員1人当たりの有形固定資産額）は、欧米諸国より低い。企業規模が小さいほど低く、その伸びも小さい傾向。

## 資本装備率の国際比較（実質）



## 企業規模別 資本装備率



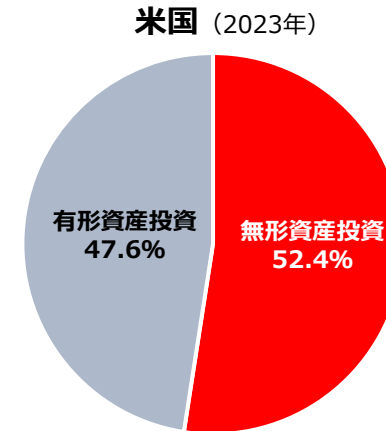
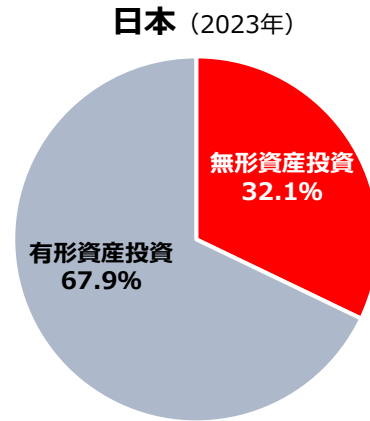
(注) 規模別比較の「資本装備率」は有形固定資産額を期中平均従業員数で割った値。「サービス業」は、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、学術研究、専門・技術サービス業、教育・学習支援業、職業紹介・労働者派遣業、その他のサービス業の合計。

(出所) 内閣府「国民経済計算（2025年4-6月期2次速報）」、経済産業省「海外事業活動基本調査」、財務省「法人企業統計年報」、University of Groningen "Penn World Table version 11.0"を基に、内閣官房日本成長戦略本部にて作成。日本成長戦略会議（第1回）基礎資料より。

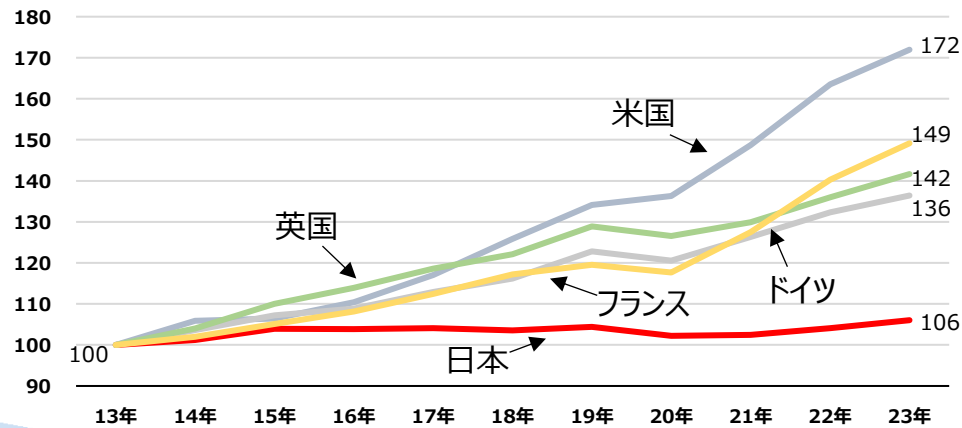
# 日本の無形資産投資水準は依然として低い

◆ 日本の無形資産投資額（研究開発等）は欧米諸国より伸び悩んでおり、水準も低い。

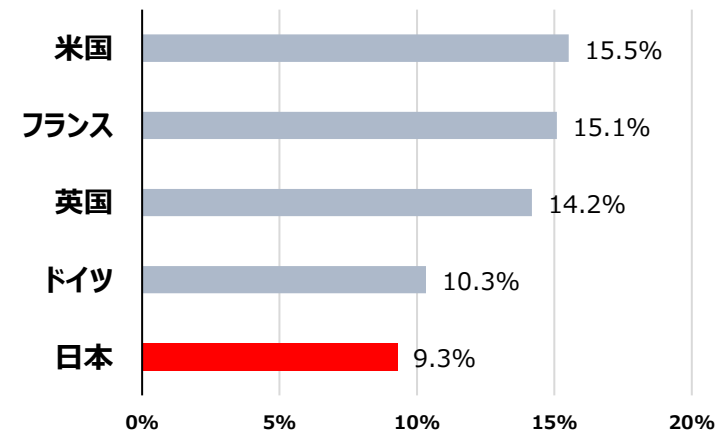
## 投資額の構成割合



## 無形資産投資の国際比較 (実質、2013年=100)



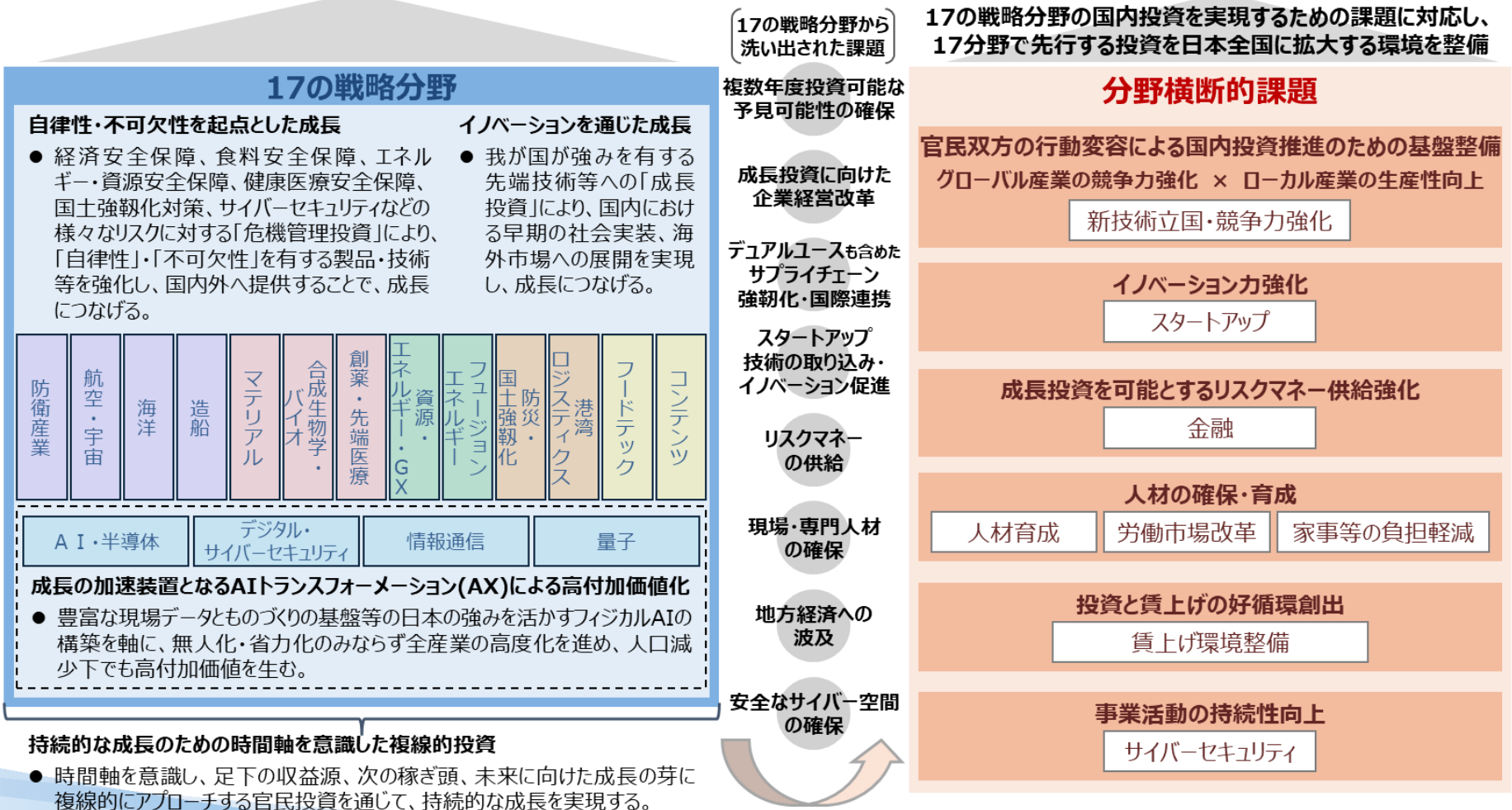
## 無形資産投資 (対付加価値比、2023年)



(注) 「無形資産投資額」は、ソフトウェア、研究開発 (R&D)、組織資本、工業デザイン、ブランド、金融業の新商品開発費など。  
 (出所) Luiss Business School "Global Intan-Invest"を基に内閣官房日本成長戦略本部にて作成。日本成長戦略会議 (第1回) 基礎資料より。

# 日本成長戦略の基本的考え方

- 我が国に圧倒的に足りない**国内投資を徹底的にこ入れ**する。「危機管理投資」「成長投資」により、世界共通の課題解決に資する製品等を開発し、国内外に提供することで、日本の成長につなげる。
- これにより、安全と安心を確保し、所得を増やし、消費マインドを改善し、事業収益が上がり、税収が自然増に向かう**「強い経済」の好循環を実現**する。



(出所) 令和8年4月22日、日本成長戦略会議（第4回）資料1 日本成長戦略の基本的考え方

# 日本成長戦略・科学技術イノベーション基本計画における知的財産の位置付け

## 第4回 日本成長戦略会議

資料2「分野横断的課題への対応の方向性」

1. 新技術立国・競争力強化

(3) 講じるべき施策パッケージ

② 「責任ある積極財政」を通じた「危機管理投資」・「成長投資」の推進

(ii) 成長投資を促進する「攻めの経営」の実現

...

- **知財を戦略的に取得・活用する企業経営の推進**、ボトルネックとなり得る権利侵害を抑制するための法的措置の検討、国等が支援する研究開発投資における**事前の調査及び適切な知財取得の実施**。

## 第7期「科学技術イノベーション基本計画」

第5章 産学官を結節するイノベーション・エコシステムの高度化

4. 知財・標準化戦略の推進

(1) 知財戦略の推進

...

国等が支援する研究開発投資については、その成果が強い経済の実現に資するよう、その事業の目的に応じて、各府省の研究開発評価指針や「大学知財ガバナンスガイドライン」等の内容を踏まえることを始め、**他者の権利の侵害の有無についての事前の調査や適切な知財の取得を行うものとする**。

...

# 特許→利益→研究開発投資→新商品→特許の好循環を実現

## 株式会社タンガロイの事例

(令和6年度 知的財産権制度活用優良企業等表彰 知財功労賞 特許庁長官表彰)

- ◆規格品ではない、高能率・高効率のオリジナルの切削工具を開発し、**特許で保護**。
- ◆国内外のライセンス要請には原則応じない**クローズド戦略**で高い利益率を実現。
- ◆積極的な研究開発投資により、新製品を迅速に出し続けて製品のライフサイクルを短くすることで、**価格競争を回避し、高い利益率を維持**。

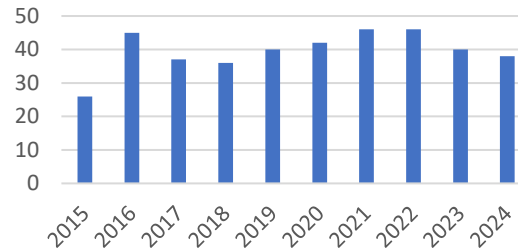


穴明け加工製品  
DrillMeister



旋削加工用材種  
T9200シリーズ

特許登録件数  
※年間30-40件前後が登録



売上高に占める研究開発費  
の割合は5%程度

※平均(約3%)よりも高い水準。

出典：「パフェット流で快走のタンガロイ、持続的成長の極意」  
(日本経済新聞)  
(<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODZ087EM0Y1A300C2000000/>)

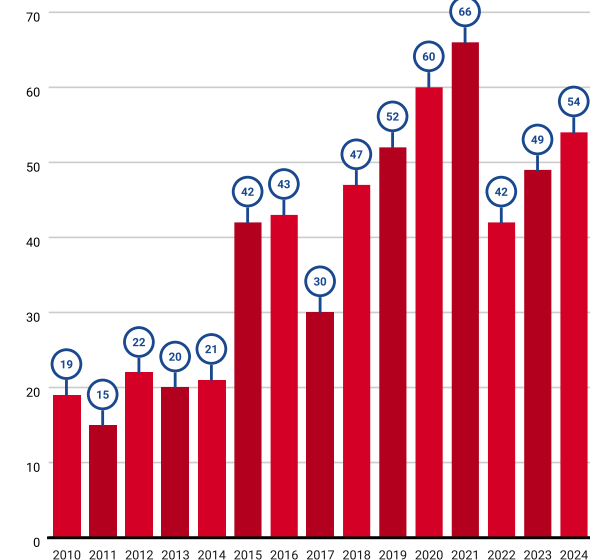
出典：「統計トピックスNo.140」(総務省統計局)  
(<https://www.stat.go.jp/data/kagaku/kekka/topics/topics140.html>)

2024年の利益率は  
約40%

| 年    | 2024      |
|------|-----------|
| 売上高  | 621億2300万 |
| 営業利益 | 268億900万  |
| 経常利益 | 310億4700万 |
| 純利益  | 250億5900万 |

出典：「株式会社タンガロイ 財務情報」(PR TIMES)  
(<https://prtimes.jp/finance/5380001019501/settlement>) を加工して作成

年間新製品発売数  
※15年連続で業界最多

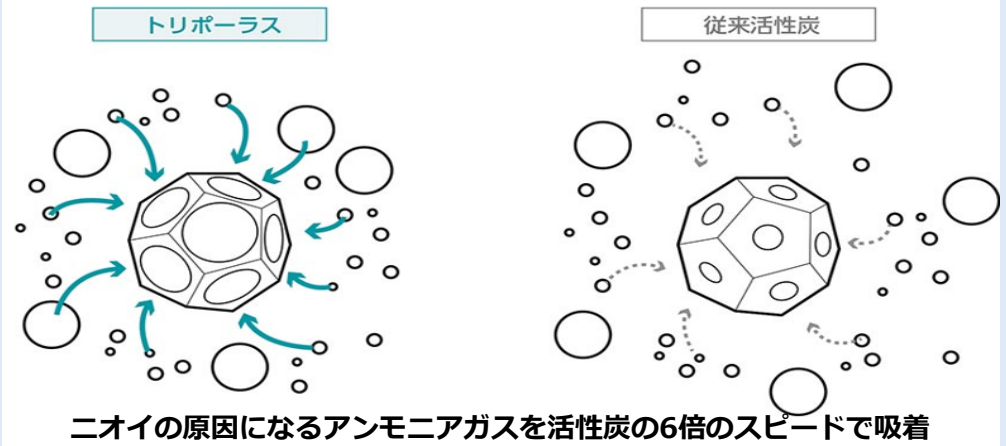


出典：「数字でわかるタンガロイ」(タンガロイ)  
(<https://tungaloy.com/jp/recruit/about/numbers.html>) を加工して作成

# 研究開発→特許・商標→新たな事業分野で他社と共に新製品を実現

## ソニーグループ株式会社の事例

- ◆ 同社はリチウムイオン電池の電極材料の研究開発の過程で、米の籾殻から生まれた活性炭「トリポーラス™」を開発し、特許権と商標権を取得。(Triporous (トリポーラス) はソニーグループ株式会社の商標です。)
- ◆ この素材は、従来の活性炭では吸着しづらい物質を吸着する、吸着スピードが速い、多量の薬剤を添着できるなど、優れた性質があることは判明したが、同社の既存事業に活用先はなく、単独での新規事業立ち上げも困難と判断。



- ◆ そこで、オープンイノベーションによる事業化を選択。知財部門が「トリポーラス」の事業化に向けた協業先の選定、協業先との共同研究などを通じた製品化を主導し、実現。

### トリポーラス事業

① 技術・機能を保護する特許

② ブランド化のためのロゴなどの商標

③ 環境価値を裏付ける客観的評価データ



【販売中】

- ・デサント (ソックス、ゴルフウェア)
- ・アスワン (絨毯)
- ・スタイレム (ハンカチ・タオル)
- ・ロート (薬用ジェルクレンジ、デ・オウ 薬用スカルプケアシャンプー)
- ・イッセイ ミヤケ (ジャケット)
- ・ヒツジのいらないスリープウェア
- ・ミズノ (Tシャツ、パンツ、ロングシャツ等)

### 効果

自社の特許・商標を元に、パートナーと協業して、自社の事業分野以外で新製品を創出

# 特許の無償開放によって市場を作りつつ、差別化技術で競争力を維持

## ダイキン工業株式会社の事例

- ・ R32は従来の冷媒に比べて地球温暖化係数が約1/3と低く、オゾン層破壊係数もゼロ。
- ・ ただし、従前の規格では「可燃性」に分類されており、国際規格や国内法規制で使用が制限されていたため、普及には障壁があった。
- ・ そこで、以下のオープン・クローズ戦略を実行することで、普及の障壁を取り除きつつ競争優位を確保し、売上拡大につなげた。

標準化      特許

### ◆オープン戦略（普及促進）

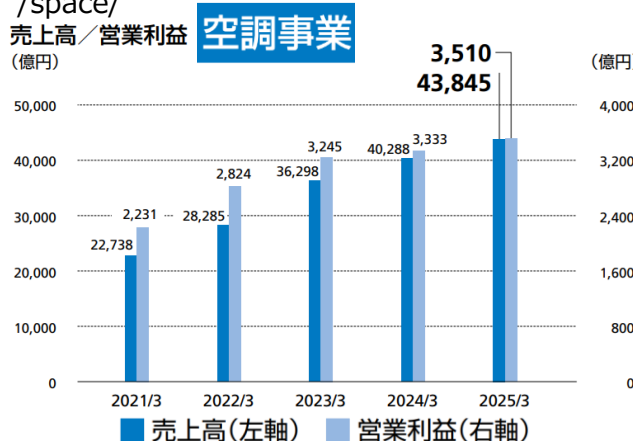
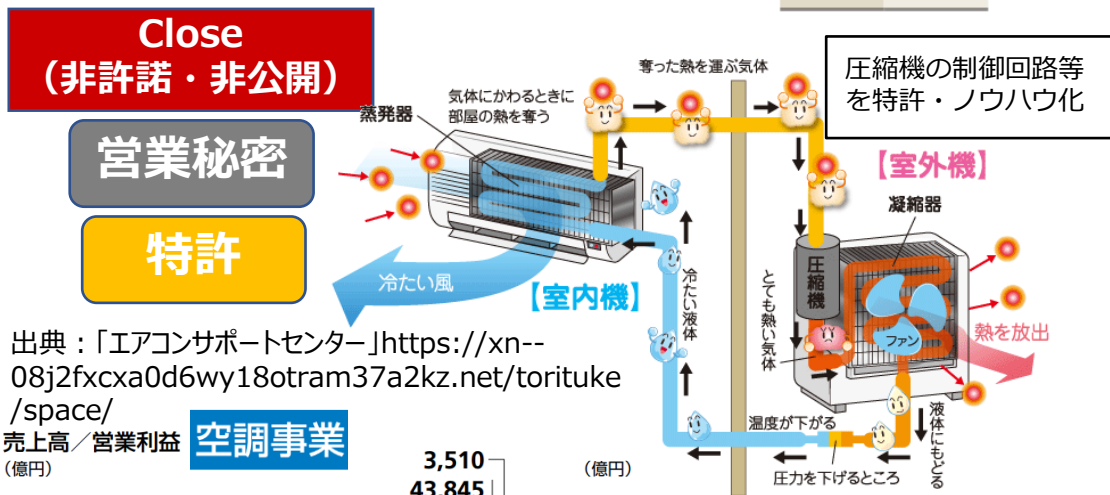
- ・ 国際標準化活動：規格を改訂し、装置に要求される安全水準が低い「微燃」区分を新設。
- ・ 国内法規も改正し、R32の使用要件を緩和。
- ・ 特許の無償開放：R32関連特許を無償開放。

営業秘密      特許

### ◆クローズ戦略（競争優位の確保）

- ・ 省エネ技術（圧縮機の制御回路等）等の差別化技術は秘匿・権利化し、自社の競争力維持に活用。

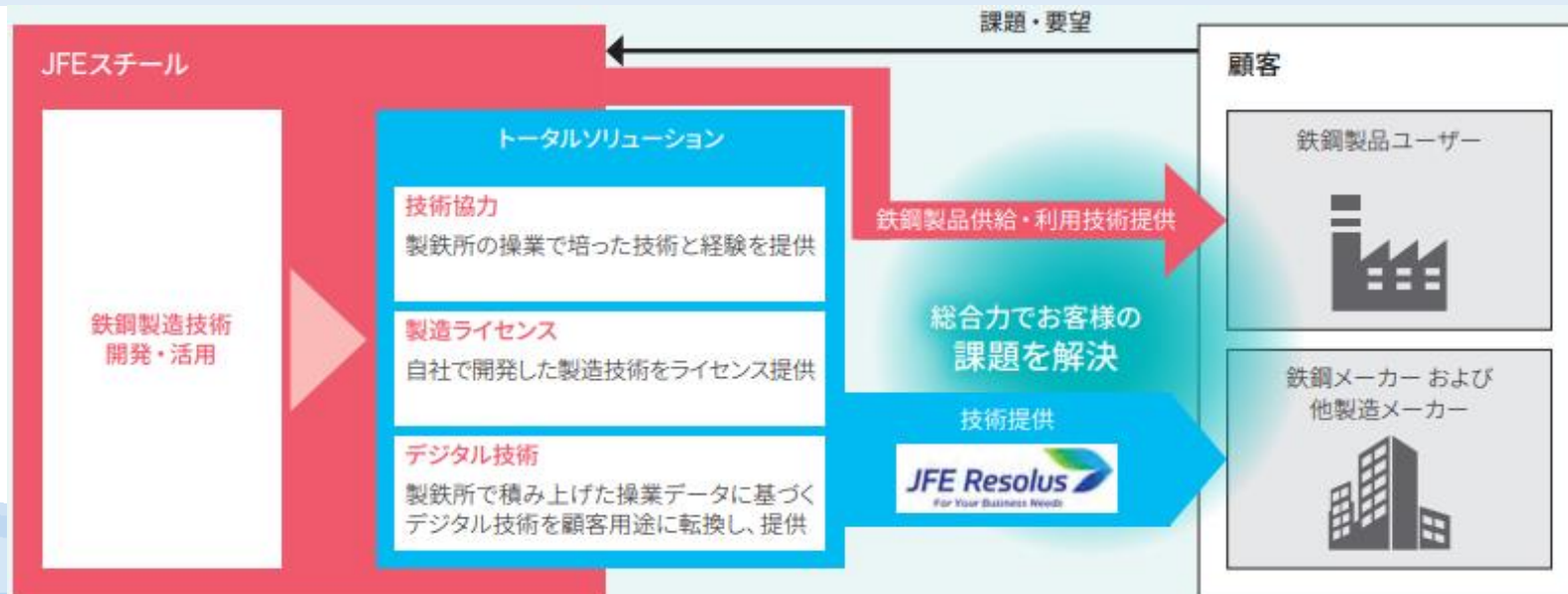
出典：「統合報告書2025」（ダイキン）（[https://www.daikin.co.jp/-/media/Project/Daikin/daikin\\_co\\_jp/investor/library/annual/2025/2025-pdf](https://www.daikin.co.jp/-/media/Project/Daikin/daikin_co_jp/investor/library/annual/2025/2025-pdf)）を加工して作成



# 社内技術の外部提供を新たな事業として立上げ

## JFEスチールの事例

- ◆ JFEスチールでは、中期経営計画において、知財戦略を事業戦略・研究開発戦略と一体の経営基盤と位置づけ、社内技術の囲い込みから外部展開へと戦略を転換。
- ◆ この方針のもと、鉄鋼技術開発で培われた1万件を超える特許を含む多様な無形資産を活用し、新たな価値創出につなげるべく、ソリューションビジネス事業（特許だけでなく、技術・ノウハウ、デジタル技術等も含めたソリューション提供）として、「JFE Resolus®」を立ち上げた。
- ◆ この事業において、知財部は、関係部署と連携して社内の“売れそうな技術”を探索するとともに、IPランドスケープ（IPインテリジェンス）を活用して「他社がどんな技術を探しているのか」といった市場調査を行い、外部提供する技術ラインナップを決定。また、外部企業への技術ライセンス業務も主導。
- ◆ 本事業の収益目標としては、2027年度に150億円（利益目標2,600億円の5.7%）を目指している。

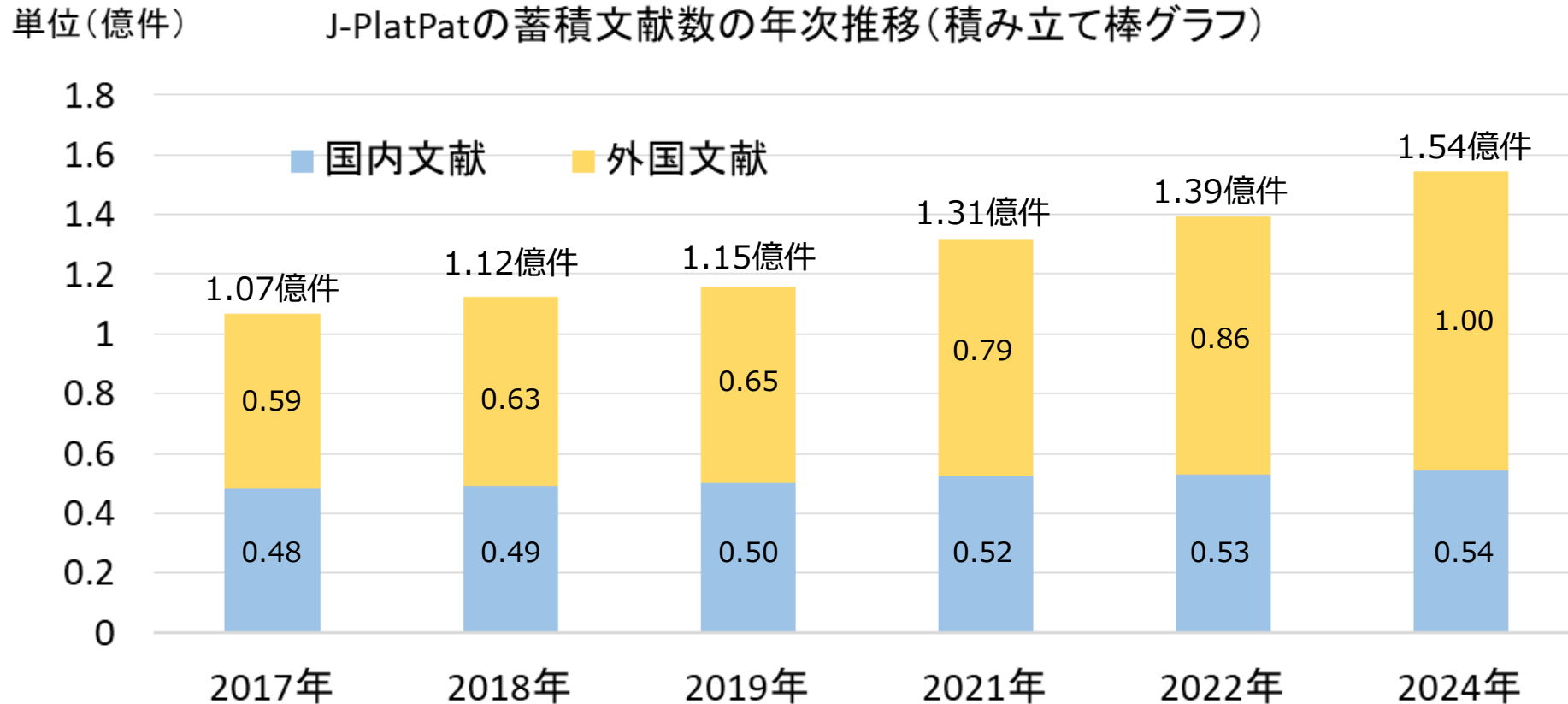


出典：JFE GROUP REPORT  
2024、JFEグループ長期ビジョン「JFE  
ビジョン2035」、第8次中期経営計画  
説明会資料、日経ビジネス知財経営  
ランキング2025をもとに特許庁作成



# 特許情報は自社・競合会社、潜在的な連携相手を知る宝の山

◆ 特許文献の蓄積数は2024年に1.54億件に到達。特許文献には、発明の課題や解決手段、効果などが含まれる。



出典：特許庁作成

➤ 米独の77社を対象とした実証分析 (“ How to create commercial value from patents: the role of patent management” Ernst et al.,2016) によると、**特許情報の活用** (競合他社の技術アセットの監視、侵害予防調査、M&A等外部技術の評価、ライセンス先の探索) **をしている企業ほど企業業績が良い**との結果。

# IPインテリジェンスの例

◆ IPインテリジェンスとは、**特許情報分析に、マーケット情報分析なども加えることによって、経営層**がより確度の高い意思決定を行えるようにすること。

(例) IPインテリジェンスを用いた分析のイメージ

## Step 0 : 仮説・課題の設定

- 経営層へのヒアリング等を通じて、**仮説・課題を設定する。**

## Step 1 : 特許情報分析による有望市場特定

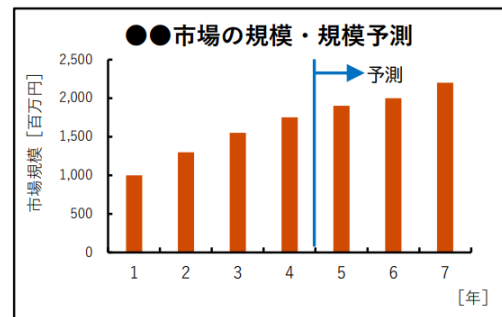
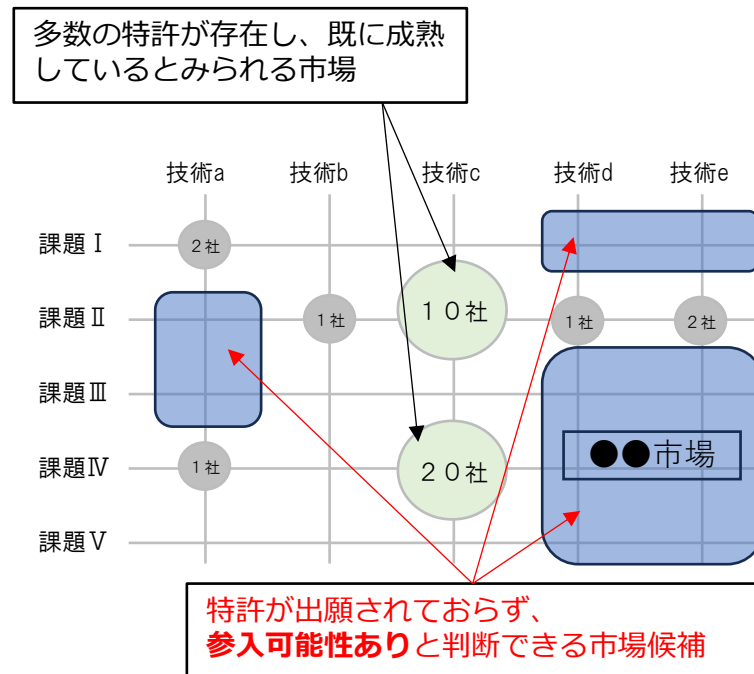
- ① **自社が強みのある既存技術**や、その**応用で開発可能な技術をリストアップ** (技術 a ~ e)
- ② ①の技術がどのような課題解決に用いられているか、**特許情報を分析**する。(課題 I ~ V)
- ③ ①と②の情報を、右図のようにマッピングし、**特許出願が少ない領域を、未成熟で参入可能性がある市場候補として特定。**

## Step 2 : マーケット情報の分析

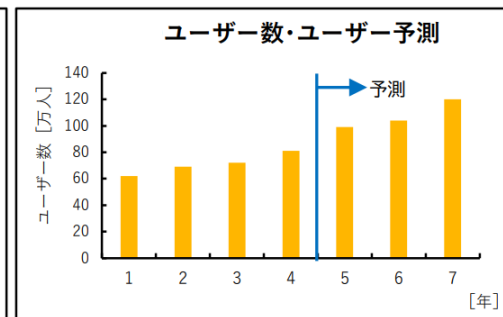
- Step 1 で参入可能性ありと判断した●●市場について、**マーケット情報の分析を行う。**

## Step 3 : 経営判断

- Step 2 で分析を行ったマーケット情報に基づいて、**経営層が、実際に参入する市場を決定する。**



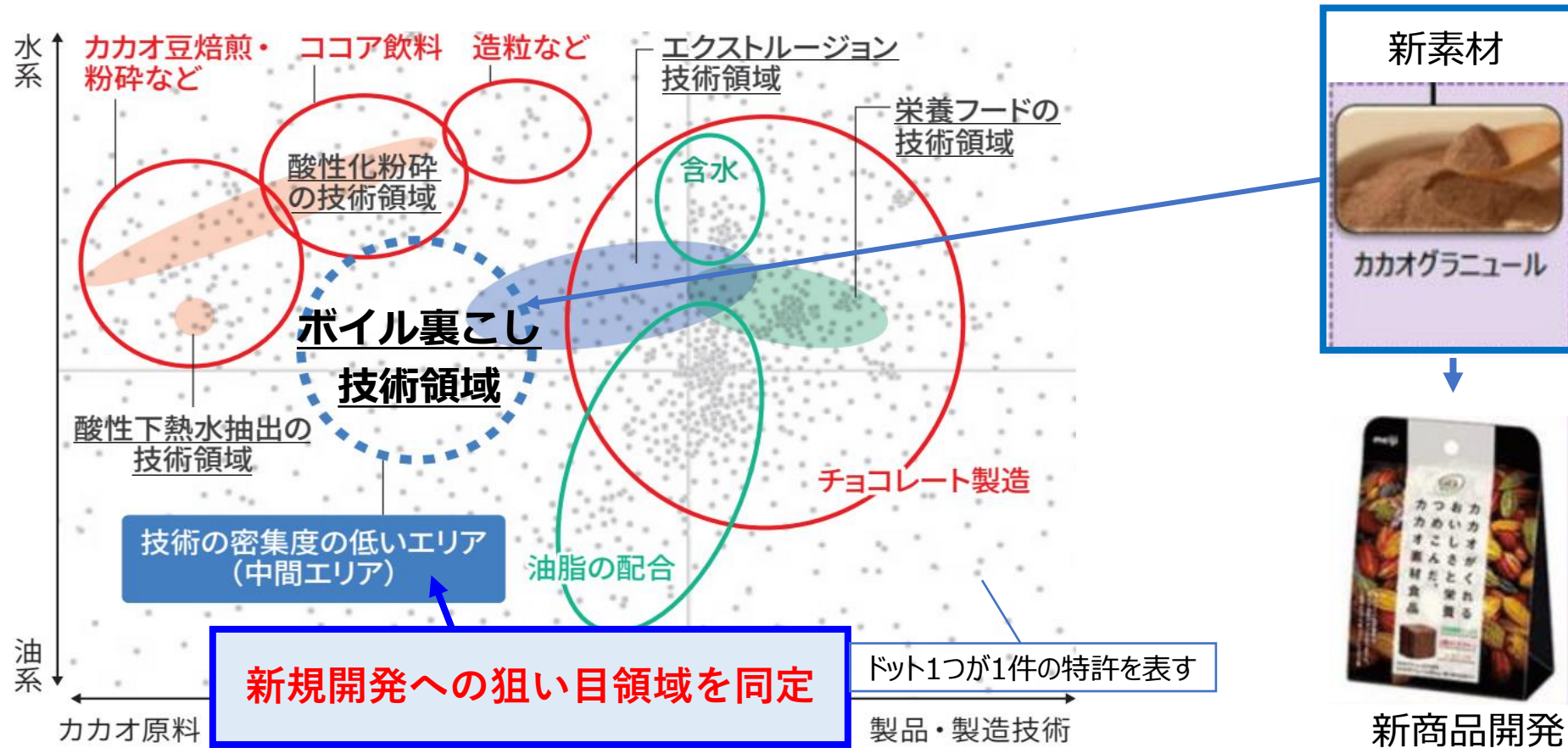
市場規模の予測



市場規模に関連する数値データ

# 新商品開発の狙い目を知る

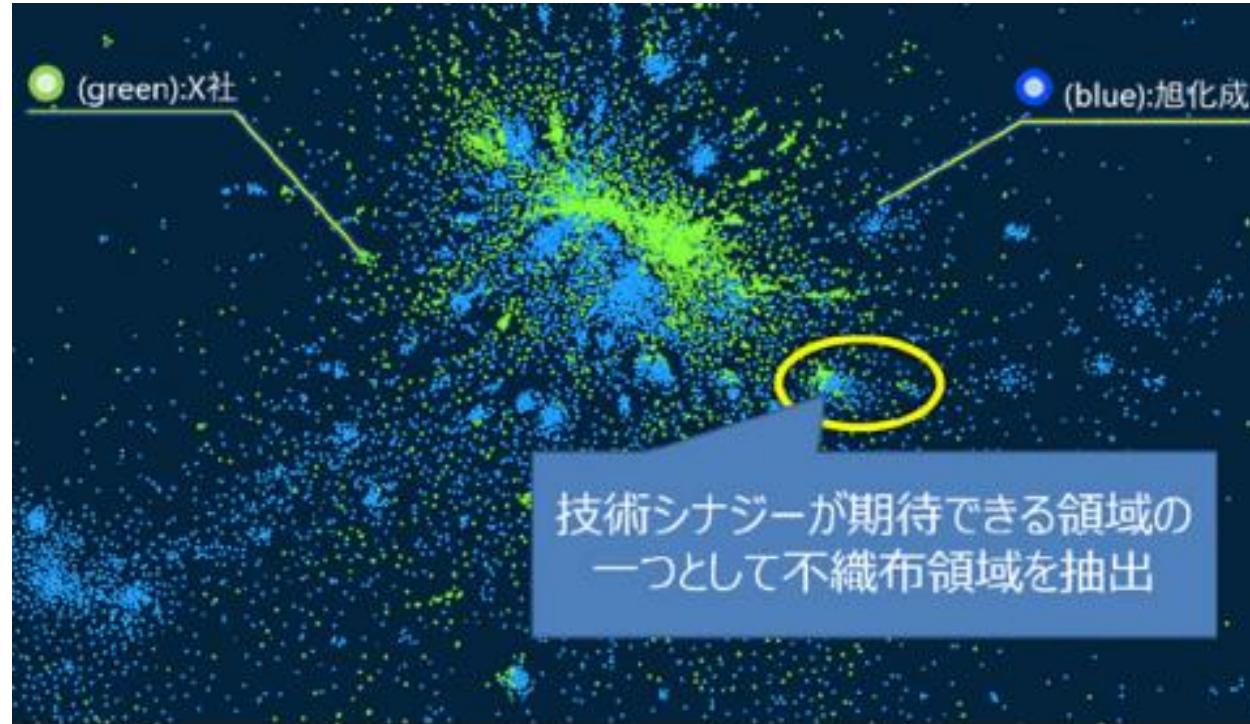
- ◆ IPインテリジェンスを用いて、カカオ関連技術は「原料関連」と「チョコレート製造」の領域（赤丸部分）に集中していることを発見。さらに、自社技術（黒字下線部分）をマッピングしたところ、自社技術の1つ「ボイル裏こし技術領域」が特許空白領域（青丸部分）と重なることを確認。
- ◆ この知見から、新規開発への狙い目領域を同定し、新素材・新商品の開発に成功。



## 連携相手・事業を知る(1)

- ◆ 旭化成知財部門は、IPインテリジェンスを活用し、不織布領域において競合他社（X社）との技術シナジーが期待できることを示すことで、両社による不織布事業の共同事業会社設立に関する経営層の意思決定に貢献。

<< A I が革新的な分析を可能としている >>

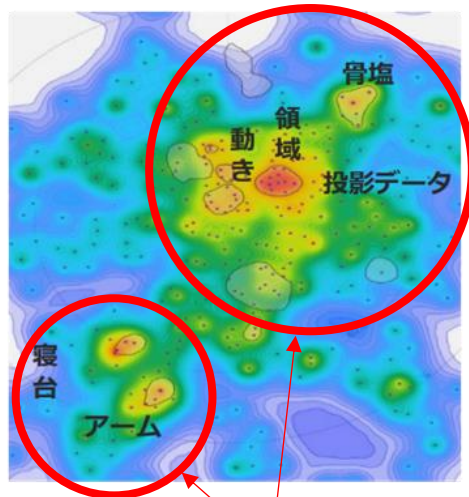


- ✓ 上図は旭化成と競合他社（X社）の特許の俯瞰図。
- ✓ ドット1つが1件の特許を表し、ドット間の距離が特許間の類似度を表す。
- ✓ ドットが集合している領域は、類似度の高い1つの技術領域（≒事業）に対応。
- ✓ 不織布に関する技術領域は、両社の特許が一体となって集合を形成。当該領域の特許をさらに精査することにより、不織布領域における両社のシナジー領域を明確化。

## 連携相手・事業を知る(2)

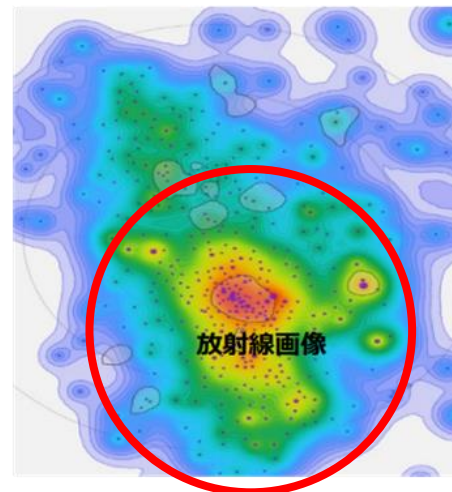
- ◆ 富士フィルム知財部は、IPインテリジェンスを活用し、新規分野での有望なテーマ候補の導出や既存技術の応用検討を行うことにより、事業戦略の構築、有望なM & A先の選定に貢献。
- ◆ 下図は、2021年に日立の画像診断関連事業を買収した時に用いたIPインテリジェンスの例。

日立の画像診断関連事業

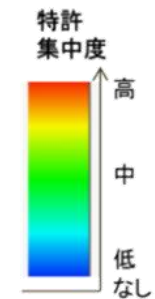
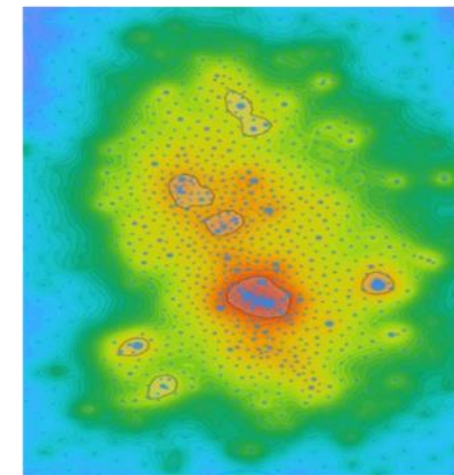


大型機器をシステムとして操る技術

富士フィルム



3D放射線画像処理関連技術



✓ 相互補完的な基幹技術の融合

出典：富士フィルムホールディングス株式会社 統合報告書 2024  
出典：富士フィルム メディカルシステム 事業説明会

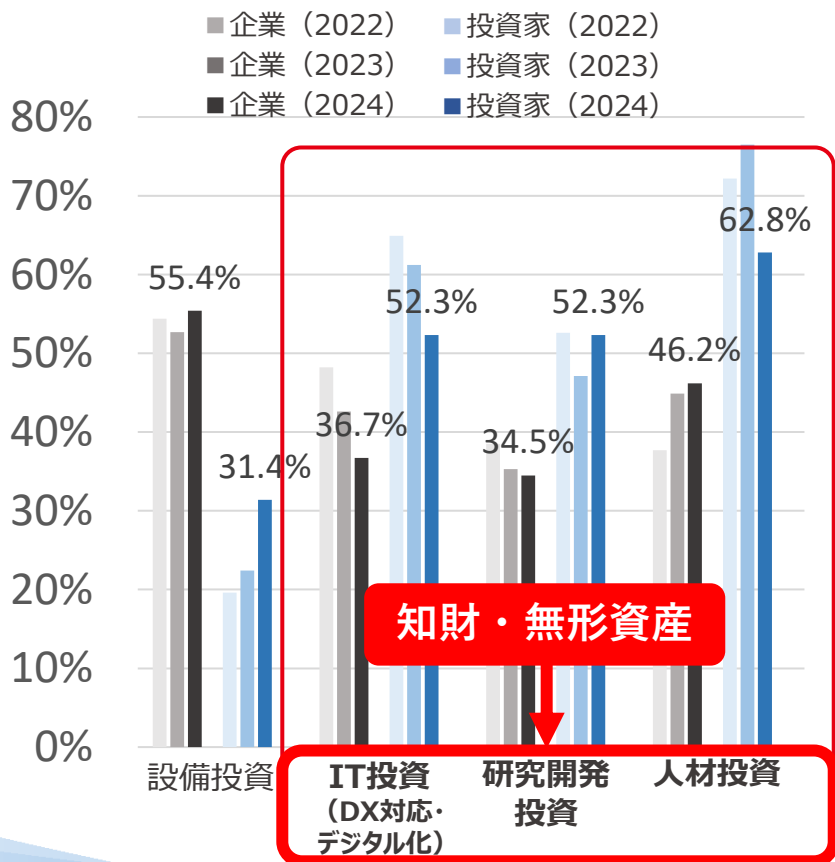
([https://ir.fujifilm.com/ja/investors/ir-materials/presentations/session/main/0118/teaserItems1/0/tableContents/0114/multiFileUpload2\\_0/link/ff\\_presentation\\_20231012\\_001j.pdf](https://ir.fujifilm.com/ja/investors/ir-materials/presentations/session/main/0118/teaserItems1/0/tableContents/0114/multiFileUpload2_0/link/ff_presentation_20231012_001j.pdf))

# 投資家に刺さる知財・無形資産の開示

- ◆ 投資家は、業績や成長戦略の背景にある要因や価値創造ストーリーを裏打ちする本質的な強みや差別化要因（知財・無形資産情報）に高い関心あり。
- ◆ 2021年のコーポレートガバナンス・コードの改訂により、上場会社には知財投資等の開示が、取締役会には知財投資等の監督が求められることとなった。

※現在、コーポレートガバナンス・コード改訂に向けた検討が行われており、2026年5月15日まで改訂案へのパブリックコメントの募集がなされているところ。

## 中長期的な投資・財務戦略において重視すべき項目



## 知的財産が関連するコーポレートガバナンスコード

| 補充原則 | 概要   | コンプライア率 |        |
|------|--|---------|--------|
|      |  | プライム    | スタンダード |
| 3-1③ | <ul style="list-style-type: none"> <li>経営戦略の開示にあたって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示、人的資本や知的財産への投資等について、分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべき</li> <li>プライム市場上場会社は、TCFD又は同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべき</li> </ul> | 85.8%   | 70.5%  |
| 4-2② | <ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会は自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべき</li> <li>人的資本・知的財産への投資等をはじめとする経営資源の配分、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督すべき</li> </ul>           | 95.6%   | 80.0%  |

出典：東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2025（データ編）をもとに特許庁作成

- ◆ 有価証券報告書において知財投資に関する開示を充実させた企業は、株式市場での評価が高くなるとの分析結果あり（開示の充実前に比べて、**PBRは14%程度**、**トービンのqは9%程度**上昇）※1、※2

※1本分析で使用したデータの一部は、明治大学山内勇教授の協力により提供。

※2PBR：株価 / 1株当たり純資産

トービンのq：企業の市場価値

（＝株式時価総額＋負債総額の合計） / 企業の再調達コスト（＝企業の総資産）

# 知財の役割

## 稼ぐ力

### 権利



#### 独占排他機能

(従来からの) 基本機能

差別化 (→事例1)

- ・ 参入障壁の構築
- ・ 権利行使による模倣排除 等

ライセンス

- ・ ライセンスアウトによるマネタイズ

ブランド戦略

- ・ ブランド価値の向上、技術の信頼性

グローバル事業展開



#### 新事業創出・共創

オープンイノベーション、M&A (→事例2)

- ・ 自社の特許・ノウハウと、パートナー企業の技術・知恵・アイデアを掛け合わせることで、新たな価値やビジネスを創出

オープン・クローズ戦略 (→事例3)

- ・ オープン化する技術で市場を拡大する一方、差別化を図って競争力を確保したい領域を知財・ノウハウによってクローズとすることで利益を拡大

### 情報

知財をコアにビジネスモデル構築

ソリューションビジネス (→事例4, 5)

- ・ コアを知財ポートフォリオで保護しつつ、技術等をコンサルティングサービスとあわせて外部提供。
- ・ コアを知財ポートフォリオ・ノウハウで保護した上で、製品とサービスを組み合わせたビジネスモデルを構築して顧客価値や社会価値を実現。

グローバル事業展開

包括特許ライセンス、企業コンソーシアム



#### 投資家との関係強化

知財の活用を含めた価値創造ストーリーの開示

- ・ 保有する知的財産、ノウハウ等の自社の強み、及びそれらを活用した経営・事業戦略について開示



#### インテリジェンス機能

事業戦略

- ・ 技術のトレンド分析
- ・ 競合他社の技術水準・動向
- ・ 企業の強み/弱みの整理
- ・ 新規用途・顧客/有望新規領域の探索
- ・ 想定競合企業の抽出

知財を使って経営戦略・事業戦略のシナリオを分析・検証

パートナーリング

- ・ パートナー企業・M&A候補抽出
- ・ パートナー候補企業の技術力・知財デューデリジェンス
- ・ 自社とパートナー企業との想定シナジー評価
- ・ キーパーソンの特定

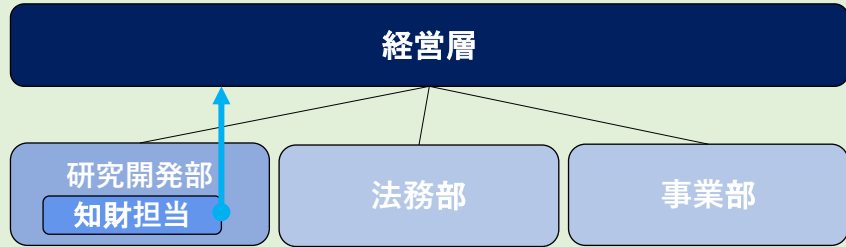
知財戦略

- ・ 出願を注力すべき領域の特定
- ・ 自社の知財上のリスクの洗い出し
- ・ 特許活用先の探索

# 知的財産を経営戦略に取り込む組織的仕掛けの主な例

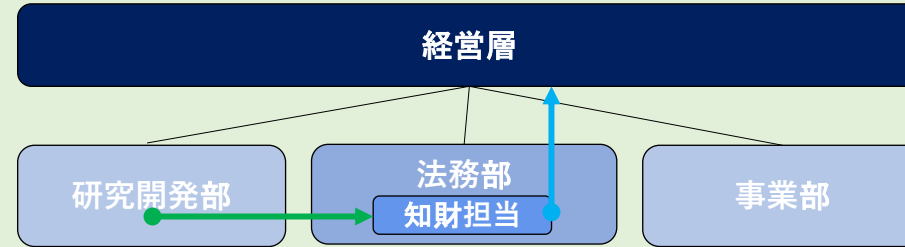
↓ : IPインテリジェンス ↓ : 権利化

## ① R&D部門の中に知財担当



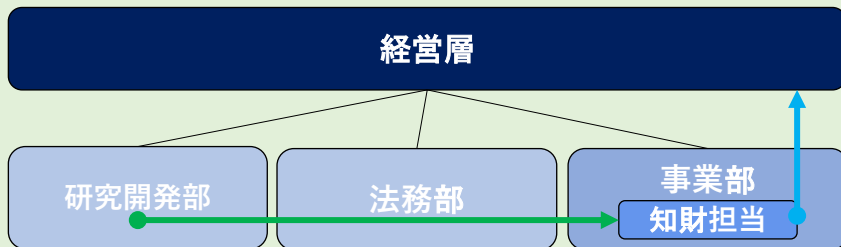
○強み：特許出願や技術情報の把握が迅速

## ② 法務部門の中に知財担当



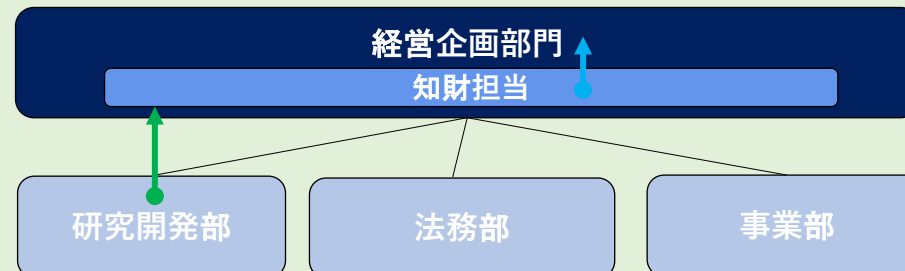
○強み：ライセンス契約、訴訟等の一元化

## ③ 事業部門の中に知財担当



○強み：製品戦略やマーケティングとの連動

## ④ 経営企画部門の中に知財担当



○強み：経営層と距離が近く、M&Aや新規事業等、経営戦略への知財活用が迅速

## 2. 「稼ぐ力のための知的財産」の実現に向けた特許庁の取組

2-1. 審査に関する取組

2-2. 知財経営推進のための取組

2-3. 海外展開支援のための取組

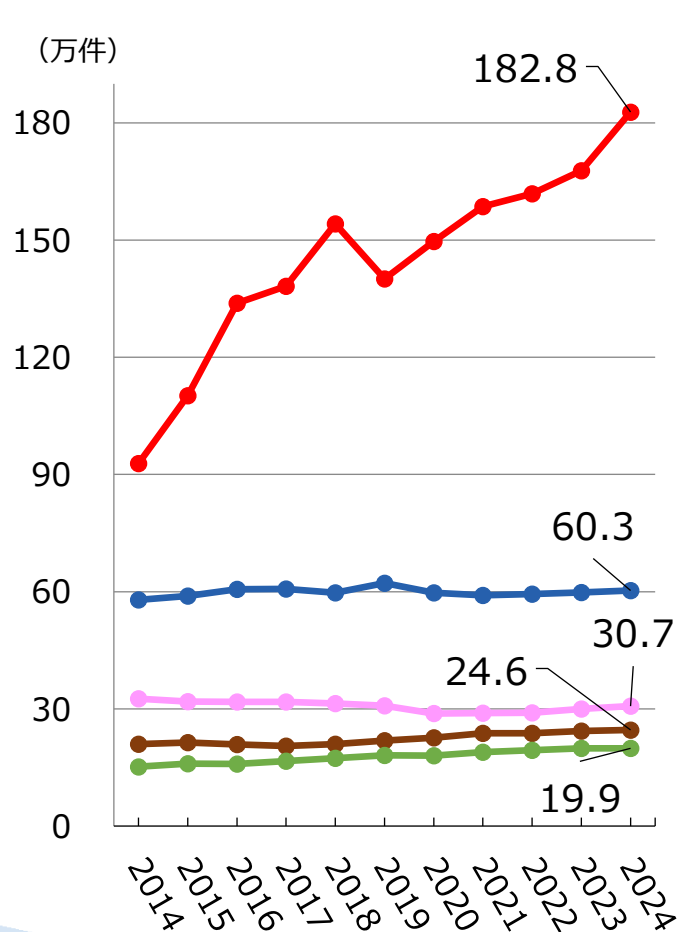
2-4. AIトランスフォーメーション（AX）への対応

## 2-1. 審査に関する取組

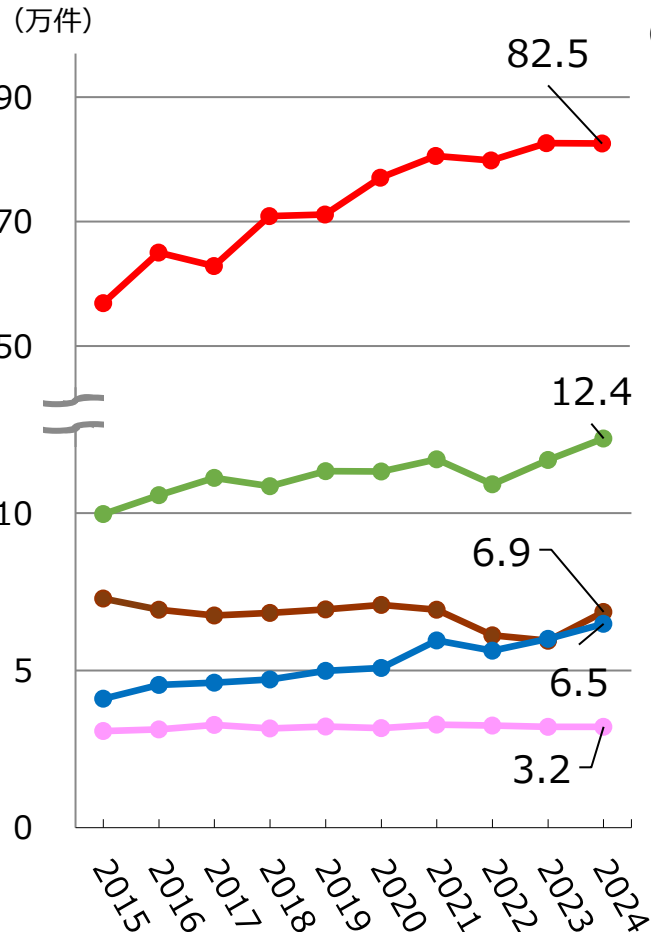
# 【特許・意匠・商標】日米欧中韓の出願件数の推移

◆ 中国における出願件数は特許・意匠・商標いずれも世界トップ。日本の出願件数はほぼ横ばい。

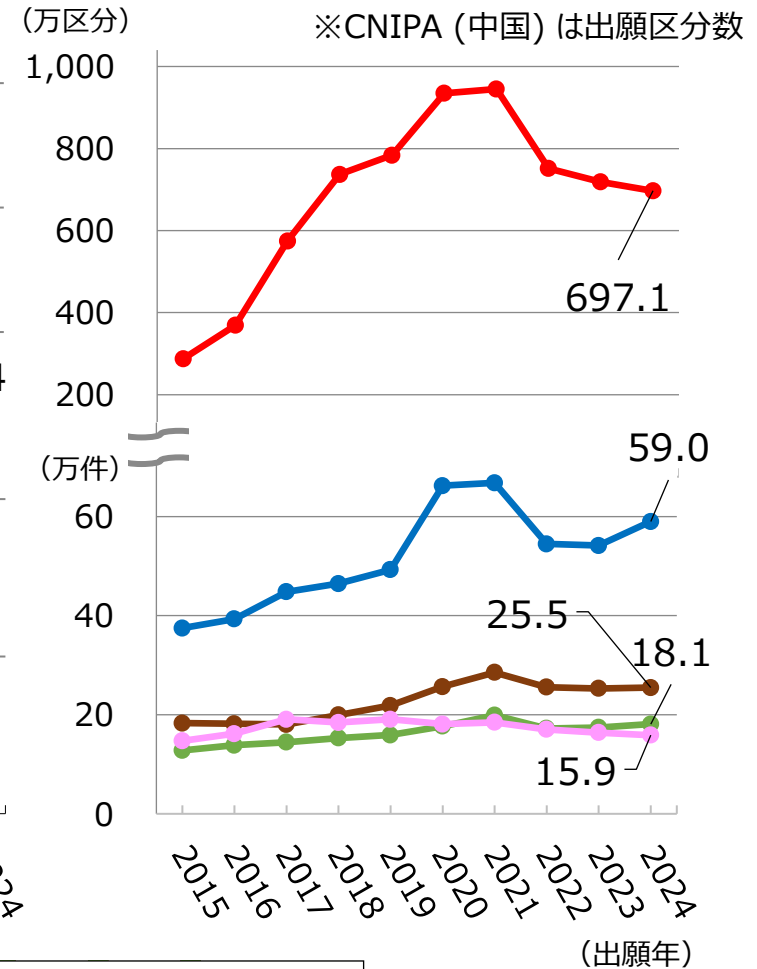
特許



意匠



商標

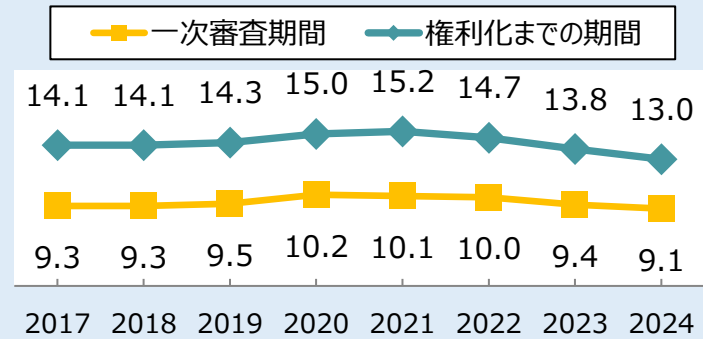


● CNIPA (中国) ● USPTO (米国) ● JPO (日本) ● MOIP (韓国) ● EPO (欧州)

# 審査に関する取組（概要）と審査期間等の推移

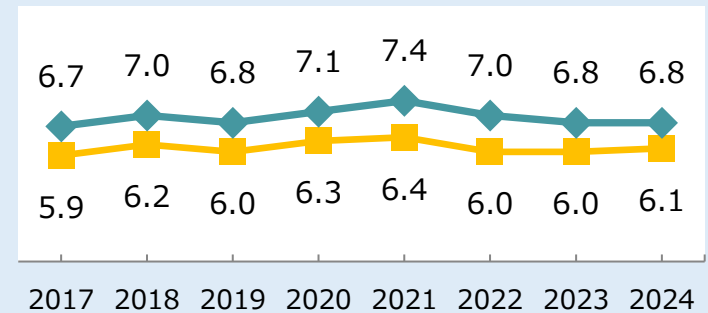
## 特許

- ・特許審査のレジリエンス向上による迅速性の維持
- ・特許審査の質のさらなる向上
- ・環境変化に対応したイノベーションの創出支援
- ・知財外交の推進



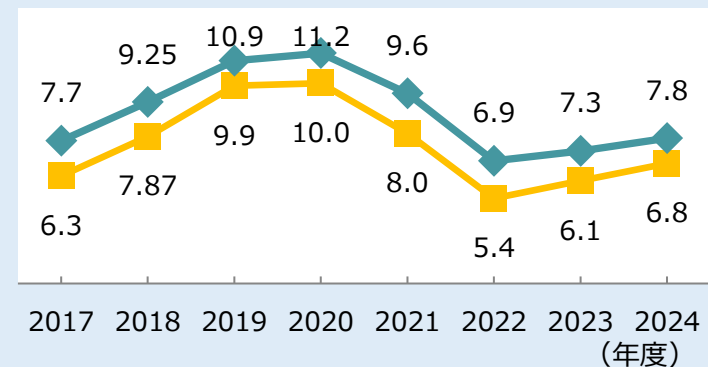
## 意匠

- ・迅速な意匠審査の遂行
- ・審査品質の一層の向上
- ・意匠審査実務及び知財行政に必要な能力の向上
- ・ユーザーニーズの把握と意匠制度の普及啓発
- ・働き方改革の推進・組織の活性化



## 商標

- ・適正な審査期間の堅持
- ・審査品質の一層の向上
- ・社会情勢の変化等に応じたブランド保護
- ・海外知財庁との連携、情報発信



# 審査の質に関するユーザー満足度調査

## 特許



## 意匠



## 商標

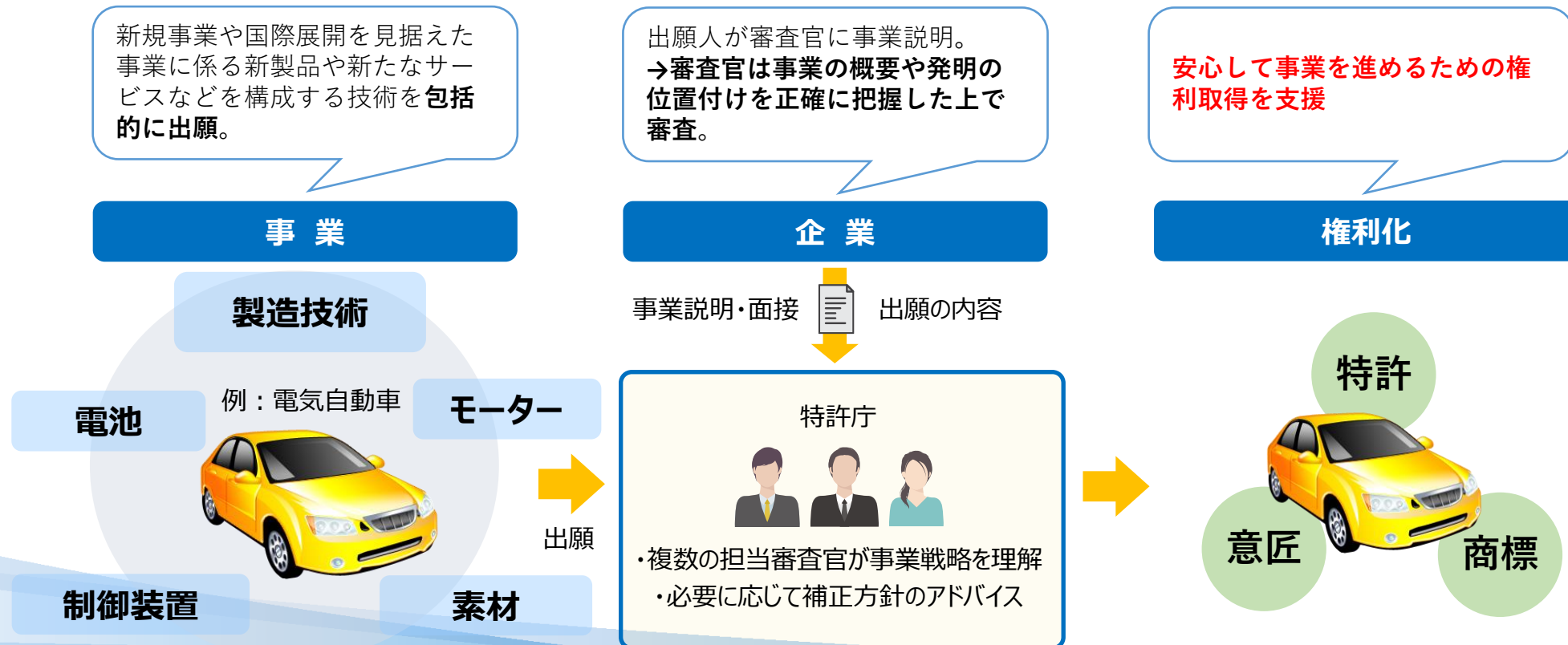


(※) 国内出願における審査全般の質についての評価（全体評価）が「普通」以上（「満足」・「比較的満足」・「普通」）の評価の割合

[令和7年度特許審査の質についてのユーザー評価調査報告書 | 経済産業省 特許庁](#)  
[令和7年度意匠審査の質についてのユーザー評価調査報告書 | 経済産業省 特許庁](#)  
[令和7年度商標審査の質についてのユーザー評価調査報告書 | 経済産業省 特許庁](#)

# 企業戦略に寄り添った取組み例 – 事業戦略対応まとめ審査

- ◆ 事業戦略に関連する広範な出願群（特許・意匠・商標）について、複数の担当審査官が出願人から事業説明を受けることで、事業の概要や発明の位置付けを正確に把握した上で審査。必要に応じて審査官が事業内容に沿った補正方針のアドバイスも行うことで、安心して事業を進めるための権利取得を支援。
- ◆ **利用企業**（例） 沖電気工業(株)、オムロンヘルスケア(株)、貝印(株)、キヤノン(株)、(株)QDレーザ、住友化学(株)、大日本印刷(株)、東芝テック(株)、日産自動車(株)、パナソニック(株)、他多数（50音順）



# 企業戦略に寄り添った取り組み例～日本で取得した特許は海外でも一早く特許に～

## 1. 現在の日本特許庁の戦略と効果

### (1) 世界にPPH※1ネットワークを拡大

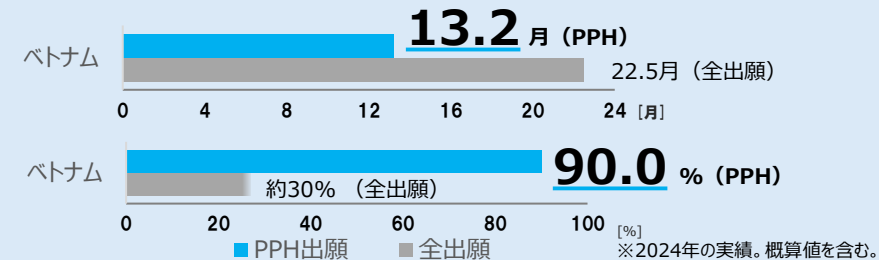
※1 PPH (Patent Prosecution Highway) :  
日本特許庁で特許となる出願について、出願人の申請により、  
海外特許庁において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする取組



日本と結ばれたPPHネットワーク

### (2) PPHによる海外特許出願の効果

- ① 1回目の審査結果の通知までに要する期間が短縮
- ② 1回目の審査での特許査定率が向上



## 2. 課題

課題：新興国では、PPHを利用してもなお、1回目の審査結果の通知までに要する期間が長く、改善の余地がある。

(参考：米国 全出願 17.6月 ⇒ PPH 1.5月)

要因：新興国審査官は、日本特許庁の審査結果を審査に十分に活用できていない。

## 3. 今後の戦略

PPH Navi：日本特許庁の審査のポイントをAIで作成・提供することで、新興国の審査の更なる早期化を図る取組。

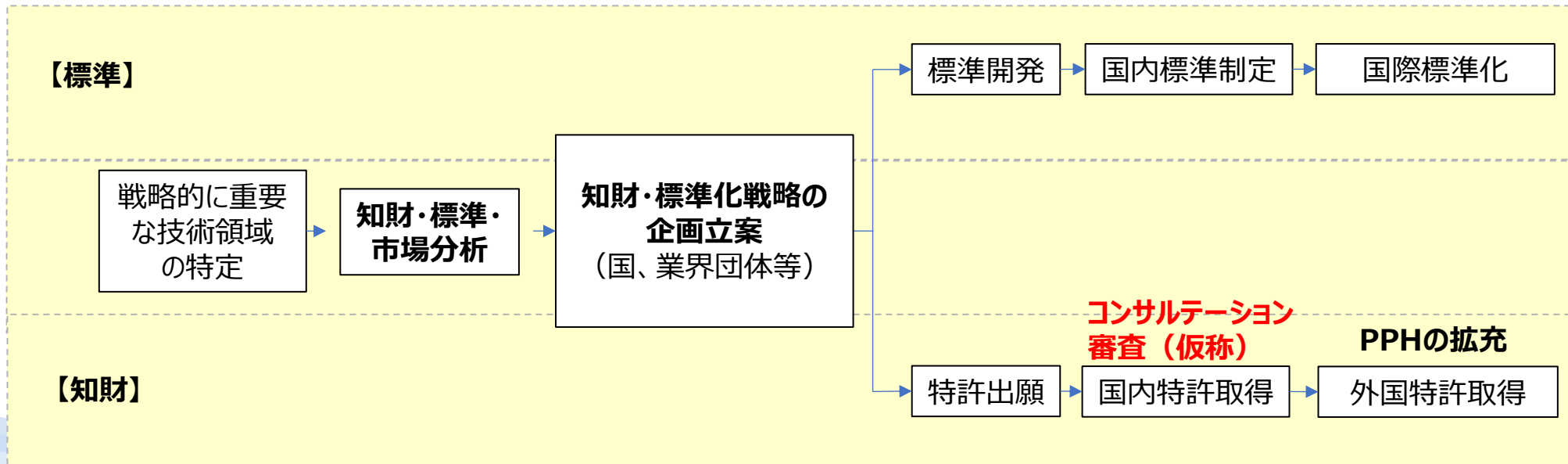
※ 2026年1月から、日本企業からの特許出願が多いタイとの間で開始。

1回目の審査結果の通知までに要する期間を 約36月 (全出願) ⇒ 平均12月 (PPH Navi) にすることで合意。

# 企業戦略に寄り添った取組み例 ～標準化対応のコンサルテーション審査（仮称）の創設～

- ◆ 戦略的に重要な技術領域については、知財・標準・市場情報等に基づく分析を実施し、その分析結果を国や業界団体等による知財・標準化戦略の企画立案に活かす。
- ◆ 標準関連の特許出願については、標準の内容に対応した適切な権利範囲となるように、**面接を活用し、出願の補正内容、審査のタイミングを出願人と相談しながら審査する「コンサルテーション審査（仮称）」**を創設。
- ◆ さらに、PPH※の拡大・拡充を通じた標準関連特許の各国での早期権利化を支援。

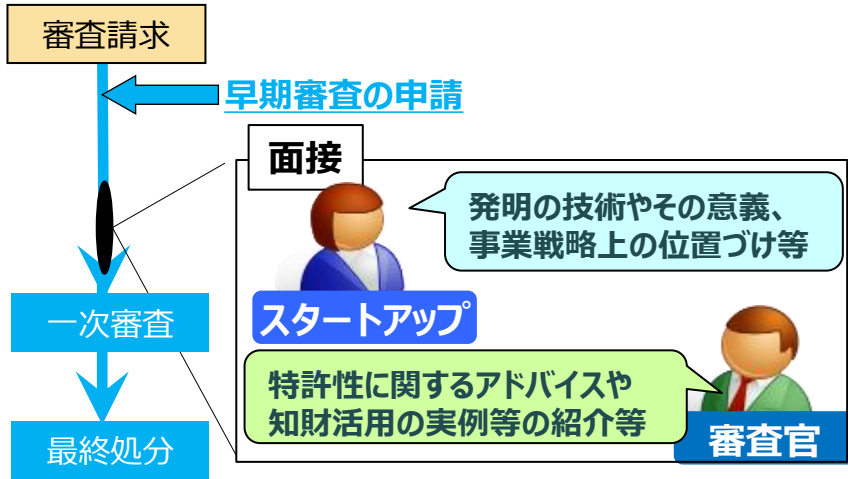
※ PPH（Patent Prosecution Highway）：各特許庁間の取り決めに基づき、第1庁（先行庁）で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第2庁（後続庁）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする枠組み



# 企業戦略に寄り添った取組み例 ～審査に関するスタートアップ支援策（特許・意匠）～

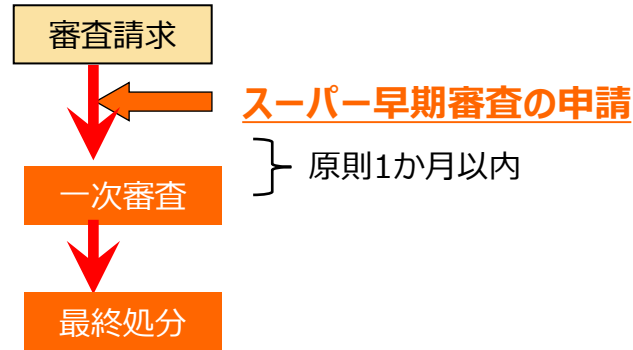
## 特許 スタートアップ対応 面接活用早期審査

- ・面接を通じて、戦略的な特許の取得を後押し
- ・早期審査により、早期に質の高い権利取得をサポート



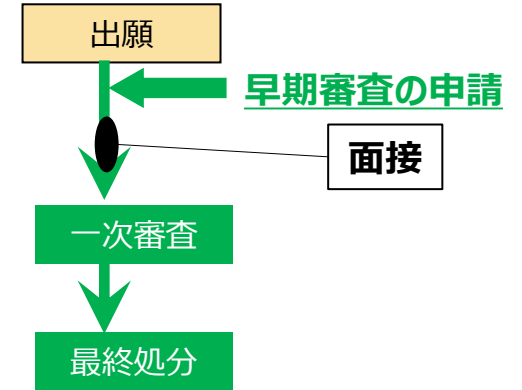
## 特許 スタートアップ対応 スーパー早期審査

- ・何よりも早く権利を取得したいというニーズに対応



## 意匠 スタートアップ対応 意匠早期審査

- ・2025年4月から意匠分野でも早期審査を開始

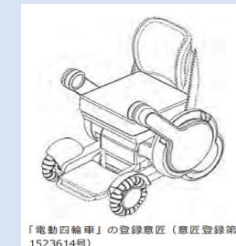


## 投資家からの資金調達に産業財産権を活用するスタートアップの例

### WHILL株式会社

「すべての人の移動を楽しくスマートにする」をミッションとして、パーソナルモビリティの開発・販売を行うスタートアップ。2014年に初号機WHILL Model Aを、2017年に2号機WHILL Model Cを発売し、現在、日本、北米、欧州で事業を展開。

意匠権を模倣品対策に用いるほか、特許権や意匠権を資金調達の場面での投資家へのアピールに活用。



## 2 - 2. 知財経営推進のための取組

## 企業経営層との意見交換

◆ 経営において知的財産を活用することの重要性の普及啓発等を目的として、企業経営層との対話を実施。

【令和7年度の企業との対話の実績】

### **企業トップとの対話：企業トップと特許庁長官との対話を17回実施**

企業経営層との対話：企業等の知財担当役員と特許庁幹部（特許審査部門部長）との対話を39回実施

知財実務者との対話：企業等の知財実務者と特許庁管理職（審査長等）との対話を151回実施



## コーポレートガバナンス・コード改訂への対応①

- ◆ 2021年のコーポレートガバナンス・コードの改訂により、上場会社には知財投資等の開示が、取締役会には知財投資等の監督が求められることとなった。

### 知的財産が関連するコーポレートガバナンスコード

| 補充原則 | 概要   | コンプライア率 |        |
|------|--|---------|--------|
|      |  | プライム    | スタンダード |
| 3-1③ | <ul style="list-style-type: none"> <li>経営戦略の開示にあたって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示、人的資本や知的財産への投資等について、分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべき</li> <li>プライム市場上場会社は、TCFD又は同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべき</li> </ul> | 85.8%   | 70.5%  |
| 4-2② | <ul style="list-style-type: none"> <li>取締役会は自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべき</li> <li>人的資本・知的財産への投資等をはじめとする経営資源の配分、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督すべき</li> </ul>           | 95.6%   | 80.0%  |

## コーポレートガバナンス・コード改訂への対応②

- ◆ 2025年10月以降、金融庁と東京証券取引所が事務局を務める「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」にて、コーポレートガバナンス・コード（CGC）改訂に関する議論が行われ、2026年4月にCGC改訂案が公表されたところ（現在、2026年5月15日を締切りとして改訂案に対するパブリックコメントの募集がなされているところ）。
- ◆ CGC改訂案においては、**取締役会の役割・責務**として、成長投資等に向けた取組みの重要性を明記。具体的には、①会社の目指すところに向けた成長の道筋を構築すべきこと、②**成長の実現に向けて成長投資（設備・研究開発・人的資本・知的財産等の無形資産への投資等）**や**事業ポートフォリオの見直し等の経営資源の配分**に関し具体的に何を実行するのかを説明すべきこと等を、「**コンプライ・オア・エクスプレイン**」の対象となる「**原則**」に明記。

<CGC改訂案からの抜粋> ※下線、赤字によるハイライトは特許庁が追加。

### 【原則4-1. 取締役会の役割・責務Ⅰ：企業戦略等の大きな方向付け】

・・・取締役会は、経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、成長の実現を目指し、自社の資本コストを踏まえて収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、**収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、成長投資（設備・研究開発・人的資本・**知的財産等の無形資産**への投資等）**や**事業ポートフォリオの見直し等の経営資源の配分等**に関し具体的に何を**実行するのか**について説明を行うべきである。

### 解釈指針

・・・投資先を検討するに当たっては、例えば、（i）投資対象を自社の内部に求めるのか（設備・研究開発・人的資本・**知的財産等の無形資産**への投資等）、外部に求めるのか（M&A・業務提携・スタートアップ出資への投資等）といった観点、（ii）短期・中長期といった観点、（iii）国内投資（地方への人的投資・地方拠点の整備等）、国外投資といった観点等の多様な投資機会があることを十分に認識すべきである。なお、**知的財産等の無形資産**への投資については、競争力や企業価値向上の源泉であることを踏まえ、その創出・取得・強化・保護・収益化に戦略的に取り組むべきである。・・・

### 今後の方向性

- CGC改訂を受け、今後、**内閣府知的財産事務局**と協働して、「**知財・無形資産ガバナンスガイドライン**」の改訂を行い、企業等の戦略的な**知財・無形資産投資・活用**への働きかけを一層強化していく予定。

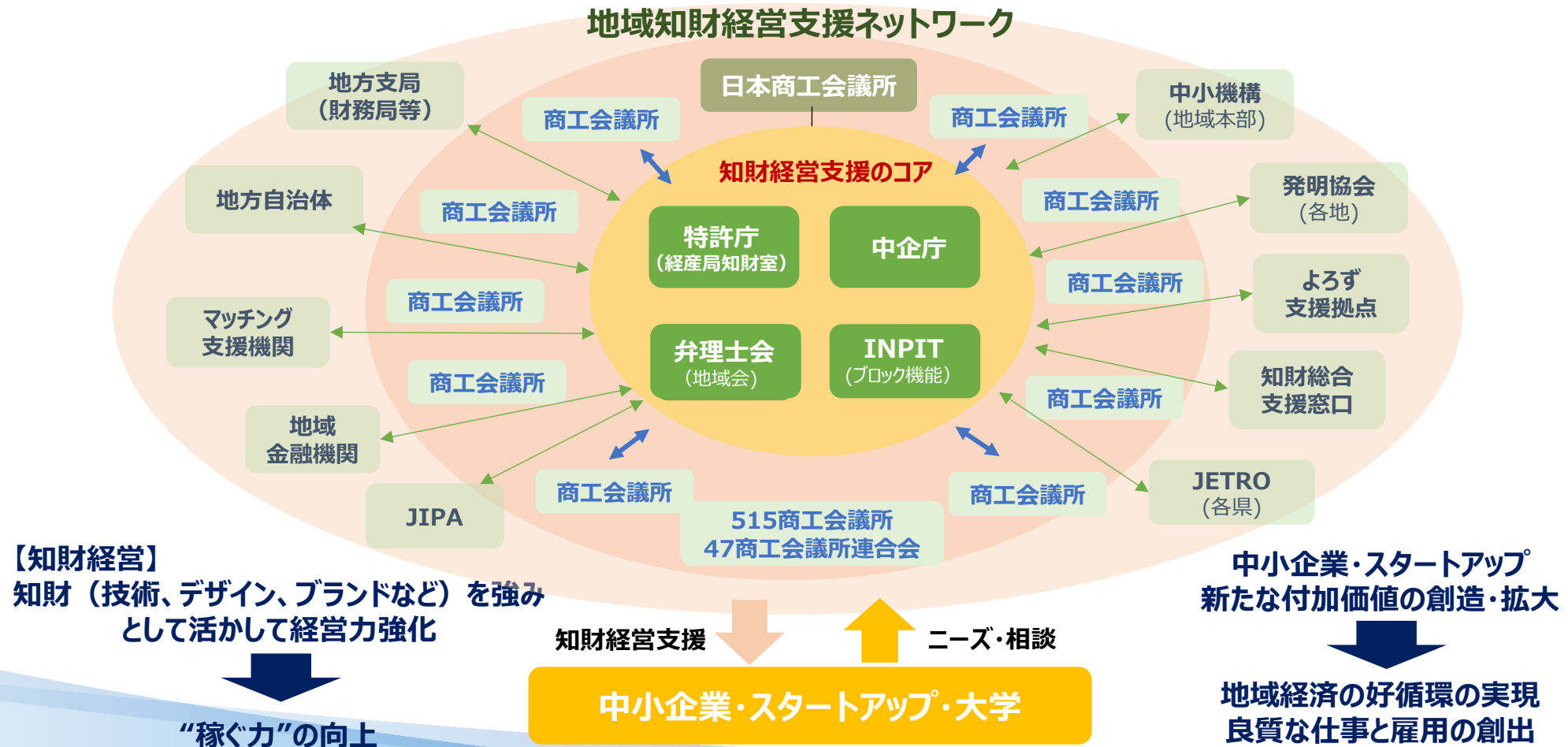
# 経営・事業で知的財産を活用するためのガイドブック

- ◆ 経営戦略への知的財産の組み込みの実践を支援するための事例集・ガイドブックを2019年から2025年まで毎年発行。
- ◆ 近年は、経営層と知財部門とのコミュニケーションや知財・無形資産の開示手法にも着目。



# 知財経営支援ネットワークについて

- ◆ 2023年3月に、特許庁、日本弁理士会、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、日本商工会議所が連携して「**知財経営支援ネットワーク**」を構築。**地域の中小企業・スタートアップ・大学の「稼ぐ力」の向上に向けて、知的財産を強みとしていかした経営（知財経営）への支援の強化・充実化**が目的。
- ◆ 2024年12月には同ネットワークに**中小企業庁**も加わり、**よろず支援拠点とINPIT知財総合支援窓口の連携強化、知財Gメンとの連携強化等**、ネットワークを拡充。



# 「知財経営支援ネットワークの更なる強化に向けたアクションプラン」について

◆ 同ネットワークでのこれまでの取組を継続しつつ、成果の全国への拡大や、見えてきた新たな課題への対応、各機関における支援策等の相乗効果の向上等を目的として、**2026年2月25日に、アクションプランを策定し、署名式を開催**。アクションプランの主な内容は以下のとおり。

## (1) これまでの取組の継続と拡充

|  |   |
|--|---|
| I. 地域ニーズに即した、地域ブロック毎の知財経営支援体制の構築(地域知財経営支援ネットワーク) | IV. 企業内で活躍する知財経営人材、支援人材の育成強化            |
| II. 全国一律で高品質な知財経営支援サービスの提供(ワンストップ支援窓口)           | V. 知財侵害抑止に向けた実態把握の強化                    |
| III. 大学をはじめ産学官連携による事業化への支援強化                     | VI. よろず支援拠点とINPIT知財総合支援窓口等の連携強化に向けた体制構築 |
|  | VII. 知財関連の補助金等の利活用に係る広報活動の強化            |

## (2) 知財情報を活用した中小企業等支援の好事例の全国展開と施策連携の強化

**知財情報を活用した中小企業等への支援**について、具体的な成果事例（知財分析を活用した大企業とのマッチング等）が生まれつつある中、特許庁は、**成果の全国への展開**や中小企業庁の**販路開拓支援・新事業進出・事業承継支援等の施策との積極的な連携**を進める。

## (3) 成長志向の中小企業等に対する知財支援強化

知財の取得・活用ポテンシャルが高い**成長志向の中小企業等（100億宣言企業やGo-tech事業採択企業）**に、INPITが、商工会議所や**経済産業局、中小企業庁関係機関等と連携して訪問**した上で、ニーズのある中小企業等に対して、特許庁・INPITが**知財面での伴走支援を集中的に提供**する。

## (4) 知財支援データの連携と施策の効果検証の実施

特許庁・中企庁・INPITが**支援先企業情報や知財取得情報を連携**するとともに、それらを活用して**施策の効果検証**を行う。

## (5) 知財経営支援に関わる人材育成の強化

知財経営支援を支える**「知財経営支援人材」の育成**を進めるとともに、**高度な知財経営支援サービスがビジネスとして持続的に供給されるような「知財経営支援エコシステム」の創出**を目指す。



5者の代表による署名式（令和8年2月25日）

# 地域ブランド活性化による地域産品の「稼ぐ力」の向上

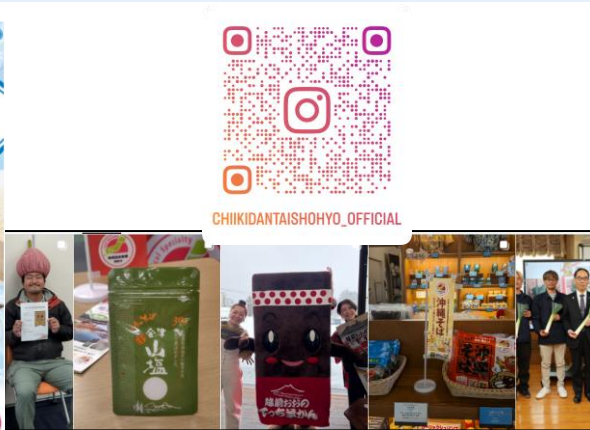
- ◆ **地域団体商標について**、ユーザーの意見も踏まえ、従来の権利化中心の支援から、**権利の活用促進支援へ重点化**。  
「**一般消費者の認知度向上**」に向けて、新たな施策を順次実施。
- ◆ 具体的には、地域団体商標に特化した物販イベントの開催、地域別の観光客向けパンフレット発行等、**消費者への直接アピール**を実施。
- ◆ また、権利者団体が発信力を強化できるよう、パネル・シール等の**広報材料の作成・配布**や、一般消費者向け**SNSを積極的に運用**。
- ◆ 引き続き、地域団体商標の観光ツアーの実現や、「地域団体商標×個別企業」のコラボ等、更なる展開を追求。



地域ブランドフェスタ  
(権利者を販売者とする物販イベント)



地域別観光客向けパンフレット



(地域団体商標 Instagram)



広報素材の提供



## <これまでの取組の主な効果>

- 4回の物販イベントで約40,000人を集客し、参加者にクイズやアンケート等で制度を周知。出店者・来場者とも高い満足度。
- 地域団体商標の認知度が向上し、SNS (Instagram) のフォロワー数は、2024年9月時点と比較して約60%増加

## 2-3. 海外展開支援のための取組

# 海外展開を知財の側面から支援する特許庁の国際的取組

## ◆企業活動が国籍や国境を越え、日本企業の海外進出が進む中、日本企業が海外でも知的財産権を円滑かつ予見性高く取得し活用しやすい環境を構築。

- 日本からの海外出願件数の8割以上が米欧中韓であるところ、日米欧中韓の五庁間での制度・運用の調和が重要。新技術・世界の潮流へのいち早い対応を日米、三極、G7間で協議し、産業界に共有。
- 新興国への日本企業の進出増を踏まえ、新興国の知財システムの整備も重要。
- 先進国・途上国が参画する世界的な議論を通じ、日本のプレゼンスを維持・向上しつつ、知財関連の国際ルール・制度を改善・堅守。

### 特許庁の国際的取組

#### 海外審査の迅速化

特許審査ハイウェイ(PPH)により、海外でも簡易に早期審査が受けられることを目指す。

#### 海外との審査情報の共有

各国特許庁と審査経過情報を共有するIT環境を構築し、各国の審査の予見性を高める取組を推進。

#### 新興国・途上国支援

専門家の派遣や研修の提供を通じて、我が国と同水準の知財保護環境の実現を図る。

#### WIPOでの条約等の交渉

制度調和に係る条約策定の議論への関与により、日本企業が知財活動をする上で有利な/不利にならないルール形成を目指す。

#### 経済連携協定

経済連携協定をツールとして、連携国・地域における知的財産の適切な保護と活用を目指す。

#### 制度・運用の調和・改善

バイ・マルチの国際会合・交渉を通じて、知的財産権制度・運用の国際調和や改善を図る。

#### エンフォースメント強化

「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」対応に加え、日本産業界及び国内外の執行機関等と連携した取組を通じ、知財執行力の強化を図る。

#### 日本国内への海外情報の発信

JETROアタッチェ等を通じて得られた各国の情報をユーザーに周知し、日本企業における海外展開の後押しを目指す。

#### 海外への事業展開支援

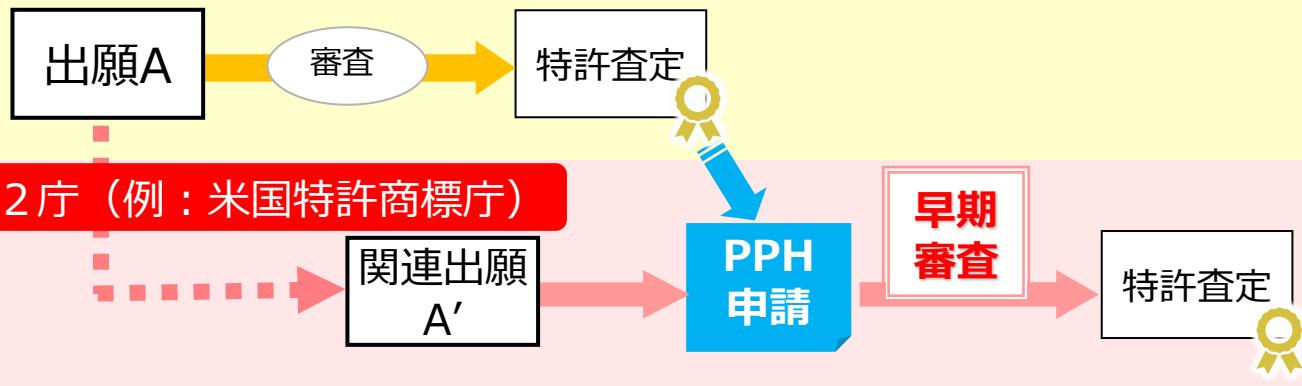
外国出願等の費用や海外での模倣品や知財紛争への対策に係る費用の補助を通じ、中小企業等の海外での事業展開やブランド構築を推進。

# 特許審査ハイウェイ (PPH)

PPH : Patent Prosecution Highway

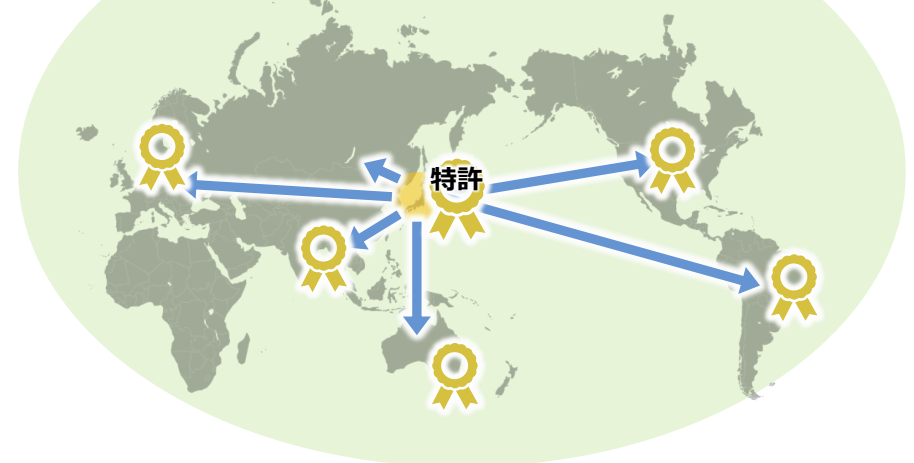
- ◆ 日本特許庁で特許可能と判断された発明を含む他庁における関連出願について、簡易な申請手続で早期に審査が受けられるようにする枠組み（日本特許庁では、現在46の知財庁との間でPPHを実施している（世界一））。
- ・ PPHのメリット 1 : 審査待ち期間の「短縮」  
 例：通常出願 出願から最初の審査までの待ち期間 平均**22.6**か月  
 ⇒ PPH出願 最初の審査までの待ち期間 平均**7.5**か月（米国、2024）
- ・ PPHのメリット 2 : 特許率の「向上」（例：通常出願 約**77%** ⇒ PPH 約**90%**（米国、2024））
- ◆ 日本起点のPPHを活用することで、グローバルポートフォリオを迅速に構築。
- ◆ 諸外国において、特許審査の早期化に資するPPHの拡大・拡充を今後も進めていく。

## 第1庁（例：日本特許庁）



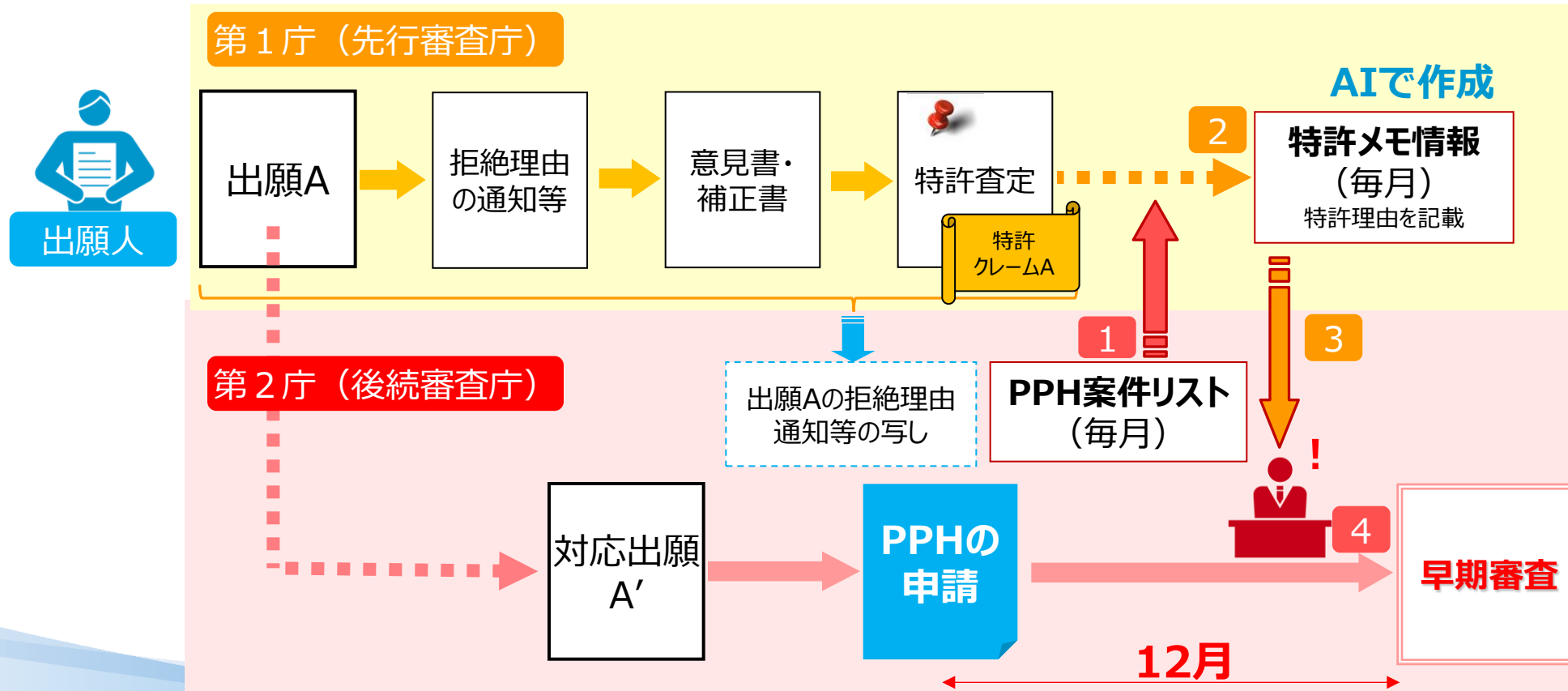
## 第2庁（例：米国特許商標庁）

## グローバルポートフォリオの迅速な構築



# 新興国との新たな特許審査ハイウェイ (PPH Navi)

- ◆ 新興国においてはPPHを利用してなお審査に要する期間が長いという問題点が存在。
- ◆ 出願人からは、JPO（第1庁）で特許査定が既になされた発明について、海外庁（第2庁）での審査が厳しい（拒絶理由を通知されたり補正を指示される）という声。
- ◆ 新興国からは、JPO出願が特許査定された理由が不明なため、JPOの審査結果を審査に活用しづらいという声。
- ◆ PPH Naviは、JPOが特許査定した案件の特許理由をAIで作成して、新興国に提供するJPO独自の先駆的な取組。
- ◆ 現在、2026年1月からタイに提供。



# WIPO GREEN の取組

- ◆ **WIPO GREENは、JIPAの提案を契機として始まった、気候変動・環境技術とニーズとのマッチングを目指すWIPOの取組。**
- ◆ 特許庁は、昨年10月、大阪・関西万博において、**世界知的所有権機関(WIPO) 等と連携し、SDGsに向けた知財活用**の促進等に関する国際フォーラムを開催。
  - ✓ WIPOタン事務局長の他、先進国・途上国知財庁の長官等幹部を招聘。議論の成果として、**WIPO GREENにおけるビジネス支援の必要性を記載した「EXPO2025 IP message」を发出。**
  - ✓ 気候変動・環境分野における知財活用企業をWIPOとともに表彰 (EXPO2025 JPO-WIPO AWARD)。
  - ✓ WIPOが気候変動・環境技術をまとめた「Green Technology Book 万博特別版」をローンチ。国連の知財専門機関の書籍に、日本企業の技術が多数掲載された。
- ◆ 万博後、WIPOは**企業が自社の技術の世界に向けて紹介するオンラインイベントを開催** (本年3月3日・6月5日)、WIPOはビジネス支援施策の実施を今後も検討。特許庁はこのような取組をジャパン・ファンド等で支援。日本の産業界からの技術を世界の環境課題解決に結びつけ、日本企業の事業展開支援を目指す。



原文

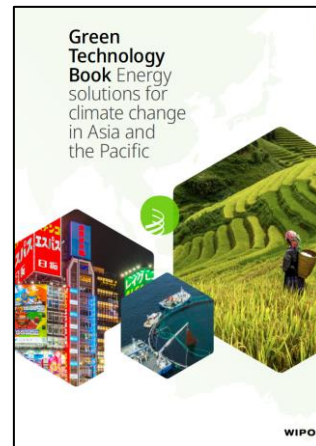


仮訳

EXPO 2025 IP Message  
(特許庁HP)



WIPO GREENに関するラウンドテーブルの様子



Green Technology Book 万博特別版  
(WIPO HP)



3月3日に行われたオンラインイベントの様子

## ＜今後開催予定のイベント＞

- WIPO GREEN Technology Forum 2026
- ・気候変動等を解決する環境技術の世界に向け日本企業が発信 (技術登録は締切)
- ・2026年6月5日 (金) 15:00~18:00
- ・視聴はQRコードから(WIPO HP)→

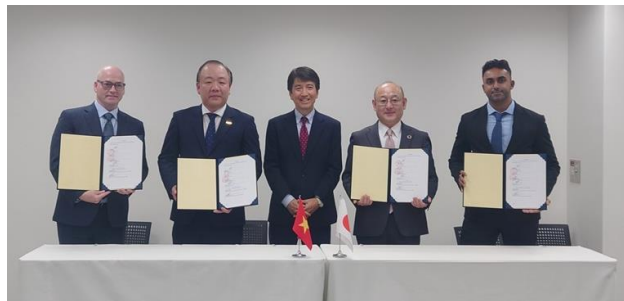


# 海外ECプラットフォーム上の模倣品対策（ベトナムでの三者MOU）

- ◆ 世界的なEC市場の拡大に伴い、海外ECプラットフォーム上でも我が国産業界の模倣品被害が見られる。
- ◆ 2026年3月、海外で模倣品対策を進める日本の知的財産保護団体（IIPPF）、ベトナム国内市場管理・開発庁（DMS）、ベトナムECプラットフォームの三者が了解覚書（MOU）を締結。特許庁も本MOU締結を後押し。
- ◆ ベトナムの執行機関とのMOUが実現したことにより、ベトナムECプラットフォーム上における実効力のある模倣品対策が期待される。

## 概要

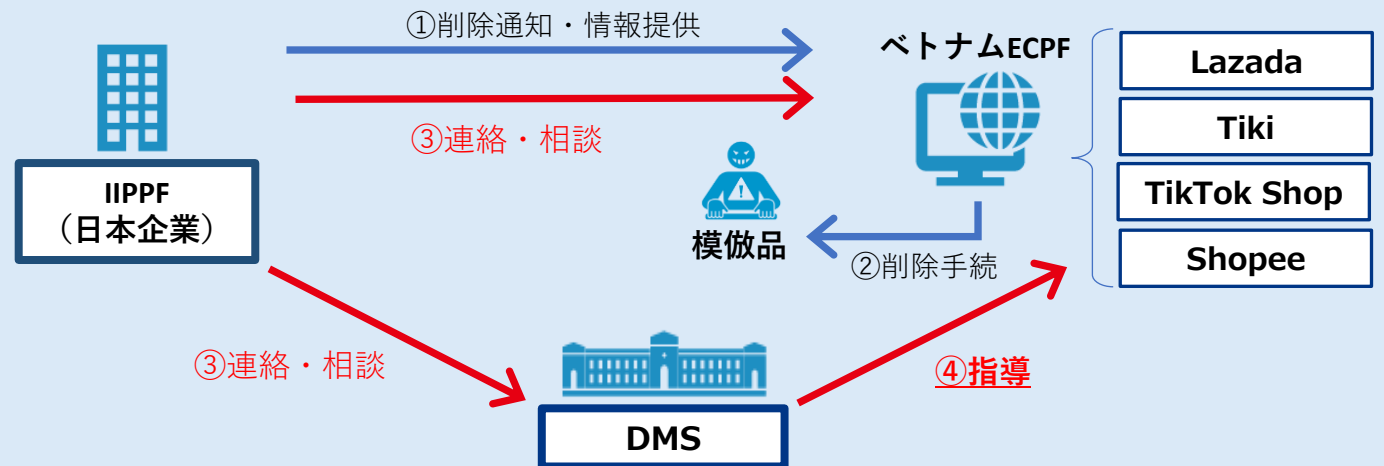
- 署名者：DMS、IIPPF、ECプラットフォーム(Lazada, Tiki, TikTok Shop, Shopee)
  - 特許庁河西長官が署名に立会
- 発効日：2026年3月5日
- 期間：3年間（合意により延長可能）



MOU署名式の様子  
（左からLazada担当者、リンDMS長官、河西特許庁長官、小林IIPPF座長（当時）、TikTok Shop担当者）

## ポイント

- ✓ 2026年7月に施行されるベトナム電子商取引法により、DMSはEC市場全体を管理する権限を持つことになる。
- ✓ ECプラットフォーム上の模倣品について、①権利者である日本企業はECプラットフォームに削除通知や情報提供を実施。それを受け、②ECプラットフォームは削除手続を実施。
- ✓ 適切な削除通知や情報提供であるにもかかわらず削除が行われなかった場合、DMSは、③権利者（日本企業）からの連絡・相談を受けて、④ECプラットフォームへ指導が可能。



## 2-4. AIトランスフォーメーション（AX）への対応

## JPO AIビジョン・三極AIビジョンの策定

- ◆ 近年のAIの急速な発展を踏まえ、AIの活用方針や留意点などを含む、**JPO AIビジョン**を策定中。
  - 庁内での議論と様々なステークホルダーとの意見交換を経て、近日中にHP等で公表予定。
  - 3つの目標と、5つのキーコンセプトから構成される。
- ◆ 日米欧の三極特許庁は、共通の**三極AIビジョン**を作成するために実務者で協議中。

### JPO AI ビジョン



- 目標
  - ✓ 高品質・迅速な行政サービスの提供
  - ✓ 責任のあるAI利用
  - ✓ AI活用エコシステムの基盤強化
- キーコンセプト
  - ✓ AI活用の推進
  - ✓ 人間中心のAI
  - ✓ リスクへの適切な対応
  - ✓ ステークホルダーとの連携
  - ✓ AI活用のための組織作り

### 三極 AI ビジョン

- 2025年10月20日三極特許庁長官・ユーザー会合を実施
  - ✓ AIの利活用による特許審査の迅速化・低コスト化・高精度化の実現に向けた相互協力の重要性を確認
  - ✓ 三極共通のAIビジョンを作成することに合意
- 現在実務者レベルで三極AIビジョンを協議中  
2026年三極長官会合での承認を目指す



# 特許審査におけるAIの活用

- ◆ 特許審査の各プロセスにおいてAIを導入することにより、**特許審査の効率化・高品質化**を図る。
- ◆ ただし、**AIはあくまで審査官をサポート**するためのものであり、**最終的な判断は、これまで通り審査官が実施**。

## Step 0 : AIによる検索インデックスの作成・付与

- 外国文献への機械分類付与
- 自動生成・自動付与型検索インデックス



## Step 1 : 審査対象発明の内容理解

- 生成AIによる審査対象発明の概要・用語の提示

## Step 2 : 先行技術文献の調査

- FI × テキスト検索
- AIによる検索（概念検索）



## Step 3 : スクリーニング

- 類似度スコア順に文献集合をソート表示

審査対象案件    引用文献



## Step 4 : 審査対象案件と引用文献の対比

- 生成AIによる本願と引用文献の一致点・相違点の提示

拒絶理由通知

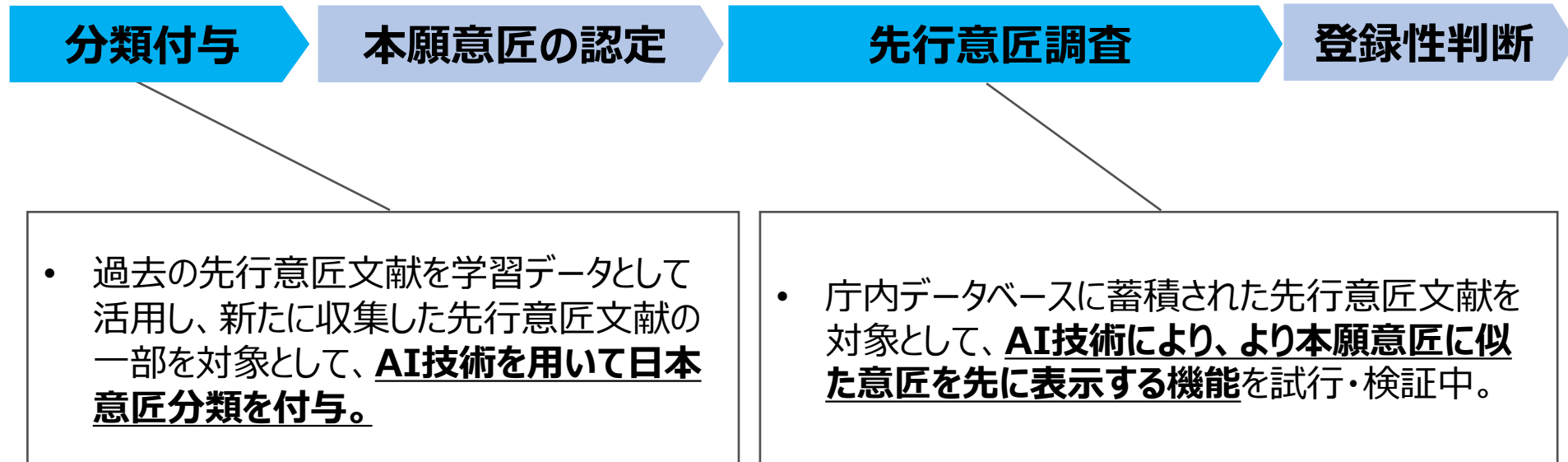
## Step 5 : 起案

- 生成AIによる拒絶理由通知等の内容の確認



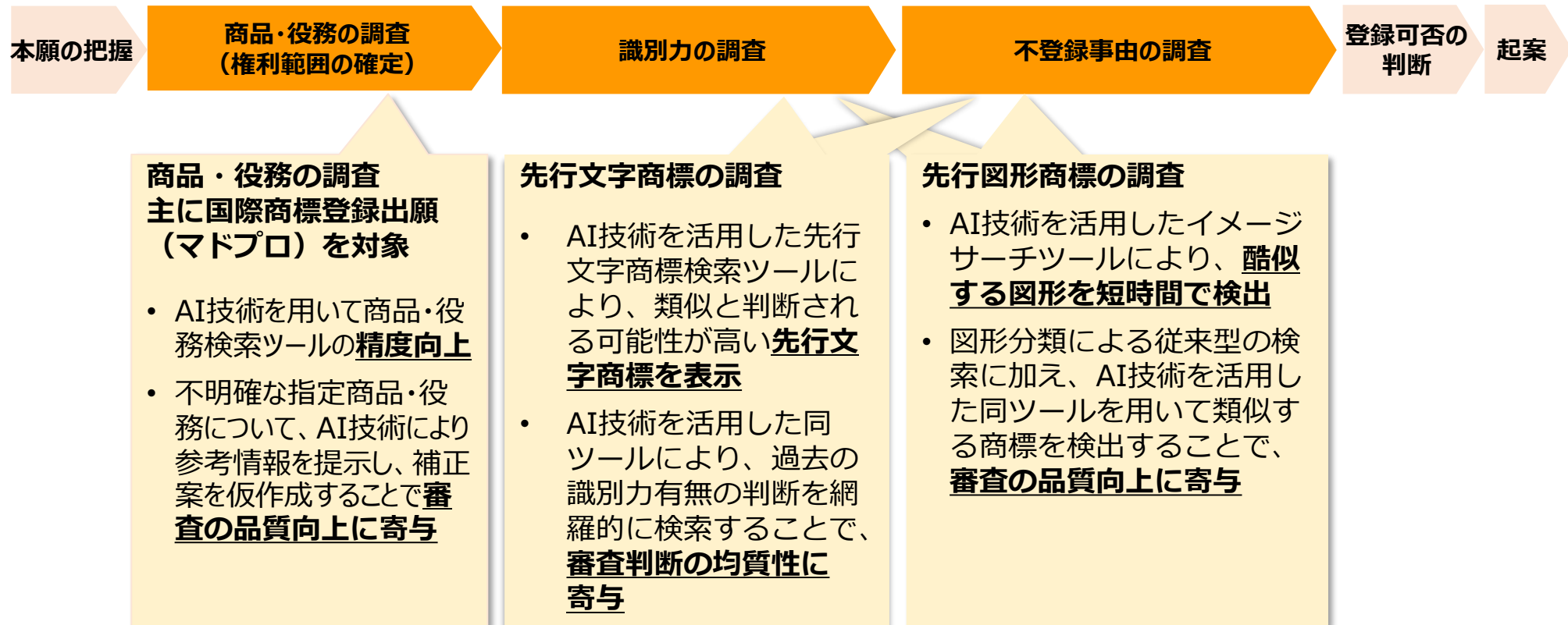
## 意匠審査とAIとの関係

- ◆ 審査の効率化に向け、意匠審査のプロセス中、「分類付与」・「先行意匠調査」においてAI技術を試行的に導入中。
- ◆ 更なる審査の効率化及び品質向上に向けて、意匠分野における生成AIの活用について検討。



# 商標審査とAIとの関係

- ◆ 商標審査のプロセス中、「商品・役務」・「識別力」・「不登録事由」の調査において、AI技術を試行的に導入し、活用の可能性を模索中。
- ◆ 生成AI技術については、商標の審査業務中、どの業務への生成AI導入が馴染むか検討中。



### 3. 参考資料（その他の施策等）

# 特許審査に関する取組

## 知財政策に関する基本方針



### 施策1 FA10,STP14に向けた 迅速性の確保

FA10、STP14という世界最速の特許審査を確保し、真っ先に審査結果を海外庁に発信

### 施策2 質の向上

- 先行技術調査（特に外国語文献や非特許文献）の充実による品質向上
- 協議等を活用した均質性の高い審査

### 施策3 国際展開

日本の審査実務や運用を新興国等に浸透させることで、日本企業の国際展開を支援

### 施策1 特許審査のレジリエンス向上による迅速性（STP14）の維持

AIなどの新たな技術の急速な発展、技術の複合化・融合化及び技術分野毎の接受件数の変動、審査官数や登録調査機関の受注能力の制約に起因する審査処理能力の変動等に対応しつつ、我が国が誇る世界最速の特許審査を維持する。

### 施策2 質のさらなる向上

生産性の高い先行技術調査や均質性の高い審査をベースに、言語の多様化、技術の複合化・融合化に対応しながら、出願人とも共創しつつ、世界に通用する「強く・広く・役に立つ権利」を創出する。

### 施策3 環境変化に対応したイノベーションの創出支援

外部環境変化に適切に対応しつつ更なるイノベーションの創出に貢献するため、スタートアップ等に対するイノベーション促進策や、特許出願非公開制度の着実な実施など、ユーザー等の関係者を共創パートナーとしながら、特許審査部門の新たな機能を発揮する。

### 施策4 知財外交の推進

我が国発イノベーションの海外における保護・活用や、GX技術等を活用した環境問題の解決に関する国際協力に向けて、これまでに醸成した外国特許庁の審査官（補）との信頼関係をさらに強化・拡充するとともに、我が国特許庁の特性を活かした協力を推進する。

- AIの活用による質と生産性の向上
- 出願構造の変化等に対応するための組織の柔軟性向上
- 必要なリソースの整備

**上記施策の着実な実施に向けて、イノベーションの創出支援の土台となる“長期的に安定した審査体制”を引き続き整備。**

# 意匠審査に関する取組

- ◆ 意匠審査部門では、**ユーザーが安定した意匠権を適時に取得・活用しやすい環境を実現するために、令和3年度に中期計画を立て、5つの柱に沿って、意匠審査に関する取組を進めている。**
- ◆ 令和8年度以降も、**世界最速・最高品質の意匠審査に向けて、取組を引き続き進めていく。**

## 第1 迅速な意匠審査の遂行

(主な取組)

- 実施庁目標（令和8年度：平均FA5～7月）を達成すべく、審査スケジュールを策定し、徹底した期間管理を実施。
- 審査バッチの一層の多サイクル化を進めるとともに、案件ごとの先行意匠調査の範囲及び期間を最適化。
- 審査資料が年々増加する問題に対応するため、特許庁データベースに蓄積する審査資料の厳選化を推進するとともに、審査資料の閲覧性を高めた多画面ブラウザを内製開発し、審査に活用。

## 第2 審査品質の一層の向上

(主な取組)

- 強く・広く・役に立つ意匠権を設定すべく、平成26年に策定した「意匠審査の品質管理に関するマニュアル」に則した統一的な品質管理を実施。
- 毎年開催される審査品質管理小委員会における改善提言についての着実な対応。
- 判断の妥当性を確保するため、国際意匠登録出願、画像意匠・建築物意匠・内装意匠の出願等の審査において、決裁官に加えて他の審査官とも協議する仕組みを構築。

## 第3 意匠審査実務及び知財行政に必要な能力の向上

(主な取組)

- 学会・セミナー等への参加や、展示会、企業訪問、技術研修等を通して、最新の技術・デザイン動向を把握。
- 審査官が行政官として幅広い視野を持つことができるよう、庁内外における現場実習や民間派遣研修等を実施。

## 第4 ユーザーニーズの把握と意匠制度の普及啓発

(主な取組)

- ユーザーとの意思疎通を図りつつ審査を実施。出願人・代理人から面接の要請があった場合には、原則全件実施。
- 企業訪問等を通じて、意匠審査に関するユーザーニーズ等について情報を把握しつつ、意匠関連施策等を積極的に紹介。

## 第5 働き方改革の推進・組織の活性化

(主な取組)

- 持続的な行政サービス提供のため、テレワークを導入するとともに、テレワーク中の審査官への問い合わせに迅速に対応できる仕組みを構築。
- 生産性が高く働きやすい職場環境づくりを目指し、全審査室に導入したフリーアドレスを引き続き実施。

# 商標審査に関する取組

- ◆ 商標審査部門では、一次審査期間(FA)を平均5.5～7.5か月、権利化までの期間(TP)を平均7～9か月とすることを目標とし、着実に処理を実施。今後も、審査の質の維持・向上とともに、適正な審査期間を堅持すべく、審査業務の効率化及び審査体制の充実を図る。
- ◆ ユーザーの「商標」を活用したブランド戦略に資すべく、社会情勢の変化を踏まえた制度運用の見直しや国際連携の推進等に取り組んでいる。

## 取組1 適正な審査期間の堅持

(主な取組)

- 審査の品質を維持しつつ、実施庁目標（令和8年度：平均FA5.5～7.5月）を達成するため、商標出願の審査処理の効率化及び審査体制の充実を図る。
- 拒絶理由の該当性(商標法第3条、第4条等)に関する高度な調査を含む、審査関連業務の外注を推進。
- 拒絶理由のかからない出願を促進すべく、ユーザーへの情報発信(「出願支援ガイド」の作成・周知等)やアジャイル開発したユーザー向けサポートツールを提供。

## 取組2 審査品質の一層の向上

(主な取組)

- ブランドを保護育成し、消費活動の円滑化へ貢献するため、適切な商標審査を行うべく、「商標審査の品質管理に関するマニュアル」に則した統一的な品質管理を実施。
- 毎年開催される審査品質管理小委員会における改善提言についての着実な対応。
- 商標審査に対するユーザーの声を把握し、品質管理施策に反映させるため、審査の質についてのユーザー評価調査を実施。

## 取組3 社会情勢の変化等に応じたブランド保護

(主な取組)

- 「コンセント制度」の導入後、改訂した商標審査基準・便覧に基づき適切な審査を遂行。また、同制度において混同を生ずるおそれがないと判断できるケースを一部類型化し商標審査基準上で明確化するため、2025年度に商標審査基準WGを2回開催。改訂版の商標審査基準は、2026年4月1日以降の審査に適用。
- 仮想空間における商標の適切な保護が求められているところ、指定商品・指定役務に関する審査運用を明確化するためのガイドラインを策定し公表。仮想空間上のビジネスの進展や国際的な状況等を注視し、必要に応じてアップデートを図る。
- 地域経済の活性化に資する地域ブランドの保護・活用を推進すべく、地域団体商標に特化したPRイベントの実施等により、地域団体商標制度の更なる普及を図る。

## 取組4 海外知財庁との連携・情報発信

(主な取組)

- 商標五庁(TM5)会合の枠組みで、企業のグローバルな事業活動を支援することを目的とした各種プロジェクトを推進。
- ユーザーの関心の高いテーマに関するワークショップを開催するプロジェクトやAIを含むITツールの活用について情報交換を行うプロジェクト等を主導。

# 審判に関する取組

- ▶ 審判部では、審査の上級審及び準司法機関として、審決の適時性・信頼性の確保を最優先事項として、適正な審理期間を遵守するとともに、審判業務の効率化・高品質化に向けた取組を行っている。
- ▶ 世界各国・地域の審判分野における相互理解・ユーザーへの情報発信のために、国際的な連携・協力を行っている。

## 1 審決の適時性の確保

- 各種事件の進捗を適切に管理するとともに、審判業務の効率化及び適切な人員配置等により、実施庁目標の審理期間を遵守を含め、適時性を確保する。

## 2 信頼性の高い審決

- 審査の上級審及び紛争の早期解決のため、審判決の分析等を通じて審決の信頼性の向上に努める。
- 審判便覧の改訂の検討、各種ガイドライン等の改訂の検討など、運用の見直し及び資料の整備を進める。

## 3 審理を支える基盤の整備

- 研修等を充実させ人的基盤を整備するとともに、審判業務のDXを推進し、審判業務の効率化・高品質化を図る。

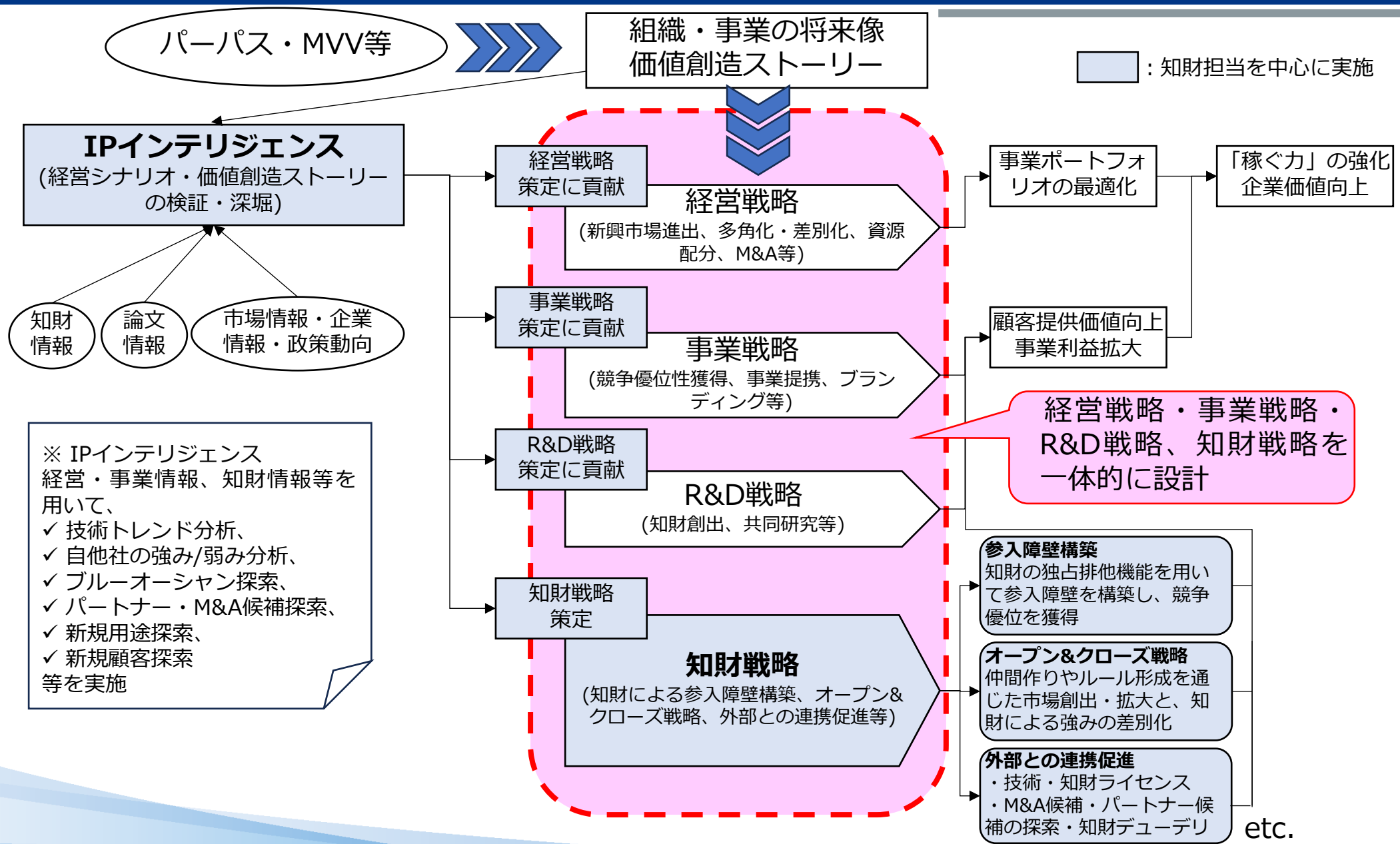
## 4 庁内外への情報発信、協力関係の構築

- 審判実務者研究会を開催し、実例に基づく審決及び判決についての研究を行い、分析結果を公表する。
- 審判部ハイレベル会合、国際知財司法シンポジウム等を通じて、各国・地域の知的財産庁等と審判分野における相互理解を深めるとともに、ユーザーへ情報発信する。

|         | 拒絶査定不服審判 |                             | 無効審判 |                | 異議申立て |                |
|---------|----------|-----------------------------|------|----------------|-------|----------------|
|         | 請求件数     | 平均審理期間 <sup>※</sup><br>(カ月) | 請求件数 | 平均審理期間<br>(カ月) | 請求件数  | 平均審理期間<br>(カ月) |
| 特許・実用新案 | 19,818   | 15.1                        | 188  | 13.9           | 1,145 | 8.3            |
| 意匠      | 362      | 8.0                         | 10   | 14.2           | -     | -              |
| 商標      | 994      | 10.0                        | 77   | 13.4           | 308   | 9.1            |

※平均審理期間は、審判請求日（※1）から、審決（又は決定）の発送日（※2）、取下げ・放棄の確定日、又は却下の発送日までの期間の暦年平均。  
 （※1）異議申立てについては異議申立日。特許拒絶査定不服審判において前置審査に係る事件については審理可能となった日。  
 （※2）特許異議申立てにおいて取消理由通知（決定の予告）を行うものはその発送日、特許無効審判において審決の予告を行うものはその発送日。  
 数値は 2025年のもの

# 知財経営の概要



# 標準必須特許(SEP)について

- ◆ 標準必須特許を巡る状況は大きく動き続けている。日本においても、近年、SEPに関する訴訟が活発になってきており、中でもパンテック v. グーグル事件（東京地裁判決）は、日本において初めてSEP侵害による差止めが認められた事件とされて注目されている。
- ◆ 東京地裁は、2026年1月に「標準必須特許に基づく特許権侵害訴訟の審理要領」及び「SEP調停（SEPJM）の審理要領」を公表。
- ◆ 特許庁では、ライセンス交渉の円滑化や紛争解決の迅速化のため、標準必須特許に不慣れな当事者にもわかりやすく的確な情報を提供すべく、2018年6月に「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」を公表（2022年6月改訂）。2026年度には、2022年以降の各国の裁判例の蓄積や政府機関の動向等を踏まえて、標準必須特許に関する調査研究を実施。

## 標準必須特許のライセンス交渉に関する手引きの概要

**内外の裁判例や実務等の動向**を踏まえ、ライセンス交渉を巡る**論点をできるだけ客観的に整理**

- どう行動すれば、「誠実に交渉している」と認められやすいか説明
- 規範を設定しようとするものではなく、法的拘束力を持つものでもない
- FRAND宣言された特許が対象

標準必須特許のライセンス交渉に関する  
手引き

第2版  
(令和4年6月)

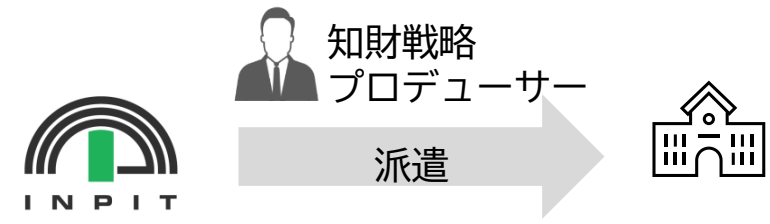
特許庁



# 大学・公的研究開発機関等への知財専門家派遣事業

- ◆ イノベーションの源泉である大学・公的研究開発機関等の研究成果を社会に橋渡しするため、知財マネジメントの専門家（知財戦略プロデューサー）を大学・公的研究開発機関等に派遣する、2種の知財支援事業を実施。
  - 大学・公的研究開発機関等への支援施策として、産学連携活動を推進する大学等に向けた**iAca**事業
  - 国プロ（※）を推進する機関等やファンディングエージェンシー向けの**iNat**事業

※競争的研究費制度に基づく公的資金が投入され、革新的な成果が期待される研究開発プロジェクト



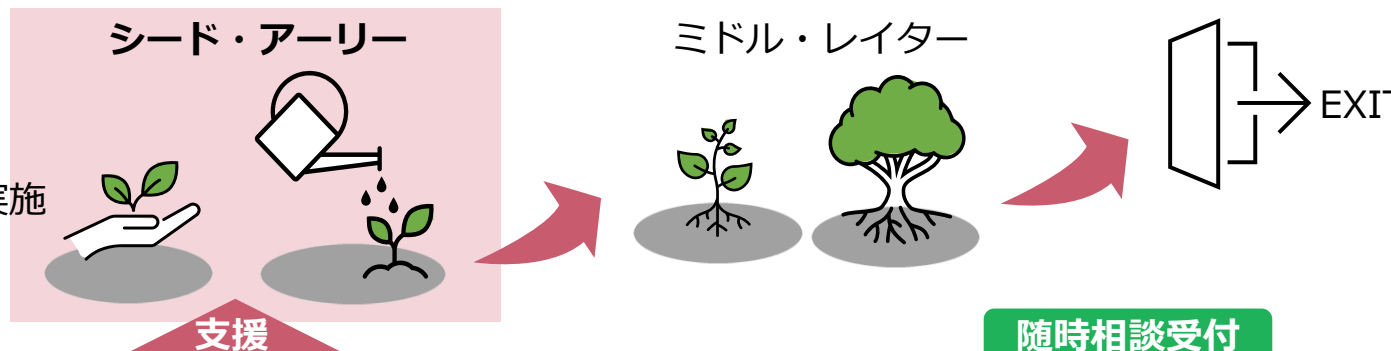
| 事業名                  | 対象                    | 支援期間            | 概要  |
|----------------------|-----------------------|-----------------|---|
| <b>iAca</b>          | 大学、<br>高専、<br>国研      | 11か月間に<br>最大30日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 研究ステージ初期段階のシーズ発掘と出口戦略の策定支援から、事業化に向けた産学連携活動まで一連の支援を実施</li> <li>✓ 支援は継続可能（要審査）</li> </ul>  |
| <b>iNat</b><br>(国プロ) | 大学、FA、<br>研究開発<br>機関等 | 1年間に<br>最大90日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 国プロのプロジェクト初期より、知財の視点から研究開発成果の社会実装を見据えた戦略策定や、社会実装を加速する活動を支援</li> <li>✓ 支援は継続可能（要審査）</li> <li>✓ 支援年数上限を撤廃。長期間におよぶプロジェクトも支援可能に</li> </ul> |

# 知財アクセラレーションプログラム (IPAS)



- ◆ 創業期 (シード・アーリー) のスタートアップを対象に、ビジネスの専門家と知財の専門家からなる**知財戦略プロデューサー(ビジネスメンター・知財メンター)のメンタリングチーム**が、適切なビジネスモデルの構築とビジネス戦略に連動した知財戦略の構築を支援。

- ✓ 支援期間は**約5カ月**
- ✓ 2時間×10回程度の支援を実施



**支援**

**メンタリングチーム**

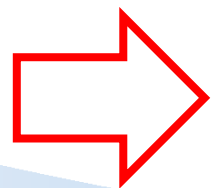
知財戦略PD (ビジネスメンター)  
 ベンチャーキャピタル経験者  
 スタートアップ支援コンサルタント等

知財戦略PD (知財メンター)  
 スタートアップ支援経験のある  
 弁理士・弁護士等

**随時相談受付**

**スタートアップ知財支援窓口**

- ✓ 成果発表会としてフォーラム (Demo-Day) を開催し、スタートアップ支援関係者等とのネットワーキングの場を提供。
- ✓ INPIT内部の**スタートアップ知財支援窓口**との連携も行う。



● 支援企業数\*1

144 社

● シリーズが進展した企業数\*2

51 件

● IPAS支援後の業務提携数\*2

216 件

● EXITした企業数\*3

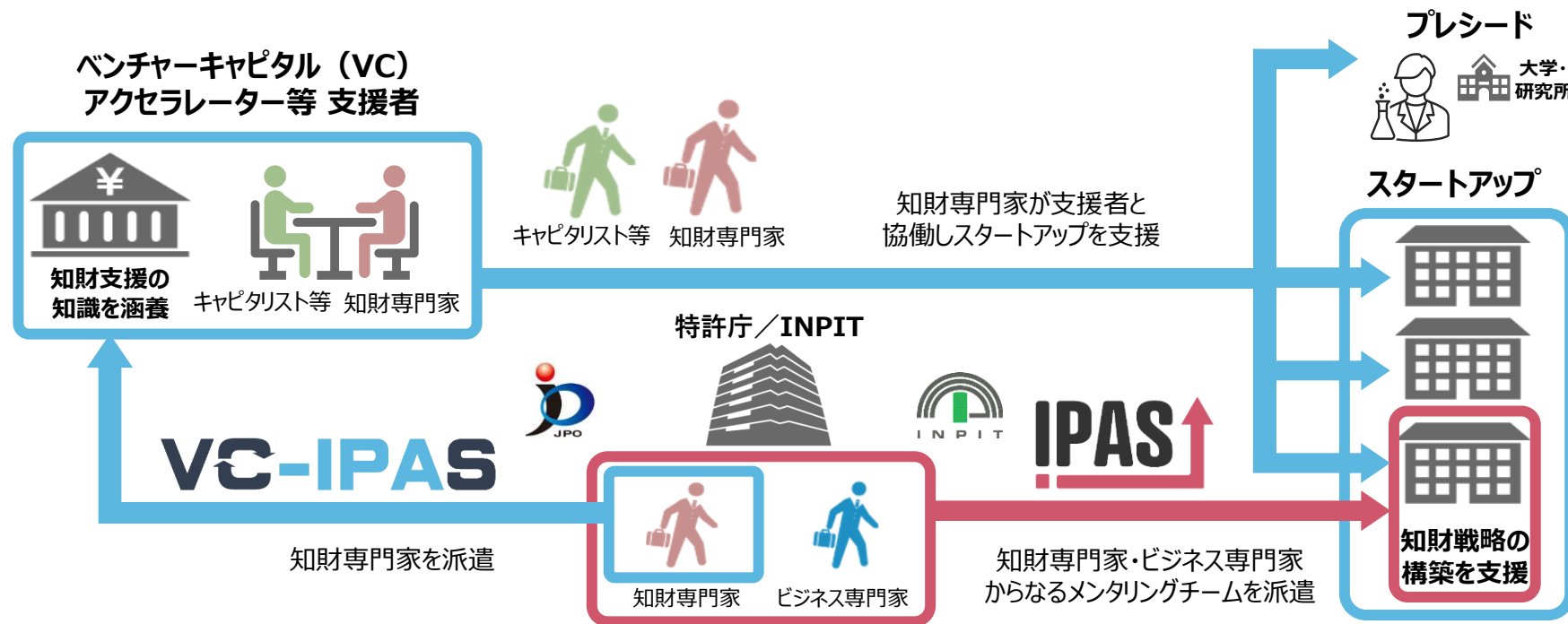
4 社

M&A 1社  
IPO 3社

\*1:2026年2月時点 \*2:2025年6月時点 \*3:2025年8月時点

# ベンチャーキャピタルへの知財専門家派遣事業 (VC-IPAS)

- ◆ スタートアップの多くは、VCやアクセラレーター等の支援者からビジネス面の助言やハンズオン支援を受けており、VC等の支援者が事業計画も踏まえた知財戦略策定支援を合わせて実施できれば、効率的なスタートアップへの支援が期待できる。
- ◆ このため、特にスタートアップに積極的に成長支援を実施する支援者に対して知財専門家を派遣することにより、VCのキャピタリスト等と知財専門家が協働して、スタートアップに対して知財面からも支援を行えるようにする。
- ◆ 派遣を通してキャピタリストの知財活用能力の向上、民間事業者による知財支援を推進する。



2025年度は、VC21社（長期派遣15社、短期派遣6社）に加え、アクセラレーター等4社にも派遣。  
2026年度は、VC19社（長期派遣13社、短期派遣6社）、アクセラレーター等10社程度に派遣予定。



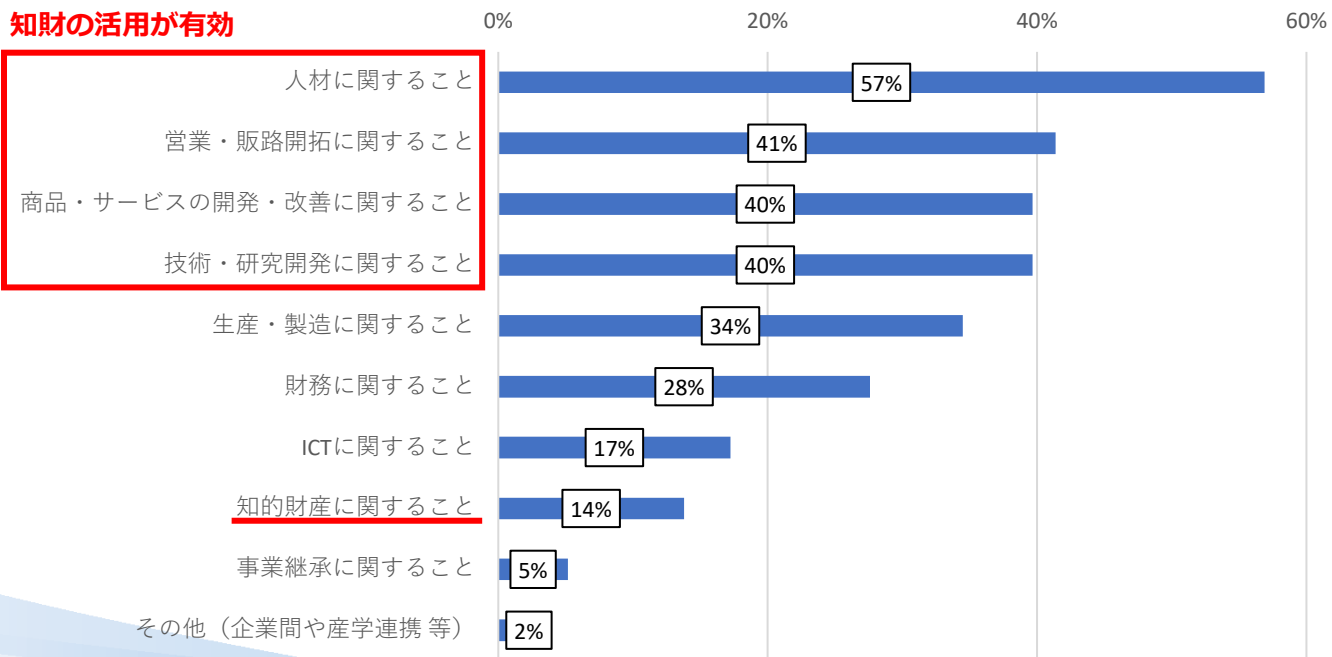
# 中小企業の経営課題

- 「知的財産に関すること」は14%にとどまるものの、人材、販路開拓、商品・サービスの開発、技術・研究開発などの上位の課題解決に関して、知財の活用が有効となるケースは多い。
- 中小企業が知財の経営上の有効性を十分に認識していない可能性があり、この背景には、「知的財産に係る情報・知識」「知財活動に割ける時間」「知的財産を管理する人材」の不足といった課題があると考えられる。

支援企業：経営課題の認識 (n=58)

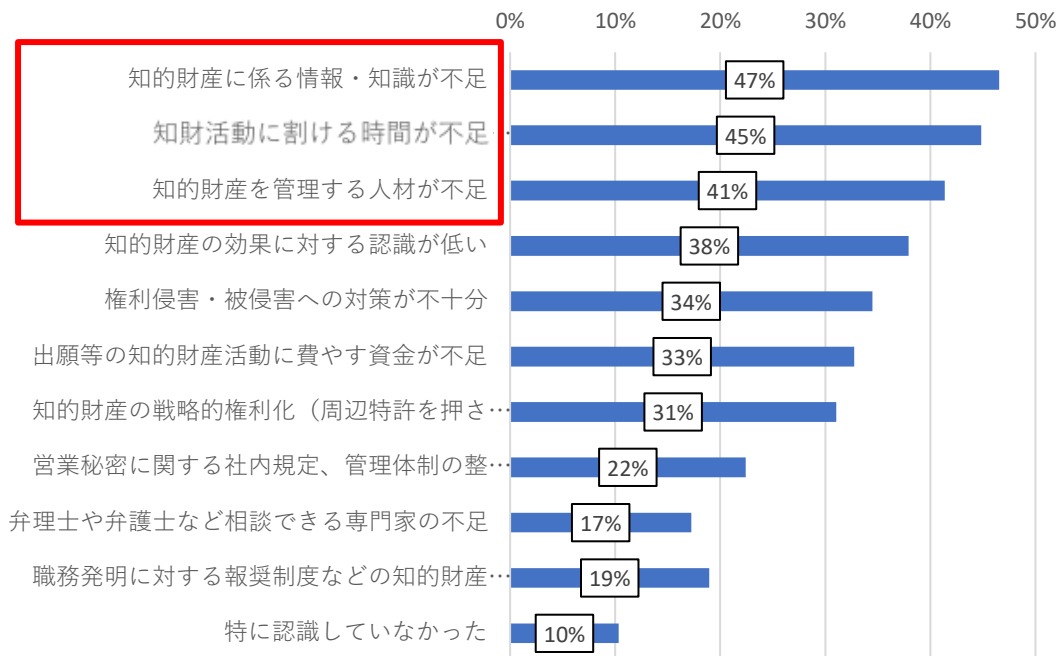
Q：貴社が現在重要と考える経営課題について、あてはまるものを最大3つまで選んでください。

**知財の活用が有効**



支援企業：知財活用の課題（支援前） (n=58)

Q：支援を受ける前、貴社が知的財産活動に取り組む際に課題になっていたことについて、あてはまるものをすべて選んでください。

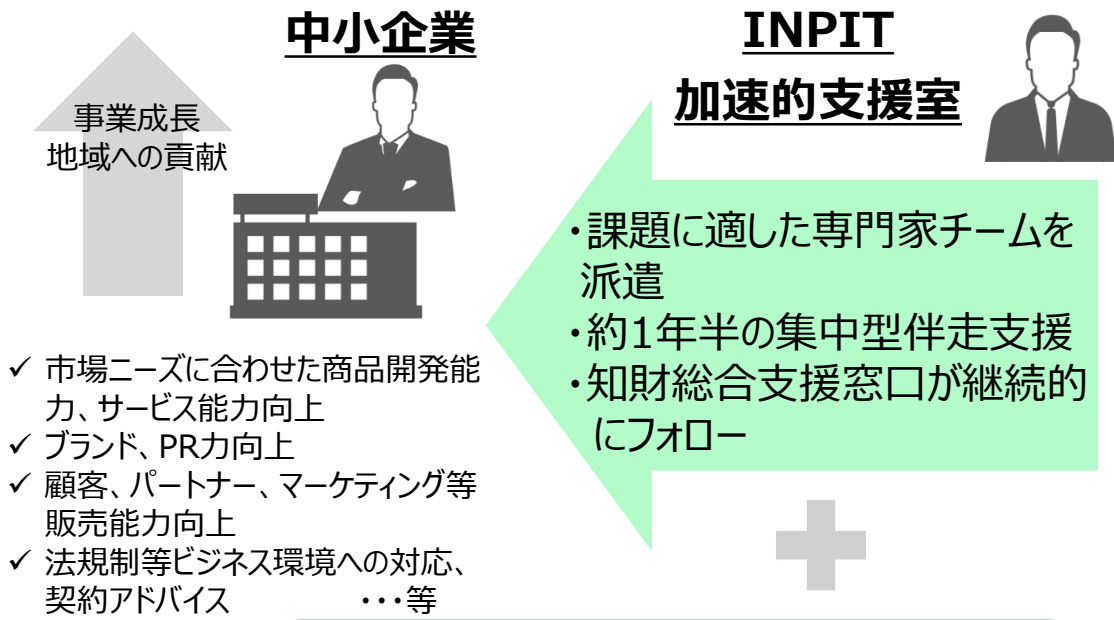


(資料) 令和7年度中小企業等知財支援施策検討分析事業（地域知財活性化行動計画に関する調査研究）速報版  
 受託事業者：アビームコンサルティング株式会社



# INPIT知財総合支援窓口による加速的支援

- 知的資産を活用した事業成長が見込まれる中小企業に対して、**INPITから専門家チームを派遣**、伴走支援を行うことで、**支援先企業の組織の能力（ケイパビリティ）を高め、事業成長を実現。**



- ✓ 市場ニーズに合わせた商品開発能力、サービス能力向上
- ✓ ブランド、PR力向上
- ✓ 顧客、パートナー、マーケティング等販売能力向上
- ✓ 法規制等ビジネス環境への対応、契約アドバイス  
…等



**支援対象**

【①知的資産の保有状況】  
独自性のあるアイデア・技術・サービス・地域資源など、**経営成長につながる知的資産**を保有している。

【②ビジョン・将来性】  
経営者が知的資産を活用した**事業成長に対する方向性やビジョン**を有している。

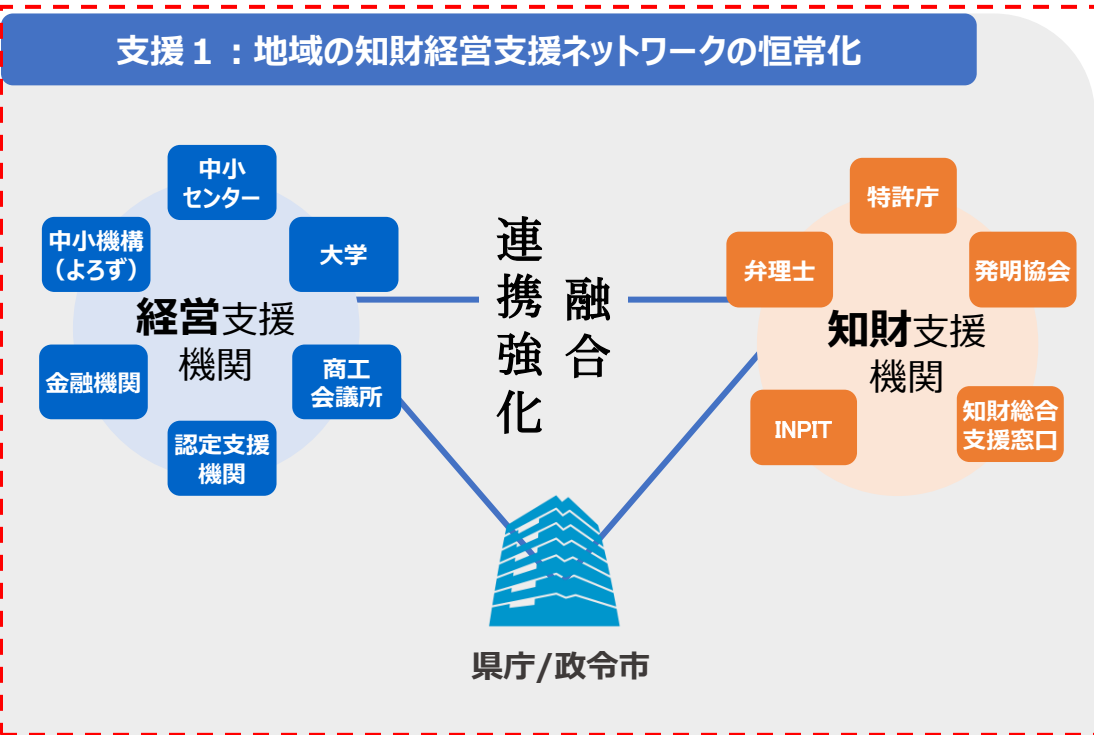
【③経営者の人柄・関与】  
経営者に**熱意・リーダーシップ**があり、支援を受けるに当たって**積極的に対応・行動**できる。

【④社内体制】  
支援を受け入れる**社内環境、組織的体力**が望める。

【⑤安全性】  
支援の実施にあたり、**重要な企業経営上のリスク**がない。

# 「知財経営支援ネットワーク」の取組（知財経営支援モデル地域創出事業）

- ◆ 地域の経営支援機関のネットワークに、知財支援関係者も経営支援の一環として関与させ、地域中小企業等の知財活用を推進する知財経営支援ネットワークを形成し、恒常的な知財経営支援体制（エコシステム）を構築する。
- ◆ 当該事業は3年以内に連携の形をつくり、4年目以降は自治体が主導で取組を継続できるよう地域の自走化を図るとともに、地域での取組をモデル化することでモデル事例の横展開を目指す。



## 支援2：ネットワークによる地域中小企業への伴走支援

- 企業の成長ステージに応じた様々な連携コラボ支援の実現。
- どの成長ステージにおいても、知財支援が必要。

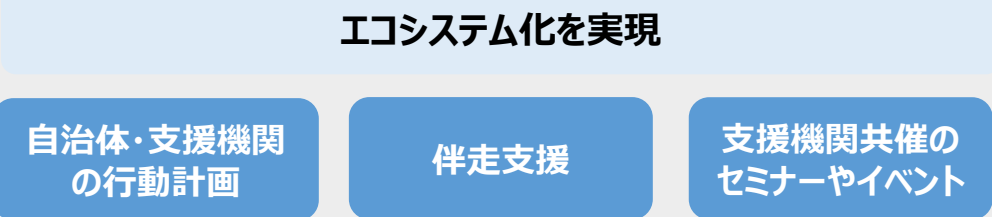
| 経営活動 | 市場調査・マーケティング   | 研究・開発・生産  | 流通・販売・プロモーション   |
|------|--|---|---|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ビジネスアイデアの創出・明確化（下請脱却も含む）</li> <li>● 事業化資金の調達</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 商品企画・設計</li> <li>● 技術開発・研究</li> <li>● プロトタイプ製造・品質管理</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報・広告活動（ブランド化）</li> <li>● 海外展開（展示会、工場見学）</li> </ul>      |
| 課題   | ①市場において、どのようなニーズがあるか探索する<br>②自社のコア技術・ノウハウは何かを見極め   | ③自社のコア技術・ノウハウとマーケットニーズの間にあるギャップは何かを分析する<br>④ギャップを克服するため、研究開発やノウハウの磨き上げ、外部機関との連携を実施                      | ⑤製品・サービスの市場投入・販路開拓<br>赤字：コア・コンピタス（技術・ノウハウ）の磨き上げ<br>青字：マーケットニーズの探索<br>出典：中小企業庁：イノベーション・ポテニューサー実証事業 |

## 支援3：地域支援機関の知財支援人材の育成

- ネットワークの取組を加速化させる**旗振り役**の育成。
- **経営と知財を融合した支援**を地域で体現。

## 目指す未来

- ネットワークを通じた**知財経営リテラシー**の向上
- 地域イノベーションを創生し、地域の**「稼ぐ力」**を向上



# 知財経営支援モデル地域創出事業の各地域における取組

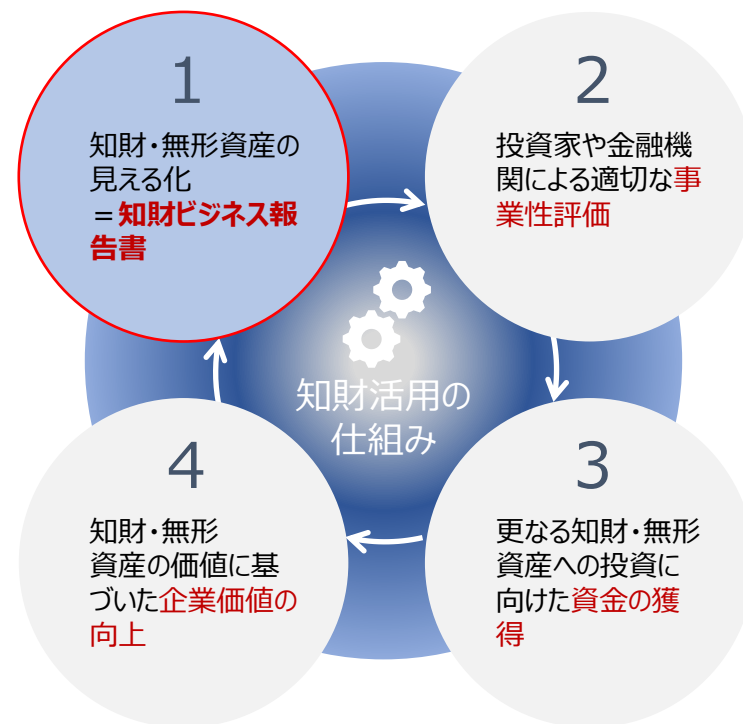
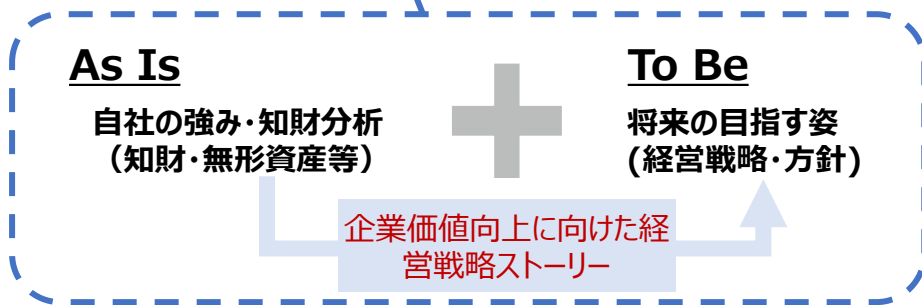
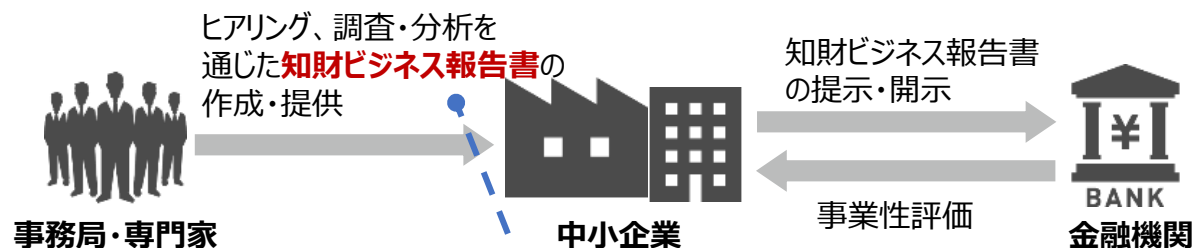
| 地域  | 支援開始年度 | 取組概要   |
|-----|--------|--|
| 青森県 | 2024年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ <b>ものづくり産業のほか、青森県の特徴であり強みでもある農林水産業等</b>において、「<b>デザイン</b>」の力を活用しながら<b>差別化</b>を図り、地域の競争力強化につなげる知財経営支援モデル構築を目指す。</li> </ul>  |
| 石川県 | 2024年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 石川県の産業振興施策と相乗効果を図るため、<b>ニッチトップ企業及びスタートアップ企業を重点的なターゲット</b>として支援を実施。産業支援機関等を中心とした知財経営支援モデル構築を目指す。</li> </ul>  |
| 神戸市 | 2024年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 神戸市発<b>スタートアップ</b>に対し、<b>特許情報を活用した事業会社とのビジネスマッチング（オープンイノベーション）支援</b>を行うとともに、<b>適切な支援につなぐ知財ブリッジ人材の育成</b>を実施。</li> <li>✓ 地域支援機関の担当者が、<b>スタートアップに知財の重要性の“気づき”を与え、迅速に適切な支援機関へ橋渡し（知財ブリッジ）</b>する仕組みを備えた知財経営支援モデル構築を目指す。</li> </ul>                |
| 愛知県 | 2025年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 愛知県の研究開発支援施策等により生まれた、<b>中堅・中小企業・スタートアップの有する新技術やノウハウ等の社会実装</b>のための支援を実施。</li> <li>✓ 参画機関の特徴・強みや支援メニューを共有し合い、各機関の連携を深化させていく。</li> </ul>   |
| 山口県 | 2025年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 県の重点成長分野等で事業を展開する企業の優れた技術を活かしながら、<b>技術的視点と経営的視点を合わせた総合的視点（技術経営）</b>から事業化・事業拡大へと繋げるための支援を実施。</li> <li>✓ <b>バックキャスト思考でのAsIs・ToBe分析と課題整理</b>を実施した後、具体的なアクション・参画支援機関を記載した<b>ロードマップを支援企業ごとに策定</b>することで、支援機関の動き等を可視化し、再現性のある支援・連携を目指す。</li> </ul> |
| 熊本市 | 2025年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 熊本県・市の産業特性である<b>医療・創薬分野、農水産業分野等におけるスタートアップ等地域中小企業</b>に対し、経営課題解決・事業成長に資する知財活用促進のための伴走支援を実施。</li> <li>✓ 熊本市がこれまで構築してきた<b>大学・金融機関・支援機関等の支援ネットワークを活用・強化し</b>、地域のスタートアップ・中小企業の価値向上に繋げる「<b>知財活用熊本モデル</b>」の構築を目指す。</li> </ul>                      |

# 知財金融事業

- ◆ 保有する経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）が限られている中、多くの中小企業が自力で経営戦略を構築・実行し、**企業価値**を高めるには至っていない。
- ◆ 企業価値を向上させるためには、中小企業の**経営資源の一つである知財・無形資産を活用した経営戦略**を策定し、投資家や金融機関による適切な**事業性評価**を受けることが重要。
- ◆ 適切な事業性評価を受けられるよう、自社の強みである知財・無形資産と将来の目指す姿を結びつけた経営戦略ストーリーを可視化した**知財ビジネス報告書**を作成し、投資家や金融機関による**知財・無形資産に着目した事業性評価**を後押し。

## 【スキーム・実施内容】

### 【目指す仕組み】



# 事業性融資の推進等に関する法律（令和6年法律第52号）

- ◆ 金融庁は、不動産を目的とする担保権又は個人を保証人とする保証契約等に依存した融資慣行の是正及び会社の事業に必要な資金の調達等の円滑化を図るため、「事業性融資の促進等に関する法律」を制定。
- ◆ 事業者が、不動産担保や経営者保証等によらず、事業の実態や将来性に着目した融資を受けやすくなるよう、事業性融資の推進に関し、「基本理念」、「国の責務」、「事業性融資推進本部」、「企業価値担保権」、「認定事業性融資推進支援機関」等について定める。

## 【企業価値担保権の創設】

- ◆有形資産に乏しいスタートアップや、経営者保証により事業承継や思い切った事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円滑化するため、無形資産を含む事業全体を担保とする制度（企業価値担保権）。
- ◆2026年（令和8年）5月25日施行。

出典：金融庁『事業性融資の推進等に関する法律案 説明資料』（2024年3月）

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/213/02/setsumeij.pdf>

# 海外展開を知財の側面から支援する特許庁の国際的取組（再掲）

## ◆企業活動が国籍や国境を越え、日本企業の海外進出が進む中、日本企業が海外でも知的財産権を円滑かつ予見性高く取得し活用しやすい環境を構築。

- 日本からの海外出願件数の8割以上が米欧中韓であるところ、日米欧中韓の五庁間での制度・運用の調和が重要。新技術・世界の潮流へのいち早い対応を日米、三極、G7間で協議し、産業界に共有。
- 新興国への日本企業の進出増を踏まえ、新興国の知財システムの整備も重要。
- 先進国・途上国が参画する世界的な議論を通じ、日本のプレゼンスを維持・向上しつつ、知財関連の国際ルール・制度を改善・堅守。

### 特許庁の国際的取組

#### 海外審査の迅速化

特許審査ハイウェイ(PPH)により、海外でも簡易に早期審査が受けられることを目指す。

#### 海外との審査情報の共有

各国特許庁と審査経過情報を共有するIT環境を構築し、各国の審査の予見性を高める取組を推進。

#### 新興国・途上国支援

専門家の派遣や研修の提供を通じて、我が国と同水準の知財保護環境の実現を図る。

#### WIPOでの条約等の交渉

制度調和に係る条約策定の議論への関与により、日本企業が知財活動をする上で有利な/不利にならないルール形成を目指す。

#### 経済連携協定

経済連携協定をツールとして、連携国・地域における知的財産の適切な保護と活用を目指す。

#### 制度・運用の調和・改善

バイ・マルチの国際会合・交渉を通じて、知的財産権制度・運用の国際調和や改善を図る。

#### エンフォースメント強化

「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」対応に加え、日本産業界及び国内外の執行機関等と連携した取組を通じ、知財執行力の強化を図る。

#### 日本国内への海外情報の発信

JETROアタッチェ等を通じて得られた各国の情報をユーザーに周知し、日本企業における海外展開の後押しを目指す。

#### 海外への事業展開支援

外国出願等の費用や海外での模倣品や知財紛争への対策に係る費用の補助を通じ、中小企業等の海外での事業展開やブランド構築を推進。

# 先進国との協力枠組み（五庁（日米欧中韓）、G7）

## IP5（特許）

- ✓ 世界の特許出願件数の約85%を占める日米欧中韓の五庁によって知的財産における世界的な取組をリードすべく2007年より五庁長官会合を継続して開催。
- ✓ 主に、特許分類改正、特許情報サービス改善、制度運用調和、審査結果の相互利用、特許統計データ提供などの課題について議論。
- 直近では、第18回五庁長官会合（2025年5月、中国ホスト）において、**特許のライセンスや知財金融といった分野における各庁の施策について意見交換を行うとともに、新技術・AIに関する五庁の協力を継続することを確認。**
- **2026年は日本がホスト**となり開催予定。

## TM5（商標）

- ✓ 日米欧中韓の知財庁が、商標分野における国際的な協力を推進し、商標が世界各国で適切に保護、活用される環境を整備することで企業のグローバルな事業活動を支援することを目的として、2011年に創設。
- 様々な協力プロジェクトが行われているところ、**日本は「悪意の商標プロジェクト」等の複数のプロジェクトをリード。**
- 2025年はUSPTOがホストとなり、第14回TM5年次会合（2025年10月）を米国・アレクサンドリアで開催。**11の協力プロジェクトについての成果の確認と今後の進め方について議論したほか、1つの新規提案プロジェクトを採択。**
- 2026年はCNIPAがホストとなり開催予定。

## ID5（意匠）

- ✓ 日米欧中韓の主要五庁が、意匠制度及びその実務に関する国際的な連携を強化・推進するための協力枠組として2015年に創設。
- 様々な協力プロジェクトが行われているところ、**日本は「新技術がもたらす意匠制度の課題」等のプロジェクトをリード。**
- 2025年はUSPTO（米国）がホストとなり、第11回ID5年次会合（2025年10月）を米国で開催。**10の協力プロジェクトについての成果の確認と今後の進め方について議論したほか、2つの新規提案プロジェクトを採択。**
- 2026年はCNIPAがホストとなり開催予定。

## G7知財庁長官級会談

- ✓ G7を構成する仏米英独日伊加（議長国順）の知財庁長官及びWIPO事務局長（オブザーバー）等が一堂に会し、知財に関するグローバルな問題を議論。2021年に開始された。
- 直近の第4回会談（2025年12月）は、CIPO（カナダ）がホストとなり、**デジタル経済に向けた知財庁の現代化や、経済成長のための企業への知的財産活用支援について議論。**
- 2026年はINPI（フランス）がホストとなり開催予定。

オンライン開催の様子



# 新興国・途上国に対する支援

## 知財人材の育成

- 1996年から、アジア、アフリカ、中南米など新興国・途上国の知財庁職員/民間企業等に対し、審査実務や知財活用に関する研修を提供し、知財制度及びその運用の確立・強化を支援。
- これまで（1996～2024年度）に、**100以上の国・地域において、延べ8,200名以上が研修を修了。**



## 特許庁職員の派遣

- JICAと協力して、特許庁職員を知的財産制度に関する専門家として途上国に派遣し、途上国での知的財産法制度整備や人材育成を支援。

### 【インドネシア】

知的財産制度整備の支援、人材育成協力、普及啓発活動等を目的に、**1993年度からJPO職員をインドネシア知的財産総局へ派遣。**

### 【ベトナム】

特許審査実務の改善、人材育成等の支援を目的に、**2021年からJPO職員1名を長期専門家としてベトナム国家知的財産庁へ派遣。2026年からは商標審査官を派遣。**

## 多国間協力

- 日ASEANの知財に関する協力覚書（MOC）に基づき、毎年度、日ASEAN特許庁長官会合を開催し、日ASEAN知財アクションプランを策定。ASEAN全体として取り組んでいる課題の解決を後押し。
- 東アジア・アセアン経済研究センターと協力した調査事業、実務者レベル会合の開催、人材育成事業等を実施。
- 2024年度には、**AI/IoT技術の特許審査の透明性確保と誤訳への対応整備の重要性を確認する共同声明を採択。**



## 二カ国間協力

- MOC締結、インプリメンテーションプラン策定などを行い、各国の事情に応じた支援・協力を実施。また、様々な機会を利用して知財庁間ハイレベル会談等を実施。
- 2025年度は、以下の取組を実施。
  - **第6回日印知的財産評価会合**
  - **MOC締結（シンガポール）**
  - **審査官派遣（インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム、ラオス）**
  - **模倣品対策セミナー（インド、UAE、トルコ、インドネシア、ベトナム）**

## 世界知的所有権機関（WIPO）との協力

- ◆ WIPOは、世界194か国が加盟する知的財産に関する国連の専門機関（1970年設立）。事務局長はダレン・タン氏（星国籍）。本部はスイス・ジュネーブ。**国際的な知財ルールの構築、国際出願や情報提供等のグローバルサービス、途上国支援**が主な活動。2006年に日本事務所を設立。
- ◆ 我が国は、加盟国中最大の約9.9億円（2025年度）を任意拠出金（ジャパン・ファンド、Funds-in-Trust Japan Industrial Property Global（FIT Japan IP Global））としてWIPOへ拠出。
- ◆ 直近では、**WIPOによる環境技術マッチングの取組（WIPO GREEN）や、大阪・関西万博等に関する協力を実施。**

### 【WIPO GREEN】

#### 概要

- 気候変動・環境技術の活用を促進するためのプラットフォーム。
- 技術やニーズを集めたオンラインのデータベースや、ニーズの深掘り調査・イベント等を通じ、環境技術の希望者と提供者をマッチング。

#### 日本の貢献・今後の課題

- ジャパンファンドを活用し、ラテンアメリカやインド等におけるマッチング促進にむけた取組プロジェクトを支援。
- 特許庁は、2020年2月19日にパートナーとして参加。アジア太平洋地域の知財庁の中で**最初のパートナー**。
- 世界で160超の組織がWIPO GREENパートナーに参加。日本はパートナー数において**世界第1位**。近年、**WIPO GREENを通じた実際の環境技術マッチング（成功事例）を増やす**ことが課題。



### 【WIPOジャパンファンド】

#### 概要

- 拠出金としてWIPOジャパンファンド事業を編成し、途上国（地域）を対象とした知的財産関連の制度、執行面の整備、情報化等を支援。
- 2025年度の拠出金額は、約9.9億円。

#### スタートアップ支援協力

- ジャパンファンド事業においても、近年、中小・スタートアップ企業支援を新たに推進し始めているところ、スタートアップ支援の実績を有する日本特許庁とWIPO間で連携強化に関する共同声明に署名。

### 【大阪・関西万博における協力】

- WIPOや各国の知財庁等と連携し、SDGsに向けた知財活用促進等に関する国際フォーラムを開催。（再掲）

# 経済連携協定(EPA)の取組

- ◆ EPAとは、幅広い経済関係の強化を目指し、貿易や投資の自由化・円滑化を進める協定であり、**条約に該当し、法的拘束力あり。**
- ◆ EPAには、関税等の様々な分野が含まれており、**近年は知財に関する規定が入ることが一般的。**

## ① 日・バングラデシュEPA

2024年 3月12日 : 交渉開始  
 2025年12月22日 : 大筋合意を公表  
 2026年 2月 6日 : 署名



出典：外務省HP

### <知財規定の例>

- ・PCTへの加入義務（猶予期間あり）
- ・マドリッド協定議定書への加入義務（猶予期間あり）
- ・周知商標の保護強化等

## ② 日・UAE・EPA

2024年9月18日 : 交渉開始  
 2026年3月 5日 : 大筋合意を公表  
 2026年度以降 : 署名予定



出典：外務省HP

### <知財規定の例>

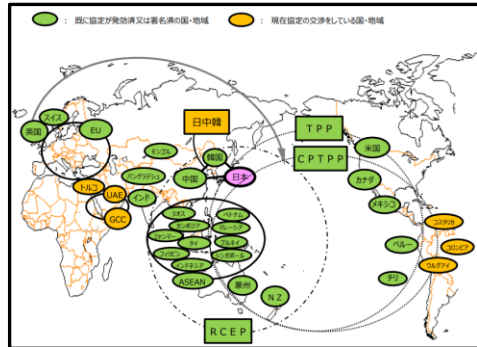
- ・知的財産権の保護に関して、締約国内（フリーゾーン含む）での取締りの確保

## ③ 新たな活動：EPAモットイナイ

2026年1月 : 独自の取組として始動  
 2026年度以降 : 知財専門委員会を適宜開催予定

### <EPAモットイナイ>

- ・我が国は22の協定を発効済・署名済であり、当該協定により51か国をカバー（貿易総額の約8割）
- ・協定履行に懸念がある場合には、必要に応じて知財専門委員会を開催予定



出典：外務省HP

# 中小企業等海外展開支援事業

## ◆ 外国における中小企業の出願等を補助金で支援。

| 事業名                 | 助成対象となる費用   | 補助率             | 上限額  |
|---------------------|---|-----------------|--|
| <b>INPIT外国出願補助金</b> | 外国特許庁への出願、審査請求及び中間応答時に要する手数料、代理人費用、翻訳費用等<br>*対象者には、中小スタートアップや大学等も含む。また、審査請求・中間応答は特許のみが対象<br>※INPITで実施 | 1/2             | (1企業当たり)<br>300万(複数案件可)<br>(1案件当たり)<br>特150万, 実・意・商60万 |
| <b>海外出願支援事業</b>     | 外国特許庁への出願時に要する手数料、代理人費用、翻訳費用等<br>※都道府県中小企業支援センター等で実施  | 1/2             | (1企業当たり)<br>300万(複数案件可)<br>(1案件当たり)<br>特150万, 実・意・商60万 |
| <b>海外侵害対策支援事業</b>   | <b>①模倣品対策支援</b>   |                 |  |
|                     | 海外での模倣品に関する調査や模倣品業者に対する警告・行政摘発手続等の費用、及びこれらに要する代理人費用   | 2/3             | (1企業当たり)<br>400万(複数案件可)                                |
|                     | <b>②抜け駆け商標無効・取消係争支援</b>   |                 |  |
|                     | 抜け駆け商標に対する異議申立、無効審判請求、取消審判請求の費用、及びこれらに要する代理人費用  | 2/3             | (1企業当たり)<br>500万(複数案件可)                                |
| <b>海外知財訴訟保険補助事業</b> | <b>③防衛型侵害対策支援</b>   |                 |  |
|                     | 進出先の外国企業から警告状を受けたり訴訟を提起された場合における弁理士等への相談等に要する費用、訴訟費用、対抗措置や和解に要する費用等                                   | 2/3             | (1企業当たり)<br>500万(複数案件可)                                |
| <b>海外知財訴訟保険補助事業</b> | 海外知財訴訟保険の掛金   | 1/2<br>(更新 1/3) | -  |

# PPHにおける審査時期の予見性向上に向けた改善「PPH eXtra」

- ◆ JPOとUSPTOの両庁は、PPH申請案件の審査着手時期の予見性向上のため、PPH申請案件の各オフィスアクションを行う期限（審査待ち期間）について目標値を設定しつつ実績値を公表する取組を開始。
- ◆ 2022年1月1日から両庁それぞれの目標に沿ってPPH申請案件の審査を実施。
- ◆ 2025年にJPOとUSPTOが共同で、PPHを実施する海外知財庁に本取組を紹介し、参加の検討を依頼。
- ◆ 2026年4月時点で日米中韓を含む7庁がこの取組を実施中。今後も海外知財庁に対してこの取組への参加を呼びかけていく。

PPHポータルより目標値及び実績値一覧（随時更新予定；本取組を開始して間もない庁は実績値未公表）：

| 庁                | 審査待ち期間の種別                     | 平均審査待ち期間の目標値 | 平均審査待ち期間の実績値              |
|------------------|-------------------------------|--------------|---------------------------|
| APO<br>(Austria) | ファーストオフィスアクション                | 3か月以内        |                           |
|                  | 2回目以降のオフィスアクション               | 3か月以内        |                           |
| CNIPA<br>(China) | ファーストオフィスアクション                | 3か月以内        |                           |
|                  | 2回目以降のオフィスアクション               | 3か月以内        |                           |
| ILPO<br>(Israel) | ファーストオフィスアクション                | 3か月以内        |                           |
|                  | 2回目以降のオフィスアクション               | 3か月以内        |                           |
| JPO<br>(Japan)   | ファーストオフィスアクション                | 3か月以内        | 2.4か月 (2025)              |
|                  | 2回目以降のオフィスアクション               | 3か月以内        | 1.5か月 (2025)              |
| MOIP<br>(Korea)  | ファーストオフィスアクション                | 3か月以内        | 2.01 か月 (2024年8月-2025年7月) |
|                  | 2回目以降のオフィスアクション               | 3か月以内        | 2.97 か月 (2024年8月-2025年7月) |
| PRH<br>(Finland) | ファーストオフィスアクション                | 3か月以内        | 2.3か月 (2024)              |
|                  | 2回目以降のオフィスアクション               | 3か月以内        | 0.7か月 (2024)              |
| USPTO<br>(USA)   | ファーストオフィスアクション                | 6か月以内        | 2.7か月 (2024)              |
|                  | 2回目以降のオフィスアクション <sup>*1</sup> | 3か月以内        | 0.9か月 (2024)              |

\*1: セカンドオフィスアクションのみ。3回目以降のオフィスアクションは含まず。

上記取組については、PPHポータル上のPPH eXtraページをご覧ください：<https://www.jpo.go.jp/toppage/pph-portal-j/pph-extra.html>

また、各庁ウェブページにも一部情報が掲載されています。

(JPO) [https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/us\\_highway\\_pilot\\_program.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/us_highway_pilot_program.html)  
 (USPTO) <https://www.uspto.gov/patents/basics/international-protection/patent-prosecution-highway-pph-fast-track>  
 (KIPO) [https://www.kipo.go.kr/en/HtmlApp?c=100016&catmenu=ek02\\_02\\_03](https://www.kipo.go.kr/en/HtmlApp?c=100016&catmenu=ek02_02_03)  
 (CNIPA) [https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/4/11/art\\_53\\_191518.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2024/4/11/art_53_191518.html)

# 審判における国際連携（国際知財司法シンポジウム）

- ◆ 知財司法分野における各国・地域間の相互理解の促進、我が国ユーザー等への情報提供のため、特許庁、最高裁、知財高裁、法務省、日弁連、弁護士知財ネットと共催。
- ◆ 2025年度は、「国際知財司法シンポジウム（JSIP） 2025 知財紛争解決の潮流～知財高裁20周年の節目に～」を2025年10月23～24日に開催。
- ◆ 特に、今年度は、知的財産高等裁判所設置20周年の節目の年となることから、1日目には、知財高裁設立後の知財司法・知財行政についての講演、パネルディスカッションを行い、2日目には、五庁審判部からパネリストが登壇し、各国・地域の審判制度についてパネルディスカッションなどを行った。

**10月23日（木）13：30～18：10**

主催者合同企画

①講演（知財高裁・知財行政の20年の歩み）

②パネルディスカッション（知財分野の国際的動向、知財分野の専門裁判所が果たす役割）

法務省パート

パネルディスカッション（知的財産権侵害への対策に関する各国の経験の共有）

**10月24日（金）13：30～18：05**

特許庁パート

パネルディスカッション（各国・地域の審判関連の知財行政）

裁判所パート

パネルディスカッション（激動する時代とこれからの知財司法）



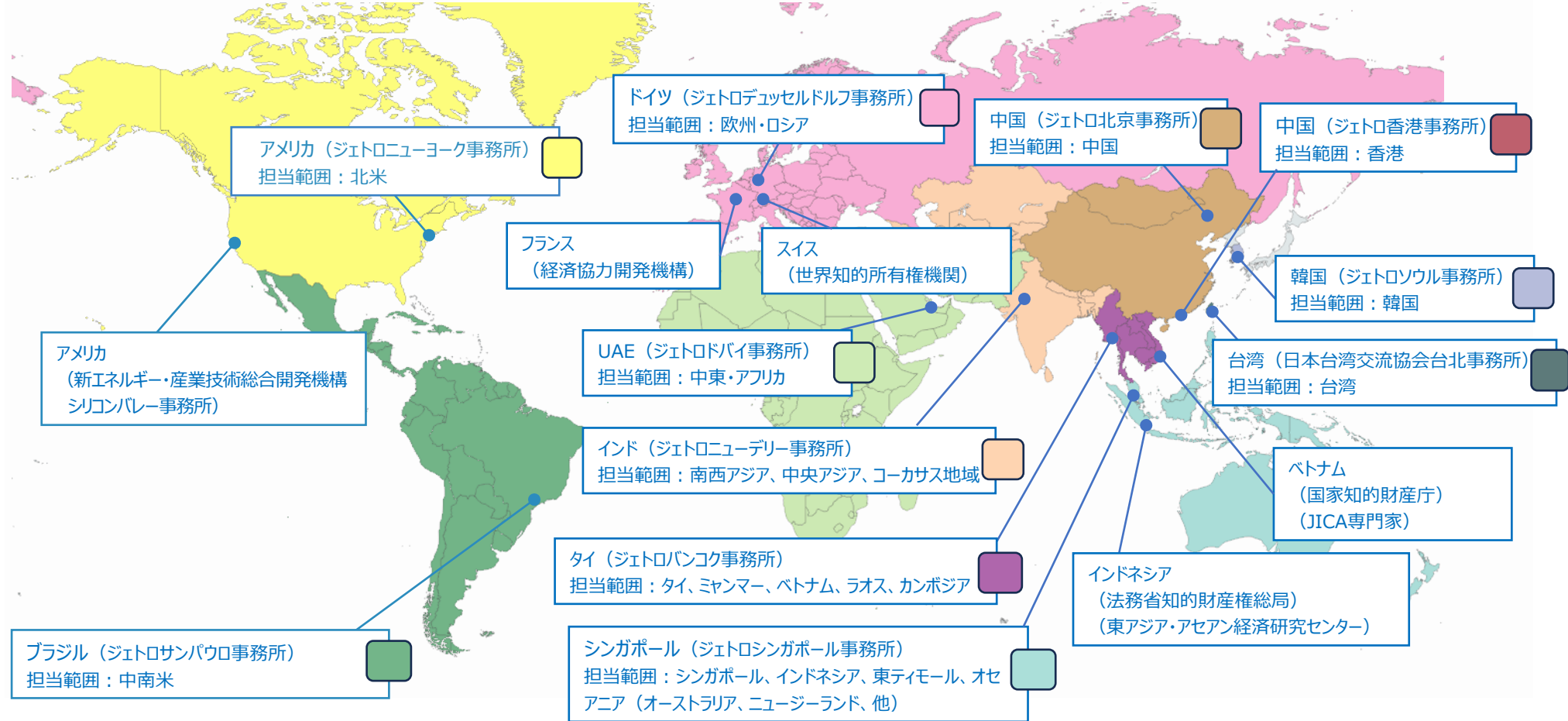
JSIP2025の様子

YouTube 最高裁行政局チャンネル



# (参考) 特許庁の海外ネットワーク

◆ 特許庁の知財専門家を世界各地に配置。現地の知財動向の収集・発信に加え、現地の知財関係者や企業の駐在員とのネットワークの形成など、企業の海外展開を支援。



※カバー地域毎に塗り分け

# AIを発明者として出願できないことは、世界的に決着

## DABUS（ダバス）事件

- ◆英国サリー大学のRyan Abbott教授率いるチームが、「DABUS」というAIを発明者として日米欧中韓を含む世界各国で特許出願。

※ 食料の包装容器（フードコンテナ）等に関する特許発明。

- ◆日本の特許庁も、発明者にAIを記載することは方式違反として出願却下。その後出訴され、知財高裁にて「特許を受けることができる「発明」は、自然人が発明者となるものに限られる」として判断が支持された（2025年1月30日）。

- ◆世界各国で、AIは発明者になれない旨の判断がなされた上で出願却下処分（注：南アフリカのみ無審査で登録）。

- ◆DABUS事件を一つの契機として、AIによる発明の特許法上どう扱うか等の議論が世界各国で活発化し、米国や中国ではガイドラインなどが公表されている（次ページ）。

# AIの利活用で人間の創作的寄与が減少した場合 ～ 各国で議論中

◆各国とも、発明者は発明に対して一定の創作的寄与をした者と解しているが、AIを利活用して人間の創作的寄与が減少した場合の取り扱いについて、各国で議論されている。

⇒ 我が国においても、国内外の状況を注視しつつ、特許制度小委員会で検討を進めていく予定。

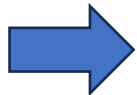
## 各国の動き

### (米国) AIの支援を受けた発明の発明者適格に関するガイダンス

2024年2月13日

発明に AI の支援があった場合に、発明に対する自然人の貢献が特許を取得するのに十分といえるほど大きかったかどうか判断する方法をステークホルダーや審査官に示すもの。

(参照) JETRO NY 知的財産部「USPTO、AI の支援を受けた発明の発明者適格に関するガイダンスを発行」  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Ipnnews/us/2024/20240213.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2024/20240213.pdf)



2025年11月28日に撤回したうえで全面改定。

上記判断方法ではなく、「着想基準」(※1)に従って発明者を判断。

※1：自然人が発明の全ての事項を理解しており、それが「発明者の心の中で明確に定義されていて、広範な研究や実験を行わずに、通常の技能のみで発明を実施できる」状態であるかどうか

(参照) JETRO NY 知的財産部「USPTO、AI の支援を受けた発明の発明者適格に関するガイダンスを改定」  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Ipnnews/us/2025/20251128.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnnews/us/2025/20251128.pdf)

### (中国) AIに関連する発明特許の出願ガイドライン (試行)

2024年12月31日

AIは発明者とできないことが記載されている。また、AIの助けを借りてなされた発明の場合、発明創造の実質的特徴に対して創造的貢献をした自然人は、発明者とできることが示されている。

## 企業の知財業務への AI 活用状況に関する調査研究（2026年度）

- ◆ 生成 AI の急速な進化・普及は、企業等の知的財産担当に求められる役割や業務内容に劇的な変化をもたらすと考えられる。
- ◆ こうした中、日本企業の「稼ぐ力」を強化する知的財産政策を講じるためには、AIトランスフォーメーション（AX）による知的財産ユーザーの行動態様の変化を的確に把握することが必要不可欠。
- ◆ そこで特許庁では、企業の知的財産業務における生成 AI 活用の実体や可能性を把握するため、2026年度に以下の調査研究を実施する予定。
  - ① 企業が、知的財産業務への生成AIの導入を検討する段階から実際に運用する段階までの各段階において、どういった検討を行ったか、どういった課題に直面したか、さらにはどういった解決策を講じたか等を調査・分析し、体系的に整理
  - ② 他社にも有用であると考えられる具体的なAI活用事例（プロンプト例等を含む）を収集・把握し、体系的に整理

# DE&I（ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン）の取組

## 【国際的な取組】

- ◆ 特許庁は、昨年10月、大阪・関西万博において、**世界知的所有権機関(WIPO) 等と連携し、SDGsに向けた知財活用の促進等に関する国際フォーラムを開催。**

- ✓ 知財分野における女性・若者の活躍促進について長官級が議論する「Women & Youthラウンドテーブル」を実施。女性・若者支援の必要性を記した「EXPO2025 IP message」を参加各国と連名で発出。
- ✓ 女性・若者活躍を推進する知財活用企業をWIPOとともに表彰（EXPO2025 JPO-WIPO AWARD）



原文 仮訳  
EXPO 2025 IP Message  
(再掲/特許庁HP)

- ◆ WIPO主催「女性知財（Women and IP）シンポジウム」、「グローバルリサーチ専門家会合」に継続的に参加。
- ◆ 3月8日の国際女性デーを記念し、世界80以上の国・地域の知財庁・知財機関で発出した女性活躍推進に関する共同声明に、JPOも2022年から継続して参加。

## 【国内の取組】

- ◆ 昨年3月・8月、今年3月に、**STEM(理工系)分野への興味喚起、進路選択支援を目的とした女子中高生向けイベント**を開催。

今年8月にも同様のイベントを実施予定。

- 昨年8月開催のイベントでは3日間合計で167名が参加し、参加者の理系選択の意向が、イベント前後で10%超上昇。

- ◆ 国内の知財関連団体との連携を深めるべく、日本弁理士会DE&I推進委員会及び一般社団法人日本知的財産協会（JIPA）DE & I Societyワーキンググループとの三者会合を定期的実施。
- ◆ さらに、すべての特許庁職員的能力を最大限活用することができる状態を目指し、デザイン思考を用いてDE&I推進施策を検討中。



DE&Iに関するラウンドテーブルの様子



女子中高生イベントの様子

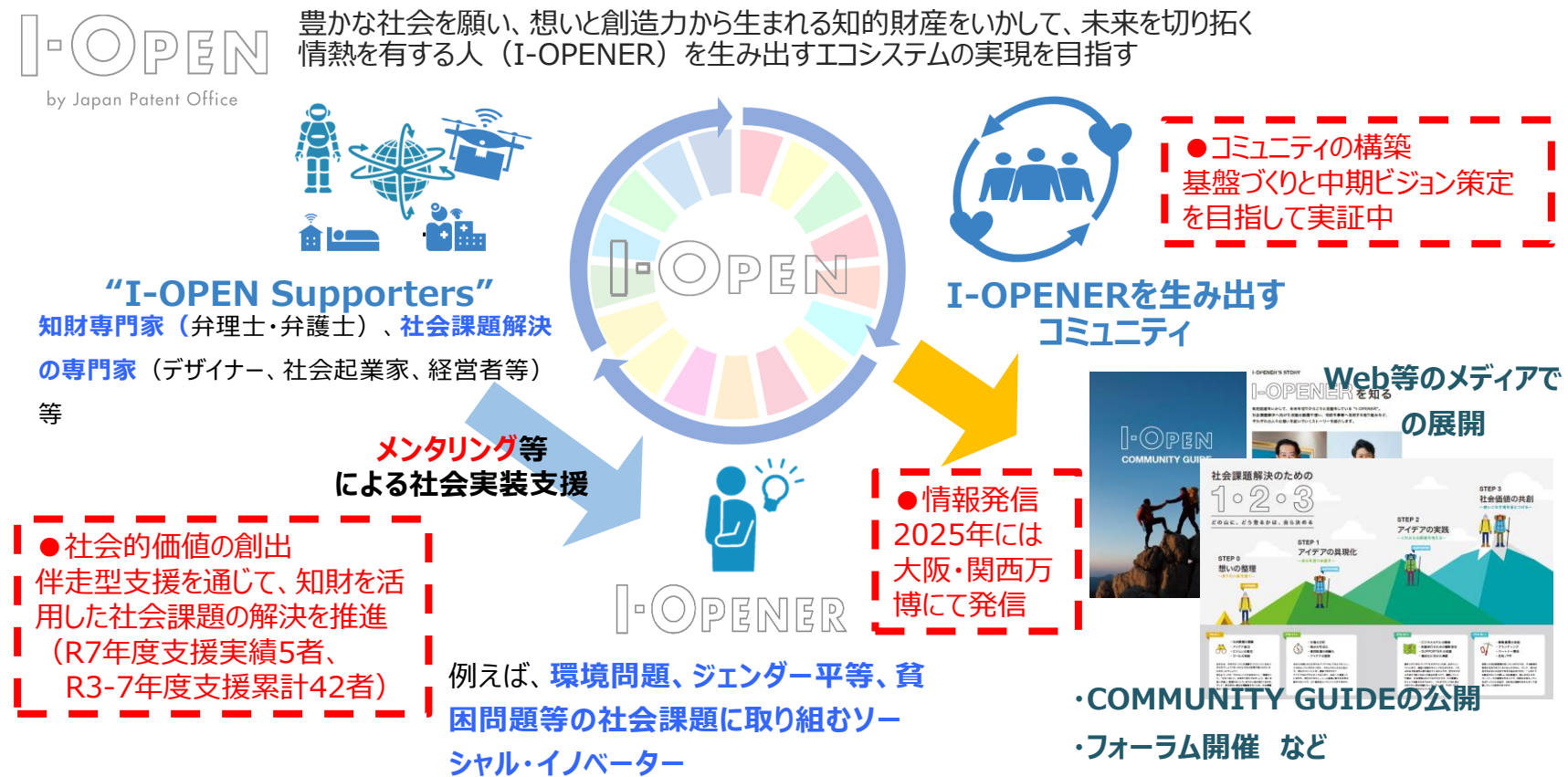


Women and IPシンポジウム

Copyright: WIPO. Photo: Emmanuel Berrod

# 知財を活用して社会課題解決を：I-OPENプロジェクト

- ◆ 社会課題解決に取り組むスタートアップ企業、非営利法人、個人等が、知財やビジネスに精通した専門家の伴走支援を受け、**知財を活用しながら、社会課題解決**を目指すプロジェクト。
- ◆ 今後は、このプロジェクトを通じて築いてきた伴走支援の手法等を活用し、**地域を含め、思いを持った個人等**が行動に移せる環境整備等についての検討を進める。



(出典) 特許庁、I-OPENプロジェクト特設サイト <https://www.i-open.go.jp/>

# 万博出展 ～EXPOメッセでの展示～

- ◆ 大阪・関西万博にて、**社会価値の共創などの新しい知財の活用事例（I-OPENプロジェクト\*等）**や**社会課題解決に貢献する新技術**を実演・展示。社会課題解決に知財が有用であることを国内外に発信。
  - **2025年10月2日～10日**（EXPO メッセ「WASSE」）
  - 主催：特許庁 共催：日本弁理士会 出展：特許庁、日本弁理士会、近畿経済産業局、INPIT
- ◆ **社会課題解決に向けて知財を活用しているフロントランナーを紹介する展示や、社会課題を解決する特許技術を使った製品の体験、ステージイベント**等を実施。

\*社会課題解決を目指すスタートアップ企業、非営利法人、個人等に対し、知的財産権を活用して社会課題解決を支援する特許庁のプロジェクト



(展示のメインビジュアル)



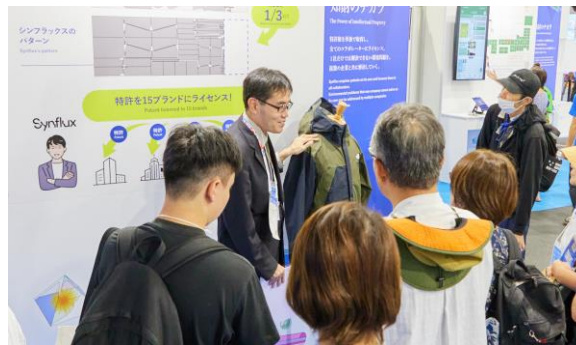
(展示の全体図)

# 万博出展 ～EXPOメッセでの展示～

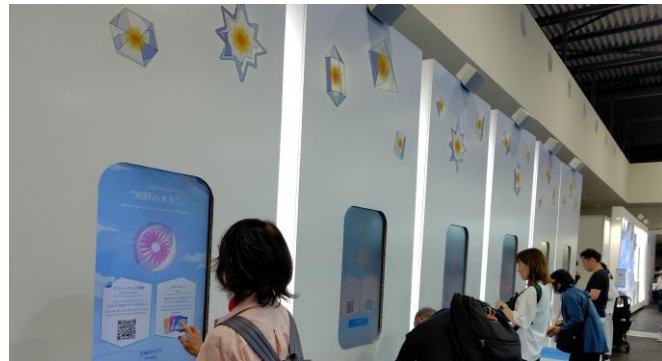
- ◆ **会期中、約5万3000人が来場し、特許庁職員によるガイドツアーも連日好評を博した。**
- ◆ **来場者アンケートの結果から、今回の展示を通して来場者、特に展示のメインターゲットである若年層に、社会課題解決に知財が有用であることを学んでいただき、また、自身も知的財産を生み出せる可能性があると感じていただけた。**



(開会式) 主催・共催・出展者の他、本展時にアドバイザーとして参画いただいた齋藤精一氏・小西利行氏も参加。



(特許庁職員によるガイドツアー)

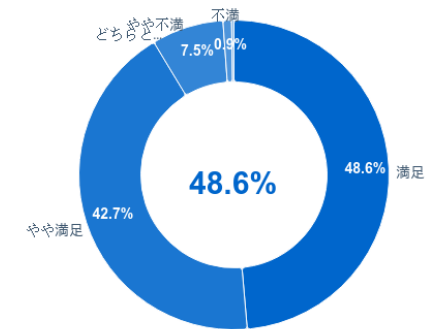


(きづきを集める展示体験) 各展示ブースでの「きづき」を集め、質問に答えると、知財を生み出す力を可視化した来場者自身の「知財のタネ」のステッカーが生成される。



(ステージイベント)  
特許庁I-OPENプロジェクトや、近畿経済産業局、INPIT等による知財活用のイベントも実施。

今回のイベントの全体的な満足度について、「満足+やや満足」が約91% (回答数: 32,559)



(満足 48.6%、やや満足 42.7%、どちらでもない 7.5%、やや不満 0.9%、不満 0.2%)

その他、来場者からいただいたコメント (一部抜粋)

- ・万博で知財について知ることができたのはよい機会だった
- ・ガイドツアーが分かりやすく楽しかった

展示でご紹介したフロントランナーの事例については、ホームページにて公開中！

特許庁ウェブサイト内 特設サイト

<https://www.jpo.go.jp/news/expo2025>



ありがとうございました

---

特許庁

